

昭和六十一年度定期総会資料

長崎県被爆者手帳友の会

長崎市坂本町八の二九

TEL(〇九五八) ④九二六三

④六二四四

戦後処理は筋を通して

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀 勝一



今年も中国残留孤児の肉親を求める顔がテレビに写し出された。敗戦のドサクサで、旧満州に棄てられた人々である。子供とは言え、どのよう

に生きのびて来たことでしょうか……。

私は決して、そのこと自体を責めようとは思わない。敗戦後数年たってから、即ち講和条約の締結後直ちに、この問題を中国政府と交渉を開始すべきではなかったか。

当時、国交がなかったからと言うことは、理由にならない。常に日本人民に対しては、友好的だった中国政府のこととしてこの問題は、とくに解決をみていると思う。四十年の歳月は誠意がなかったと責められても日本政府は一言半句も返す言葉はないはずである。

今日まで日本政府が行った戦後処理は誠に筋の通らないことばかりである。よい例が、戦災者に対する処偶である。いろんな理由をつけて拒否しているが……。フィリピンのような為政者が甘い汁を吸っている外国には一円たりとも援助する必要はないのである。

私達は幸にして、国から原爆二法のおかげで細々と生きついでおりますが、政府に対して、やるべきことをやり、なすべきことをなせと言いたい。政治はあくまでも、公平であり、公正でなければならぬ。何卒、原爆被災者の問題もこの道理を貫ぬいてもらいたいと願っている。

* * *

昭和六十年年度主な行事

70	4・4・3	昭和六十年年度第一回拡大理事会	日赤長崎支部
4	4・5	愛野支部総会	
4	4・9	観桜会「かめだけ」ホーム	
4	4・10	昭和六十年年度第一回政府国会陳情	
4	4・16	矢上試験場原告団結成式	労働会館
4	4・27	三重支部総会	労働会館
5	5・7	原水禁理事会	
5	5・11	昭和六十年年度支部代表者大会	
5	5・16	矢上・馬場婦人会青年学校救護活動者手帳申請	
5	5・19	ホーム理事会	
5	5・22	自民党派連被爆者手帳交付促進の陳情	
6	6・3	副会長・内海武氏死去	
6	6・6	西諫早支部総会	
6	6・8	大瀬戸支部総会	
6	6・11	南有馬中村栄重支部長中国へ出張	
6	6・15、25	奈良尾支部総会 外十一支部	
6	6・29	佐世保大空襲慰霊祭	佐世保市民会館
7	7・2	原対協理事会	
7	7・4	わがこしかたを顧りみて(座談会)	日赤長崎支部
7	7・11	ホーム創立五周年記念	かめだけホーム
7	7・13	吉永証人現地検分矢上自動車試験場	口ノ津支部総会

本会のあゆみ

昭和三十二年十一月十日

昭和三十二年年度

(本会の母体長崎県動員)
(学徒犠牲者の会発足)

- 予算額 老億七千万円
- 原子爆弾被爆者の医療に関する法律
- 一、原爆疾病の医療に関する法律
- 一、健康診断の実施
- 一、被爆者健康手帳の交付

昭和三十五年年度

- 予算額 二億円
- 特別被爆者制度の創設
- 医療制度の創設
- 医療手当の創設 月二、〇〇〇円

昭和三十七年度

予算額 一〇億円

昭和四十年年度

予算額 一八億円

- 特別被爆者の被爆範囲の拡大 2K、3K
- 医療手当の増額
- 特別被爆者の範囲拡大
- 入市者の一部
- 放射能濃厚地区

昭和四十一年度

予算額 二三億円

- 特別被爆者の範囲拡大 新中川町を加入

昭和四十二年年度

予算額 二八億円

- 医療手当の増額 月三、四〇〇円 (昭和四十二年六月十八日)

●被爆者手帳友の会発足

昭和四十三年年度

予算額 四五億円

- 特別措置の制度
- 特別手当 一〇、〇〇〇円
- 健康管理手当 三、〇〇〇円
- 医療手当 五、〇〇〇円

昭和四十四年度

予算額 六〇億円

- 介護手当 日額 三三〇円
- 葬祭料の創設
- 特別被爆者の死亡した場合 一〇、〇〇〇円支給

古賀支部総会
多良見東部支部総会

琴海支部総会

「わが戦いの日々」出版記念会

第五回全国戦争犠牲者長崎大会

被爆四十周年慰霊祭

瑞穂支部総会

全国戦没者追悼慰霊祭

北有馬支部総会

西有家支部総会

ホーム理事会

北松支部連絡協議会

第二回拡大理事会

奄美大島前の浜支部長来崎

第一回矢上自動車試験場公判

国連軍縮委員会レセプション

奄美大島より4名来崎(認定申請)

第二回政府国会陳情 会長ら5名

野母崎支部総会

原対協援護部会

矢上自動車試験場訴訟支援集会

しいたけの会試食会ならびに体験

発表会

猿のこしかけを飲み癌の再発を防

ぐ会

佐賀県被爆者の会来訪

諫早北二支部総会

宝来軒別館

東京武道館

かめだけホーム

日赤長崎支部

昭和四十五年度

予算額 七億円

・各種手当の所得制限の緩和

二九、〇〇〇円

・介護手当の増額 一〇、〇〇〇円

昭和四十六年度

予算額 八億六千円

・健康管理手当の支給対象者の拡大

60才以上

・特別被爆地域の範囲拡大

昭和四十七年度

予算額 一億一千万円

・健康管理手当の支給対象者の拡大

55才以上

・諸手当の増額及び所得制限の緩和

・特別被爆者の範囲の拡大

昭和四十八年度

予算額 一億三千万円

・健康管理手当支給対象者の拡大

50才以上

・手当の増額及び所得制限の緩和

・特別被爆者の範囲の拡大

昭和四十九年度

予算額 一億五千万円

●被爆者手帳の一本化

・各種手当の増額

・健康管理手当 七、五〇〇円

・特別手当 一五、〇〇〇円

・医療手当 七、五〇〇円

・(新)・治療した者 七、五〇〇円

・葬祭料 二二、〇〇〇円

・介護手当 一八、〇〇〇円

・時津、長与の直接被爆地指定 八〇、〇〇〇円

昭和五十年

予算額 二億五千万円

●保健手当の新設 六、〇〇〇円

●家族介護手当の新設 四、〇〇〇円

・各種手当の増額

・特別手当 二、四〇〇円

・治療した者 二、〇〇〇円

・医療手当 一四、〇〇〇円

・健康管理手当 二、〇〇〇円

・介護手当 二、〇〇〇円

●年令制限の徹底

・所得制限の緩和 一一七、五〇〇円

・葬祭料 二、〇〇〇円

・(六月より)

昭和五十一年度

予算額 三億九千万円

・所得制限の緩和 一八三、八〇〇円

・各種手当の増額

昭和五十二年

予算額 四億三千万円

60
11
2

第二回矢上自動車試験場訴訟公判
諫早中央支部結成総会

12
7

シンポジウム「さきの大戦をかえりみて」ならびに昭和六十年年度忘年会

宝来軒別館

12
10

第三回政府国会陳情 正田ら6名

12
19

原爆病院運営委員会

61
1
10

第五回拡大理事會

センチユリーホテル
日赤長崎支部

1
12

五島各支部巡回 正田、青木

1
18

被爆二、三世検討小委員会

1
29

原爆病院運営委員会

2
5

被爆地区是正協議會

原爆病院
本部

2
8

島原支部 観桜会打合わせ

2
10

第六回拡大理事會

日赤長崎支部

2
14

土井ノ首支部結成準備會

2
16

黒崎支部総會

2
18

平瀬七子認定患者と認定通知

初村滝一郎参議より

2
26

かめだけホーム理事會

3
5

第四回政府国会陳情

3
15

昭和六十一年度動員学徒定期總會

3
17

第三回矢上試験場公判

3
20

小浜支部総會

3
25

第五回政府国会陳情

●各種手当の増額
●所得制限の緩和

昭和五十三年度

予算額 五三九億三千万円

●各種手当の増額
●所得制限の緩和

昭和五十四年度

予算額 六六三億七千万円

●各種手当の増額
●特別手当
●健康管理手当
●特別養護ホーム

昭和五十五年度

予算額 八三九億円
●「かめだけ」建設費計上
●二世健康診断実施

昭和五十六年度

予算額 九五五億円
●各種手当の増額
●所得制限の緩和
●原爆病院移転改築費決定
●特別養護ホーム

昭和五十七年度

予算額 九九一億円
●「かめだけ」落成

昭和五十八年度

予算額 一〇二、四〇〇円
●各種手当の増額
●医療特別手当の新設
●認定患者の所得制限撤廃
●近距離被爆者のうち、ケロイド、身体傷害者、孤老に対する保健手当加算分新設

昭和五十九年度

予算額 一〇九、八〇〇円
●各種手当の増額
●移転改築の新原爆病院の着工
●特養「かめだけ」満床

昭和五十七年度

予算額 九九一億円

●医療特別手当 一〇二、四〇〇円
●健康管理手当 二五、一〇〇円
●保健手当 一二、六〇〇円
●原爆病院医療器具 九、〇〇〇万円

昭和五十八年度

●諸手当の前年度なみ
●所得制限 六九八、一〇〇円

●老人保健法による七〇才以上の被爆者の一部有料制限を阻止

昭和五十九年度

予算額 九九一億円
●医療特別手当 一〇四、四〇〇円
●健康管理手当 二五、六〇〇円
●所得制限 七九二、三〇〇円

昭和六十年年度

予算額 一、〇二九億円
●医療特別手当 一〇八、〇〇〇円
●健康管理手当 二六、五〇〇円
●所得制限 八一、七〇〇円

昭和六十一年度

予算額 一、〇九二億円
●医療特別手当 一一〇、八〇〇円
●健康管理手当 二七、二〇〇円

昭和六十一年度

●医療特別手当 一一〇、八〇〇円
●健康管理手当 二七、二〇〇円

昭和六十一年度

●医療特別手当 一一〇、八〇〇円
●健康管理手当 二七、二〇〇円

昭和六十一年度

●医療特別手当 一一〇、八〇〇円
●健康管理手当 二七、二〇〇円

昭和六十一年度

●医療特別手当 一一〇、八〇〇円
●健康管理手当 二七、二〇〇円

改正された 特別措置法

種 別	現行額	改正額	備 考
医療特別手当	108,000円	110,800円	61年4月から
特別手当	39,800円	40,800円	
健康管理手当	26,500円	27,200円	
保健手当 (加算分)	26,500円	27,200円	
保健手当	13,300円	13,600円	
介護手当	36,500円	37,400円	
家族介護手当	11,250円	11,550円	
葬 祭 料	113,000円	113,000円	

所得制限は 877,000円です。
なお被爆地区は正は、昭和61年度の実現はできませんでした。

被爆者健康教室

「めざし」や「しらす」を喰べましょう

致死量に近い、原爆の放射線を浴びたものの故に、最近、骨折したという話をちよくちよく聞くようになった。
被爆者は総体的に、骨格が弱いと云われている。最近の子供も骨折が多く、その原因がジュース等の甘いものの、とりすぎとも云われている。
そこで皆さま、長崎県は、北海道に次ぐ、水産県です。他県の人にうらやまれる海の幸が、手近なところにある、格安である。
「めざし」「にぼし」「しらす」を健康のために、骨ごと喰べるようにしましょう。もつとも「しらす」ま身を喰べるとは、困難ですが、魚粉こそが骨折を防ぐ最高の良薬だと思えます。
又、年老いてからの骨折は、死病となる率が多いのですから、御用心!!

昭和五十九年

昭和60年度 決算書

自 昭和60年4月1日
至 昭和61年3月31日

収 入 の 部			支 出 の 部		
科 目	金 額	備 考	科 目	金 額	備 考
前年度繰越金	6,995,723		人 件 費	2,817,440	
会 費	25,493,800	15,933世帯分	陳 情 旅 費	1,413,370	
助 成 金	1,325,000	県より 1,100,000円 市より 180,000円他	普 通 旅 費	3,349,080	記念誌ルポをふくむ
寄 附 金	324,000		交 通 費	1,348,401	
創立20周年 事業繰出し金より	4,000,000		食 糧 費	617,055	
記念誌収入	3,302,660		印 刷 費	9,535,700	記念誌を含む
雑 収 入	3,132,547	記念誌代 2,379,400円を含む	通 信 費	2,060,483	
			会 議 費	5,372,290	記念誌出版記念パーティもふくむ
			消 耗 品 費	300	
			還 元 金	5,305,640	
			事務所借上料	288,000	
			備 品 費	200,000	
			水道光熱費	186,006	
			慶弔交際費	1,754,860	特別功労者表彰記念品もふくむ
			雑 費	1,490,143	
			振替手数料	52,700	
			組織助成金	806,400	県民2支部助成費もふくむ
			次年度繰越金	7,975,862	
合 計	44,573,730		合 計	44,573,730	

昭和61年度 予算書 (案)

自 昭和61年4月1日
至 昭和62年3月31日

収入の部			支出の部		
科目	金額	備考	科目	金額	備考
前年度繰越金	7,975,862		人件費	4,480,000	職員3名分
会費	27,200,000	17,000世帯分	陳情旅費	2,000,000	8万円×25人
2・3世会費	4,000,000	5,000世帯分	普通旅費	3,400,000	
助成金	900,000	県・市より	交通費	1,200,000	
委託費	600,000	長崎県より	食糧費	600,000	
寄附金	400,000		印刷製本費	2,100,000	
雑収入	1,500,000	記念誌残り分を見積る	通信費	1,900,000	
			会議費	3,200,000	代表者大会、忘年会など支出
			備品消耗品費	200,000	
			事務所借上料	360,000	
			還元金	5,250,000	
			2、3世還元金	1,000,000	
			慶弔交際費	1,400,000	
			雑費	2,500,000	
			水道光熱費	200,000	
			組織助成金	900,000	支部育成のため
			20周年記念事業費	3,000,000	
			予備費	8,885,862	
合計	42,575,862		合計	42,575,862	

チクリ、チクリ

○ 原爆・平和と云えばマスコミが飛びつく、そのために全然かわりのないものが、原爆・平和と叫ぶものがあるようだ。ある牛乳店が、どうしても売り上げが目的の数に達してない為、原爆の施設に牛乳百本を寄附したそうである。ところが待ってましたとばかり新聞の記事となったそうである。

しかしながら、この牛乳店の涙ぐましい努力にもかかわらず倒産したそうである。

このような話をちよくちよく聞くのである。販売店がえらく広告を派手にする、あの建設会社がハッスルしているぞと思っていたら、それから二ヶ月程たったら倒産の記事を新聞でみる事が意外と多いのである。丁度ロソクが燃えつきようとする前にパーと明るくなるようなものである。

そこで私は云いたい。地道に誠実に仕事にはげんでいるところは決してつぶれてはいないのである。宣伝よりも中味を大切にすることが必要です。

原爆・平和と叫んでいる政治家・団体、大切なのはまじめな日常活動ですぞ、お忘れなく。

このところ裁判官の不祥事件が続いておるが、被告の女性とよい仲間になって、判事を辞めさせられた安川判事補、人妻と心中した判事もあったが、判事も人の子であるので、よいことではないが、世間において得ることだと無理して理解するところである。

ひどいものになると、検事総長の名を語って、ときの首相に電話した判事もいるぐらいだ。

国家秘密法について

公判を傍聴してみると、あの黒衣の服装が泣いているのじゃないかと思う訴訟指揮を見ることがある。何もこれくらい裁判官に給料を高く払って養っている国民がばからしいと感じることもあるくらいだ。戦後ヤミ食糧を拒否し栄養失調で死亡された判事、神様のように見えるのが庶民の感覚である。庶民をなめていたら、マルコスさんのようになるのがおち。御用心、御用心。

○ 原爆・平和ではめしが喰えない。仕事が欲しい。このようなことを長崎市の中小企業者からよく聞くところである。

思えば長崎の基幹産業のかつての花型産業であった造船・石炭・漁業の不振がこのような声となつてあらわれているのである。

しからば、これにかわる産業の育成は困難なことであろうか？、まず、観光資源が豊富などころだけに観光産業、これはいけますね。ただ長崎市の道路をなんとかしなければねえ……。

つぎに漁業である。これだけの海岸線の長さがあつて漁業が不振と云うことはおかしい。それはこれまでの漁業がとるだけの略奪漁業であつたからではなからうか？、そこで視点をかえて育てる漁業を採用したら様相が変わってくるのではなからうか。大村湾などは栽培漁業のセンターとなる恰好なところではなからうか。

問題は水産業にどれだけの投資をするかで左右される問題である。最後に造船業であるが、昭和三十年代から始まつたタンカーブームも終り、今や韓国、シンガポールの後進国の追い上げで、しかも前記二国の労賃が安いために太刀打ちできないのである。

もはや、造船業は後進国産業となり果てている。世界の造船界を見れば止むを得ないところである。

そこで、三菱でなければ、と云う産業の開発こそが望まれるところであるが、なかなかむづかしいところではなからうか。

さきの大戦において私達原爆被爆者が何が一番腹立たしかったと云えば戦争に負けたことよりも、相次ぐ敗戦をひたかくして国民をきまんし原子爆弾が頭上に炸裂するまで勝つた勝つたと大本営発表を国民に押しつけたことである。

その為一億国民の犠牲は甚大な戦争災害となつて私達国民を苦しめたことは周知の事実である。

原子爆弾に竹やりと、およそ現代の社会において考えられない無暴な戦争が何故三年四ヶ月の期間を戦うことができたかは実に言論が統制されたことによつてもたらされた所産である。

私達原爆被爆者は最愛の肉親・友人・知人を多数失い、又みずからは致死量に近い放射線をあび、後遺症と戦いながらこの四十一年間をかうじて生きのびて来たのである。ただ敗戦によつてよかつたと思うことは、民主主義でありなかも言論の自由である。この言論の自由が再度浸されようとしている現実はなんとしても黙視することが出来ないのである。

政府自民党によれば言論の自由を拘束するものは防衛上の問題のみであると報道されているが、平和憲法のわが国に何が秘密が必要かと反論するものである。すべてを公開し、天下の大道を行く政治がいま人類が求めて止まない世界平和への道ではなからうか。

一族、一国家の利益を追求する政治、経済の体制は過去の遺物として博物館に保存されねばならない時が今人類の頭に到来したものと思うが……。

又、私達原爆被爆者が恐れていることは、被爆者の援護法制定の運動、平和運動も制約されるのではなからうか。そして又いつか来た道を再度歩まされるのではなからうか。

何卒、政府自民党において国家秘密法を思いとどまって戴きますよう、お願いする次第である。

昭和六十一年四月八日

長崎県被爆者手帳友の会

昭和六十一年度運動方針（案）

◎ 国に対する要望事項

- 一、原爆死没者の弔慰金を交付せよ
- 一、被爆地区のアンバランスを是正せよ
- 一、近距離被爆者の保健手当を健康管理手当の倍額とせよ
- 一、若年時被爆者（一才から十四才）に特別な健康診断と援護施策をたてよ
- 一、被爆二・三世の定期健康診断を法制化し、且つ、原爆被爆の関連疾病について医療費の国庫負担をせよ
- 一、県央中区にホームを建設せよ

◎ 原水禁運動・平和運動について

- 一、世界被爆者会議を実現させること
- 一、非核宣言を、長崎県議会・長崎市議会に実現させること
- 一、国家秘密法案（スパイ防止法）は、言論の自由を破り、再度軍国日本への道となるので反対すること
- 一、軍国主義日本へのUターンを防止するため、他の市民団

死の海を宝の海へ

長崎県被爆者手帳友の会会長

深堀勝一

私は過日、西彼杵郡の支部長協議会を大村湾を臨む場所で開いた。話題が大村湾に及び、現在の大村湾はすでに半分死んでいる。すなわち、時津、長与、多良見の大村湾の南半分は魚類、海藻が育たぬところとなり沿岸住民は海の幸から見放されている現状であるようです。

その半身不随の大村湾を最大限に活用することは、長崎県の百年の大計であると思います。

そのためには琴海町西海郷と長崎市三重までの間を掘さくして運河を造り、外海の海水を大村湾に流入すれば、海水の汚染は最小限にとどめることになりはしないか。

そうすれば大村湾が生き返り長崎県の水産資源の開発に大きな役割を果たすことになろうと思います。

栽培漁業が唯一の生きる道と考えられるが、大村湾は稚魚の育苗地としては最適な場所ではなからうか。

古老の話によると、海水をストレートに流入すれば、大村湾の水位が上がり、水没したり、浸食されるところが出ないとも限らないそうだが、対応次第では、いくらも方法はある。

それは水門を造り、海水の流入を調節することによって、被害を避けることができましよう。

この小さい島国に一億一千万の人間がひしめきあって暮らしている日本を思うとき、国家百年の大計が必要だと思い、筆を執った次第です。

体、労働団体、平和運動団体の提携を強化すること

◎ 旧矢上村自動車試験場救護所の公判について

一、裁判の公正を期するよう署名運動を展開し、最高裁判所長官あて、嘆願書を提出すること

一、旧矢上村自動車試験場救護所について、知っている、あらゆる情報を本部あて報告すること

一、裁判を公正・公平に行なわれているかを監視するため、傍聴者をつのり、出席すること

被爆者健康教室

「しいたけを喰べ癌を追放する会」からのレポート

しいたけが癌に効くのではないかと思つて友の会では、三年前から会員を募り、前記の会を発足させたのでした。その為か会員で癌で死亡するものは皆無である。あれ程まで癌で死亡した人をたびたび聞いていたときのことを考えると不思議なくらいである。又、会員のなかでコレステロールが正常値になった人が二人いて、非常によくこんでおるところである。

最近の読売新聞に、しいたけが癌に有効であるので、味の素が山之内製薬と提携して製癌剤を製造販売することでした。やっぱり、私達友の会が予測したとおりの結果である。しいたけには副作用がないので、毎日喰べることに致しましょう。

チクリ、チクリ

○ 長崎港の港口に女神大橋をかけようと、選挙のたびに公約になるが、選挙が終わるとどこへやらお蔵入りとなる幻の橋とは、このことであろう。

なんでも三百億の巨費となるのだそうである。

しかし、この橋がかかると交通渋滞解決の切札となることは確実である。

長崎駅を中心とした交通渋滞は、もはや末期的症状である。

県が県債でも発行して、県民から金を借りて建設したらどうだろうか。県民のなかには結構貯金しているのも事実である。

思い切つてやつてもらいたいものである。

○ 福岡県の産炭地によくある現象「公害屋」とやら、めずらしい商売がときおりマスコミを賑わしているが、なんでも国から公害を受けた住民に支払われる国費にむらがつて中間的な利益を受けている商売だそうである。

どうして役所とこれら被害住民と対々で話し合いができないのかと、不思議に思うくらいであるが、実は国費を支払っている役所側に問題があるのでなからうか。役所側が被害住民に親切に対応してやれば、公害屋の仲介を必要としないはずである。

そこをつい書類の作成の上手な公害屋を役所側が是認してこれを利用するから、このような結果となっていると思う。役人としてみれば自分の腹の痛むわけではなく、どうせ国の金だからと安易なとりくみかたが、そもそも間違いのものである。

役人たるもの国の金だから、一銭たりとも粗末にすることができないのだ、と公務員道を發揮してもらいたい。

悪事を働くもののかげに必ず悪代官がいるようだ。水戸黄門のドラマじゃないけれど……………。

のお知らせ

て、原爆被爆者に下記のような手当が支給されます。

所得税額による制限	申請に必要な書類	
所得制限撤廃	<p style="text-align: center;">(共通のもの)</p> <p>① 世帯全員の住民票の写し (住民票とう本) 住民登録をしている市役所又は支所で請求して下さい。</p> <p>② 申請者、配偶者又は生計を維持する扶養義務者の前年分の所得税額を証明する書類 { 1月から3月までに申請する人は前々年分、4月申請する人は前々年分と前年分を提出のこの } (1) 会社等に勤めている人は、勤務先の交付する給与源泉徴収票 (2) 自営業など事業主は、確定申告の写し又は税務署の納税証明書 (3) その他市民税申告受付票、年金証書など所得を証明できるもの(長崎市のみ) (4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明書が必要です。(但し合算はしない)</p> <p>③ 被爆者健康手帳</p> <p>④ 印かん</p>	
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税変更 877,000円までの人		
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が 877,000円までの人	<p>① 健康管理手当認定申請書</p> <p>② 診断書(健康管理手当用) ●かかりつけの病院などで診断してもらうこと。</p>	
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が 877,000円までの人	<p>① 医療手当支給申請書</p>	
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が 877,000円までの人	<p>① 医療手当支給申請書</p> <p>② 認定医療証明書 ●指定医療機関で証明してもらうこと</p>	
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税が 877,000円までの人	<p>① 介護手当支給申請書</p> <p>② 診断書(介護手当用)</p> <p>③ 介護料の支払いを証する書類(領収書)</p>	
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が 877,000円までの人	<p>① 介護手当支給申請書</p> <p>② 診断書</p> <p>③ 介護申立書</p>	
所得制限ありません。	<p>① 葬祭料支給申請書</p> <p>② 死亡診断書又は死体検案書</p> <p>③ 死亡した被爆者の住民票の抄本または消除された住民票の写し</p>	

(昭和61年4月1日改正)

原爆特別措置法による被爆者援護法

「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」によつ

種別	支給対象となる人	支給金額
医療特別手当	負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生大臣の認定を受けたもの(認定患者)のうち、現在も認定を受けた負傷又は疾病の状態にある人に支給されます。	月額 110,800円
特別手当	上記の認定を受けたことのある人で現に治癒等により当核認定に係る負傷又は、疾病の状態でない人に支給されます。	月額 40,800円
健康管理手当	原爆被爆者で次の疲病にかかっている人に支給されます。 (手当の支給される病気) 1 造血機能障害 貧血症・白血病など 2 肝臓機能 〃 悪性肝炎・ビールス性肝炎を除く 3 細胞増殖機能障害 悪性新生物(がん等) 4 内分泌腺 〃 糖尿病など 5 脳血管 〃 脳出血など 6 循環器 〃 高血圧性心疾患・慢性虚血性心疾患 7 腎臓 〃 慢性腎炎・ネフローゼなど 8 視機能 〃 白内障(先天性を除く) 9 呼吸器 〃 肺気腫など 10 運動器 〃 変形性関節症など 11 消化器 〃 潰瘍の伴うもの	月額 27,200円
保健手当		月額 13,600円
保健手当(加算分)	1. 3級以上の身障者であること。 2. 子、孫のない70才以上のもので、ひとりで住んでいるもの。 3. ケロイドの人	月額 27,200円
介護手当	原爆被爆者で厚生大臣の定める特定の障害があるため、医者が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給されます。	介護人等を雇って介護料を支払ったとき。 介護日数20日以上 月額 37,400円
家族介護手当	介護が必要にある人が家族から受けた場合。	月額 11,550円
葬祭料	原爆被爆者が死亡した場合、その葬儀を行った人に支給されます。	昭和58年9月1日以降に死亡した被爆者。 113,000円

さるのこしかけのお茶をのみ

癌の再発を防ぐ会

人々がいま一番おそれおののいている病気は癌ではなからうか。私達被爆者は他の人よりも癌にかかる人が多いと聞いております。

しかしながら、この癌も外科療法でかなりの人が手術に成功して、立派な社会生活を営んでおられるのをよく見かけるところです。

この人達の最大の悩み、苦しみは、再発であろうと思えます。そこで友の会としましては、既に制癌剤としてみとめられている、三共製薬のクレスチンが、サルノコシカケであるのに着目して、私どもが常用しているお茶のなかにサルノコシカケを混入して、これを飲むことができたなら、ともすれば飲みにくいクレスチン等、化学療法にも匹敵するのではなからうかと考えた次第です。

幸いにも、本会の役員を二〇年余をまじめに勤められている北高来郡高来町に米田正利氏が、お茶の製造から販売まで一手に経営されております。聞くところによりますと、米田さんのお母さんが、今から十三年前、長崎原爆病院で胃癌の手術を受け、病院側から数年の生命だと云われているにもかかわらず、八十六才の今日までサルノコシカケのお茶をのみ、元気にしておられるわけです。

全く、本会が推察したとおりの結果があると思ひ、大いに意を強くしたわけです。そこで癌患者の再発を防ぐため、会員五〇名を募り、発会させたいと思つております。何卒この趣旨をご理解のうえ、ご入会下さいませようお願いします。

なお、会員にはサルノコシカケのお茶を友の会事務所に保管してありますので、お買い求め下さいますようお願いいたします。

値段は、二〇〇グラム 二、〇〇〇円ですので、

念の為お知らせします。

追伸 本会としましては、このような同好会がひとりよがりとならない為にも、顧問ドクターとして、長崎原爆病院内科

部長・迎 英明先生をお願いしております。

◎健康管理手当の審査がきびしくなります

財政が苦しくなればなる程手当がきびしく制限されるのは当然のことであるが、どうも弱いものいじめのようである。しかし受ける方もこれに対抗して利口にならなければならぬ。健康管理手当が容易に受けられるよう常々、病院通いをして、健康状態を正確に把握しておく必要がある。又、医師の方にもきびしい人、やさしい人があるので、その点についてもよく認識しておく必要がある。どうしても駄目ならば本部まで出向いて相談することも得策である。

記者の回

ことは被爆四十一年、国際平和年でもある。長崎、広島を中心とした昨年の国際的な平和行動をさらに発展させる正念場といえる。

昨夏の原爆の日前後、海外ジャーナリズムは長崎、広島を大々的に取り上げ、長崎市の関係者は「核兵器廃絶の願いは世界に伝わった」と一様に評価した。しかし一部には冷ややかな見方があったことも忘れてはなるまい。イタリヤの有名紙ラ・レプブリカは「世界平和のシンボルは広島であり、長崎はある意味で忘れられてきた」との書き出しで「長崎には原爆の街のイメージはない。被爆資料は国際文化会館という奇妙な名前の建物に展示されているだけで、平和公園の手を上げた不気味な像は悲劇のシンボルというより極度の賛美と受け取れる。観光業に頼っている長

核兵器廃絶への道の険しさ

崎は旅行者のことを考えれば原爆の悲劇を強調できないのだ。また兵器が製造されているため、非核都市宣言をできないでいる」と厳しく論じた。ある被爆者は「ばく大な金をかけても単なるお祭りにならなっていない。その証拠に軍備拡張はやまず、核実験が繰り返されている」と平和運動のセレモニー化を指摘した。

国家、都市、団体、個人、各レベルでの主張の食い違いはあるが、世界平和という大目的達成のためには、それを止揚しなければならぬ。リーダーシップをとるべき長崎はどう効果的に活動するか、各方面からの苦言を真しに受け止め、新たな一歩を期待したい。

先ごろテレビ放映された米ソ両国民の衛生中継による討論会で、両者の意見は三次元的にすれ違い、後には興奮と怒りだけが残った。世界の縮図を見せられたようで、核兵器廃絶への道の険しさを思い知らされた。

(報道部・徳永英彦記者)

対岸の火と傍観できない

このたびのフィリピンの政変劇はまことに幼稚でこっけいであった。そのためにフィリピンのイメージは低下し、国家と国民の損失は測り知れないものがあると思われるが……。

明治維新もこのようにあったのではないかと思いを馳せたのである。

その最大の誤ちは、政敵アキノ氏を飛行場に殺害したことに始まった。嚴重な警備がしかれている飛行場のなかに、犯人がやすやすと武器を携帯のうえ、侵入できること自体がおかしいことではないか……。これは、あきらかに国家権力を有するものの仕業であることは、素人の私達でも予測されるところである。

それにしても、あの茶番劇の最たるものが裁判である。それに携った裁判官が真理と正義に従って判決を下していたならばあのような結果にならなかつたと思うものである。しかし、これを他国のことだと一笑に付すことができないのである。

私も最近ある種の裁判を傍観しているが、権力におもねる裁判に危機感を感じているひとりである。このことを周囲の人に話したところ自分も同感であるとの返事が返って来たのである。

司法・行政・立法が、なにか故に三権分立しているかを厳格に胸にきざみ、フィリピンの二の舞いとならないように努力して貰いたい。

昭和六十一年二月二十七日

長崎市坂本町八の二十九
長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀勝 一 (五十八才)

人間の意識革命を急げ!!

これからの時代は、武力で敵を屈服させることは、出来ないことである。

紛争は、すべて正義と真理にもとづいて解決すべきである。かりにある特定地域において紛争が起きても、世界には多数の核兵器を保有する国があるので、核兵器発射のボタンが押されることになるのである。そうすれば、これが、他の地域に波及するのである。

人間の意識革命をしなければ、これからの人類は、生きていくことは出来ない。

日本、アメリカ、ソ連など国の利益を考えて行動するときには五十年前の発想である。

今や人類が核兵器時代をどのようにして生きるかが、人間のえいちである。

そうすれば、一国の利益云々することがいかに視野の狭い考え方であろうか……。

これからは、人類の生存のために、人類の共存のために、人類の繁栄のため、視点をかえて、生きていかねば、この地球上に生き続けることは出来ないのである。

宇宙船にのって、地球をはるかかなたよりみることできた宇宙飛行士達は、なんで、あのちっぽけな地球であらそつていて人間どもの社会を馬鹿なと思つたことでしょう。

住所 地球国〇〇州〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 〇 〇 〇 〇

このような時代がはやく実現されねば人類は、この地球上に生存することが不可能である。

三菱さんにお問い合わせ

諫早市に三菱の魚雷工場が建設され、オープンになったことが、テレビで放映されていたのをみましたが、被爆四十年の歳月もここまで来たかと思わず考えなおしたのでした。

私は当時十七歳、動員学徒として、三菱兵器大橋製作所に勤務させられた。鬼畜米英、大東亜戦争は聖戦なりと教わり、ひもじ腹をかかえて、来る日も来る日もなれぬ仕事に従事したのでしたが、御存知のとおり、原子爆弾の投下により、同僚等九、〇〇〇名のうち即死者を含むその後放射能の後遺症で亡くなったもの四、〇〇〇名のものが原子爆弾により死亡したのでした。

今年の九月下旬でした、当時三菱兵器大橋工場に勤務した奄美大島から元・女子挺身隊の人が、三名長崎原爆病院にガラス片摘出手術のため、来崎されたのでした……。

長崎市は、いま戦後最悪の不況だとも云われています。

その為か、この三菱の兵器工場に市民から何等の反応がなかったことでした。それが恐ろしいことです。

背に腹はかえられぬとかで、またざるく軍拡への道を歩むのではなからうか？

三菱がなかつたら米軍による原爆投下もなかつたことでしょう。どうか三菱さん、不況克服のための苦しい立場は判りますが、兵器生産よりも平和産業で生き抜いて下さい。三菱の技術をもってすれば、それは可能だと思いますが……。

昭和六十年十月二十六日

長崎市坂本町八の二十九

団体役員 深堀勝一(56才)

裁判傍聴記

憲法第八十二条によれば、裁判は公開となつてゐる。

特に、国民の権利に関することについては、きびしく定められてゐるが、この裁判を見る限り、プライバシーの侵害とか云つて、被爆者手帳却下に至つた資料・証人を一切明かそうとしないのである。原告側から出された証拠・証人に対しても真実を究明せず裁判官は、ただ重大明白と何回も公判中に云い、すべてを押し切ろうとしてゐるようである。

旧矢上村自動車試験場の実地検分についても、旧自動車試験場の建物こそないが、隣家の同じく救護活動に当つた井上キマさん方は、今も残つており、是非検分せねばならないことだと私達は思うのに、これを「四十年前のことだから今さらしても仕方がない」と云つて、拒否してゐる。裁判官として、真実を究明しようとして職務に対する考え方に原告団としては、疑問を抱かざるを得ないような行為である。

又、市役所側から提出された証拠書類、主に警察関係の書類は真黒でぬりつぶされた個所が多数あり、丁度敗戦後の小中学校の教科書を見るようだ。

それに対して原告団の私たちから見れば、この黒くぬられたところこそ被告・市役所側に不利なものではなからうかと思ふものである。

なぜこの点の真実を究明しようとしなないのであるうか。プライバシーの侵害と云うのなら、却下された人々の不利益は一体どうなつてもよいのであらうか。

およそ私達市民が持つてゐる日本国憲法も一体どうなつてい

るか、首をかき上げたくなる光景である。

被爆2・3世の会信条

- 1 今日おかれてゐる被爆2・3世の健康上の特別な状態に照らし、健康診断ならびに、医療保障制度の確立に、努力すること。
 - 2 祖父母、父母が、原爆の投下により受けた被害に対して、正確な認識を持ち、理解するとともに、進んで被爆者の援護運動、平和運動に参加し、且つ、本運動の成功のために、若いエネルギーを注入するものであること。
 - 3 被爆2・3世に対する云われなき予断偏見に対しては、敢然として闘い、日常生活を円滑に営むことができるよう、不断の努力を傾倒すること。
- 又、被爆2・3世の連帯を強化して、地域社会の発展に寄与すること。

“医療費が無料となつて助かつた私”

長崎市立山町 磯田 泰子

私は、三菱兵器大橋工場組立で原爆を受け、頭部に受傷した。

昭和20年8月11日から、大村海軍病院に入院、24年まで治療を続けた。その後、長大附属病院に転院、昭和30年に退院した。

その後、長大附属病院に通院していたが、その間の医療費は、父が三菱造船所に働らいていたのと、それまでの貯蓄を喰いつぶして、支払つていたそうです。

父が、定年間の昭和32年に、原爆医療法が成立し、はじめて認定患者となり、医療費が無料となつたが、そのときの嬉しさと云つたら、何者にも、かえりたいものでした。これで、医療費の心配なく、家のものにも迷惑をかけることがないと思つたのでした。現在、被爆2・3世の人の医療費国庫負担の制度がないので、病氣している人は、きつと困つておられることでしょう。

自分のことにひきかえ考へる今日この頃です。せめて2・3世の人にも原爆による疾病と判つたら、国が医療費を負担する制度ができたらと思ひます。

被爆2・3世の会入会申込書

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀 勝一 殿

氏 名 _____

現 住 所 _____

郵便番号 _____

電話番号 () () - () ()

2世のもの

被爆2世で、 同一世帯に いるものの氏名	氏名 _____	氏名 _____
	氏名 _____	氏名 _____

両 親 の 氏 名	○で囲む	被爆場所ならび入市
父	生・死	
母	生・死	
<u>3世のもの</u>	被爆3世で、 同一世帯に いるものの氏名	氏名 _____ 氏名 _____
祖 父 母 の 氏 名	○で囲む	被爆場所ならび入市
	生・死	
	生・死	
父 母 の 氏 名	○で囲む	備 考 (要望・意見)
	生・死	
	生・死	

本会の趣旨に賛同し、会費(年間 800円)を納入し、入会を希望します。

昭和 年 月 日

会費納入者 住 所 _____

支部名 _____

氏 名 _____

~~~~~ ◆ ~~~~~  
備考欄

※ 会費は一世帯単位とし、一世帯に被爆2・3世が何名いても800円とする。  
 なお、別世帯の場合は、たとえ1名でも800円を納入することとする。  
 会費納入は原則として所属する友の会支部又は、友の会理事のところでお願ひします。  
 止むを得ぬ場合は、本部でも差支えありません。

# 長崎県被爆者手帳友の会

事務所 長崎市坂本町八の二九

TEL (〇九五八) (44) 九二六三・(44) 六二四四

## 中曾根政権と 被爆者対策



長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀勝一

中曾根政権が誕生してから既に五年になろうとしている。

ところでこの政権は、私達被爆者運動をこころざすものにとつては最悪の政権ではなかつたらうかと思う

### 中曾根内閣の被爆者対策

| 年度    | 保健管理手当 | 保険手当   | 医療特別手当  | 防衛費      |
|-------|--------|--------|---------|----------|
| 昭和57年 | 25,100 | 12,600 | 102,400 | 2兆5,861億 |
| 昭和58年 | 25,100 | 12,600 | 102,400 |          |
| 昭和59年 | 25,600 | 12,800 | 104,400 |          |
| 昭和60年 | 26,500 | 13,300 | 108,000 |          |
| 昭和61年 | 27,200 | 13,600 | 110,800 |          |
| 昭和62年 | 27,400 | 13,700 | 111,600 | 3兆5,174億 |
| 増上げ額  | 2,300  | 1,100  | 9,200   | 9,313億   |
| パーセント | 9.16%  | 8.73%  | 8.98%   | 36.01    |

ものである。勿論、高度成長から低成長の時代の転換期であったことも災わいしたものであるが、一番の問題点は、行財政改革の名のもとに進められた合理化は、すべて軍拡のためであったと云われても過言ではない。

左記の表をみれば歴然とした事実である。

太平洋戦争の歴史をみると、軍備拡大がいかに愚かなことであることが立証できるのである。これからは、軍備縮少への道が人類が地球に生存できる唯一の道であろうと思うのである。

又、産業構造変革のときであろうと思うが、あまりにも働らくものの職場がせめられていくことにより多大な懸念を感ずるところである。

雇用不安と云われているが、いまの世相はそれを通り越して、社会不安である。

およそ政治の道にたづさわるもの、民生安定を最重点に施策に当ててもらいたいものである。

# 昭和六十一年度の主な行事

|          |                |                 |
|----------|----------------|-----------------|
| 昭和61・4・4 | 観桜会            | 島原市一、二〇〇名参加     |
| 61・4・7   | 奄美大島より認定患者来崎   | 二名              |
| 61・4・21  | 第一回拡大理事会       | 日赤長崎支部          |
| 61・4・23  | 中国訪問           | 正田理事            |
| 61・4・29  | ノ連原発事故         | 原水禁と友の会共同声明     |
| 61・5・10  | 昭和六十一年度支部代表者大会 | 宝来軒別館           |
| 61・5・14  | かよこ桜の咲く日       | 受賞記念パーティー K T N |
| 61・5・15  | 玄海原発視察         |                 |
| 61・5・25  | 現川支部二・三世の会結成大会 |                 |
| 61・6・2   | 北松連絡協議会        | 嬉野              |
| 61・6・6   | 第五回矢上自動車試験場公判  |                 |
| 61・6・17  | 原発を考える市民の会     | 労働会館            |
| 61・7・18  | 厚生省企画課長        | かめだけホーム視察       |
| 61・7・19  | かめだけホーム六周年記念   | かめだけホーム         |
| 61・7・25  | 自然保護青森県下北大     | 正田副会長           |
| 61・8・3   | 被爆二・三世         | 県本部結成大会         |
| 61・8・7   | 被爆者フォーラム       | 原水禁長崎大会         |
| 61・8・9   | 原爆犠牲者慰霊平和記念式典  | 長崎平和公園          |
| 61・8・15  | 全国戦没者追悼慰霊祭     | 東京都             |
| 61・8・24  | 戦艦ニュージャー止      | 西日本大集会 佐世保      |
| 61・9・6   | 倉成外務大臣就任祝賀会    |                 |
| 61・9・12  | 第二回 拡大理事会      | 日赤長崎支部          |
| 61・9・15  | 敬老の日記念祝賀会      |                 |

# 本会のあゆみ

## 昭和三十一年度

昭和三十一年十一月十日

(本会の母体長崎県動員)  
(学徒犠牲者の会発足)

予算額 老億七千万円

- 原子爆弾被爆者の医療に関する法律
- 一、原爆疾病の医療に関する法律
- 一、健康診断の実施
- 一、被爆者健康手帳の交付

## 昭和三十五年度

予算額 二億円

- 特別被爆者制度の創設
- 医療制度の創設
- 医療手当の創設 月二、〇〇〇円

## 昭和三十七年度

予算額 一〇億円

- 特別被爆者の被爆範囲の拡大

## ●被爆者手帳友の会発足

## 昭和四十三年度

予算額 四五億円

- 特別措置の制度
- 特別手当 一〇、〇〇〇円
- 健康管理手当 三、〇〇〇円
- 医療手当 五、〇〇〇円

・2K、3K

## 昭和四十年

予算額 一八億円

- 医療手当の増額
- 特別被爆者の範囲拡大
- 入市者の一部
- 放射能濃厚地区

## 昭和四十一年度

予算額 二三億円

- 特別被爆者の範囲拡大
- 新中川町を加入

## 昭和四十二年

予算額 二八億円

- 医療手当の増額 月三、四〇〇円
- (昭和四十二年六月十八日)

・介護手当 日額 三〇〇円

## 昭和四十四年度

予算額 六〇億円

- 葬祭料の創設
- 特別被爆者の死亡した場合 一〇、〇〇〇円支給

昭和61・9・20 多良見シーサイド支部結成大会

政府国会陳情 正田副会長外6名

第六回矢上自動車試験場公判

田口健二代議士による現地聴聞会

被爆二・三世初の政府国会陳情 会長外6名

シイタケを喰べ癌を追放する会総会

西彼大瀬戸支部被爆二・三世懇談会

原爆病院問題懇談会

政府国会陳情 深堀龍三外5名

玄海原発抗議団出発 会長外13名 佐賀県

第三回拡大理事会ならびに忘年会 宝来軒別館

反核欧州の旅出発 正田副会長、下谷理事

被爆二・三世実態調査研修会 日赤長崎支部

政府国会陳情 会長外6名

反核欧州の旅帰着

クリスマスパーティー、ベトナム難民を迎えて

昭和62年度改正特別措置法速報配付

被爆地区是正 知事陳情

第七回矢上自動車試験場公判

矢上青年学校関係者に手帳交付

被爆二・三世実態調査研修会ならびに新年会

諫早・北高協議会

原爆病院運営委員会

友の会創立二十周年特別功労者選考

第四回拡大理事会 日赤長崎支店

### 昭和四十五年

予算額 七億円

各種手当の所得制限の緩和

介護手当の増額 二九、〇〇〇円

昭和四十六年度 一〇、〇〇〇円

### 昭和四十七年度

予算額 八億六億円

健康管理手当の支給対象者の拡大

60才以上

### 昭和四十八年度

予算額 一一億五億円

健康管理手当の支給対象者の拡大

55才以上

諸手当の増額及び所得制限の緩和

特別被爆者の範囲の拡大

### 昭和四十九年度

予算額 一三億三億円

健康管理手当支給対象者の拡大

50才以上

手当の増額及び所得制限の緩和

特別被爆者の範囲の拡大

昭和五十一年度 一五、〇〇〇円

被爆者手帳の一本化

各種手当の増額

健康管理手当 七、五〇〇円

特別手当 一五、〇〇〇円

医療手当 七、五〇〇円

(新)・治療した者 七、五〇〇円

葬祭料 二二、〇〇〇円

介護手当 一八、〇〇〇円

時津、長与の直接被爆地指定

所得制限緩和 八〇、〇〇〇円

### 昭和五十年

予算額 二五億五億円

保健手当の新設 六、〇〇〇円

家族介護手当の新設 四、〇〇〇円

各種手当の増額

特別手当 二四、〇〇〇円

治療した者 二二、〇〇〇円

医療手当 一四、〇〇〇円

健康管理手当 一一、〇〇〇円

介護手当 一三、〇〇〇円

年令制限の撤廃

所得制限の緩和 一一七、五〇〇円

葬祭料 一三、〇〇〇円

昭和五十二年 三六億九億円

所得制限の緩和 一八三、八〇〇円

各種手当の増額

### 昭和五十二年

予算額 四三億六億円

# 改正特別措置法

記

| 種 目      | 改 正 額   | 現 行 額   |
|----------|---------|---------|
| 医療特別手当   | 111,600 | 110,800 |
| 特別手当     | 41,100  | 40,800  |
| 健康管理手当   | 27,400  | 27,200  |
| 保健手当     | 13,700  | 13,600  |
| 保健手当(加算) | 27,400  | 27,200  |
| 介護手当     | 38,200  | 37,400  |
| 家族介護手当   | 11,650  | 11,500  |
| 葬 祭 料    | 119,000 | 113,000 |

昭和62年度より実施

昭 和 62・2・20 国家秘密法阻止県民会議  
 昭 和 62・2・21 被爆二世全国交流集会  
 昭 和 62・2・21 間ノ瀬地区地域拡大総会  
 昭 和 62・2・25 政府国会陳情  
 昭 和 62・3・7 被爆二・三世県連絡協議会  
 昭 和 62・3・10 稲佐支部六十二年度総会 雲仙  
 昭 和 62・3・12 長崎県動員学徒犠牲者の会定期総会 宝来軒別館  
 昭 和 62・3・22 三原支部二・三世発会式

勤労会館  
 大阪市  
 正田副会長外3名

●各種手当の増額  
 ●所得制限の緩和

## 昭和五十三年度

予算額 五三九億三千万円

●各種手当の増額  
 ●所得制限の緩和

## 昭和五十四年度

予算額 六六三億七千万円

●各種手当の増額  
 ●特別手当  
 ●健康管理手当  
 ●特別養護ホーム

●「かめだけ」建設費計上  
 ●二世健康診断実施

●「かめだけ」落成

## 昭和五十五年度

予算額 八三九億円

●各種手当の増額  
 ●所得制限の緩和  
 ●原爆病院移転改築費決定  
 ●特別養護ホーム

●「かめだけ」落成

## 昭和五十六年度

予算額 九五五億円

●医療特別手当の新設  
 ●認定患者の所得制限撤廃  
 ●近距離被爆者のうち、ケロイド、身体傷害者、孤老に対する保健手当加算新設

●移転改築の新原爆病院の着工  
 ●特養「かめだけ」満床

## 昭和五十七年度

予算額 九九一億円

●医療特別手当 一〇二、四〇〇円  
 ●健康管理手当 二五、一〇〇円  
 ●保健手当 一二、六〇〇円  
 ●原爆病院医療器具 九、〇〇〇万円

## 昭和五十八年度

●諸手当の前年度なり  
 ●所得制限 六九八、一〇〇円

●老人保健法による七〇才以上の被爆者の一部有料制限を阻止

●所得制限 九九一億円

●医療特別手当 一〇四、四〇〇円  
 ●健康管理手当 二五、六〇〇円  
 ●所得制限 七九二、三〇〇円

## 昭和五十九年度

予算額 九〇九億円

●医療特別手当 一〇八、〇〇〇円  
 ●健康管理手当 二六、五〇〇円  
 ●所得制限 八一、七〇〇円

## 昭和六十年

予算額 一、〇二九億円

●医療特別手当 一一〇、八〇〇円  
 ●健康管理手当 二七、二〇〇円

## 昭和六十一年度

予算額 一、〇九二億円

●医療特別手当 一一〇、八〇〇円  
 ●健康管理手当 二七、二〇〇円

「めざし」や「しらす」を喰べましよう

致死量に近い、原爆の放射線を浴びたものの故に、最近、骨折したという話をちよくちよく聞くようになった。

被爆者は総体的に、骨格が弱いと云われている。最近の子供も骨折が多く、その原因がジュース等の甘いものの、とりすぎとも云われている。

そこで皆さま、長崎県は、北海道に次ぐ、水産県です。他県の人にうらやまれる海の幸が、手近なところにあり又、格安である。

「めざし」「にぼし」「しらす」を健康のために、骨ごと喰べるようにしましょう。もともと「しらす」は身を喰べることは、困難ですが、魚粉こそが骨折を防ぐ最高の良薬だと思えます。

又、年若いからの骨折は、死病となる率が多いのですから、御用心!! 御用心!!

昭和五十九年十月一日

国家秘密法について

さきの大戦において私達原爆被爆者が何が一番腹立たしかったと云えば戦争に負けたことよりも、相次ぐ敗戦をひたかくして国民を

ざまんし原子爆弾が頭上に炸裂するまで勝った勝ったと大本営発表を国民に押しつけたことである。

その為一億国民の犠牲は甚大な戦争災害となつて私達国民を苦しめたことは周知の事実である。

原子爆弾に竹やりと、およそ現代の社会において考えられない無暴な戦争が何故三年四ヶ月の期間を戦うことができたかは実に言論が統制されたことによつてもたらされた所産である。

私達原爆被爆者は最愛の肉親・友人・知人を多数失い、又みずからは致死量に近い放射線をあび、後遺症と戦いながらこの四十一年間をかるうじて生きのびて来たのである。ただ敗戦によつてよかつたと思ふことは、民主主義でありなかでも言論の自由である。この言論の自由が再度浸されようとしている現実は何んとしても黙視することが出来ないのである。

政府自民党によれば言論の自由を拘束するものは防衛上の問題のみであると報道されているが、平和憲法のわが国に何が秘密が必要かと反論するものである。すべてを公開し、天下の大道を行く政治がいま人類が求めて止まない世界平和への道ではなからうか。

一族、一国家の利益を追求する政治、経済の体制は過去の遺物として博物館に保存されねばならない時が今人類の頭上に到来したものと思うが……。

又、私達原爆被爆者が恐れていることは、被爆者の援護法制定の運動、平和運動も制約されるのではなからうか。そして又いつか来た道を再度歩まされるのではなからうか。

何卒、政府自民党において国家秘密法を思いとどまって戴きますよう、お願いする次第である。

# 昭和61年度 決算書

自 昭和61年4月1日  
至 昭和62年3月31日  
長崎県被爆者手帳友の会

| 収入の部   |            |    | 支出の部      |            |    |
|--------|------------|----|-----------|------------|----|
| 科目     | 金額         | 備考 | 科目        | 金額         | 備考 |
| 前年度繰越金 | 7,975,862  |    | 人件費       | 4,749,646  |    |
| 会費     | 26,341,200 |    | 陳情旅費      | 1,763,090  |    |
| 2・3世会費 | 7,816,100  |    | 普通旅費      | 3,290,490  |    |
| 助成金    | 1,325,000  |    | 交通費       | 1,885,728  |    |
| 寄附金    | 819,000    |    | 食糧費       | 469,045    |    |
| 雑収入    | 918,236    |    | 印刷製本費     | 2,403,000  |    |
|        |            |    | 通信費       | 2,769,762  |    |
|        |            |    | 会議費       | 5,008,200  |    |
|        |            |    | 備品・消耗品費   | 130,020    |    |
|        |            |    | 事務所借上料    | 288,000    |    |
|        |            |    | 還元金       | 5,345,750  |    |
|        |            |    | 2・3世還元金   | 1,878,200  |    |
|        |            |    | 慶弔交際費     | 1,226,560  |    |
|        |            |    | 雑費        | 2,603,540  |    |
|        |            |    | 水道光熱費     | 124,303    |    |
|        |            |    | 振替手数料     | 58,880     |    |
|        |            |    | 組織助成金     | 2,195,050  |    |
|        |            |    | 20周年記念事業費 | 2,500,000  |    |
|        |            |    | 繰入金       | 6,578,134  |    |
| 合計     | 45,267,398 |    | 合計        | 45,267,398 |    |

| 支部名  | 予定者氏名 | 住所                 | 電話      |
|------|-------|--------------------|---------|
| 飯香ノ浦 | 浜口 久八 | 長崎市飯香ノ浦町三、三三七      | 三六一一六八九 |
| 仁田木場 | 浦川 貞雄 | 長崎市木場町二二九          | 二六一七五四五 |
| 矢上   | 鍵山 芳子 | 長崎市田中町九二九          | 三八一七七一  |
| 小榊   | 山下 直吉 | 長崎市小瀬戸町二五六         | 六五二三四六二 |
| 〃    | 中村キクヨ | 長崎市小瀬戸町一五二         | 六五一二二九八 |
| 木場   | 松尾 滋次 | 長崎市木場町八八一          | 二六一七五六二 |
| 城山   | 松尾 繁次 | 長崎市城山町一八一六         | 四四一三三六四 |
| 山里   | 深堀市五郎 | 長崎市上野町二一一          | 四六一七五二四 |
| 戸町   | 田中治太郎 | 長崎市戸町二二八〇          | 七八一三四五〇 |
| 銭座   | 水江 勇  | 長崎市浜平町三〇一          | 二四一七九七三 |
| 式見   | 岩尾 貞雄 | 長崎市向町一、七〇七         | 四一〇一六九  |
| 中尾   | 城戸 早市 | 長崎市田中町四、三四〇        | 三八一四〇三四 |
| 西諫早  | 山本 春男 | 諫早市堂崎町四一四(県住一)一八一五 | 〇九五七七   |
| 小野   | 黒田 定平 | 諫早市宗方町四〇五一         | 〇九五七七   |
| 高島   | 西津 光男 | 西彼杵郡高島町本町一、〇八二     | 九六一二四六九 |
| 布津   | 山下 光秀 | 南高来郡布津町新田          | 〇九五七七   |
| 吾妻   | 浜田 草男 | 南高来郡吾妻町川床名         | 七二二二一一八 |
| 奈留   | 木高 為八 | 南松浦郡奈留町相ノ浦         | 三八一三八四一 |
| 上五島  | 前田 昌宏 | 南松浦郡上五島町青方郷本町      | 〇九五九    |
| 有川   | 高井良朝治 | 南松浦郡有川町役場内         | 六四一三〇一  |
| 森山   | 馬場 守久 | 北高来郡森山名唐比北六〇六      | 五二二三〇七  |
|      |       |                    | 〇九五九    |
|      |       |                    | 四二一一一一  |
|      |       |                    | 三六一一七九一 |

(被爆者手帳友の会関係)

創立二十周年記念に伴う特別功労者の氏名

# チクリ、チクリ

◎ 長崎市議会の定員は、四十八名である。

行財政改革と鳴りもの入りであったが、一体どうなっているか  
その後のことはさっぱり判らない。

職員を整理をする前に、議員定数の削減をすべきではなからうか。議員一人の経費は一、五〇〇万円程度ではなからうかと思いが、十名程度の削減は可能ではないか、そうすることによって議員バッチを胸にいざりちらす人（一部の人ではある）も少なくなる筈である。

ところが議員定数の削減はまず国会からするのが、理想と思うが……どうもわがことになるネ……

◎ 芸能人のギャラもだんだん高くなつてくると、出演依頼が少なくなつてくる人もあるそうだ。

高島炭砒が閉山となつて淋しい限りであるが、日本の産業の賃金が高くなつて来たため、国際競争力がなくなり、倒産となつているケースが多い、月給三十万円を貰うところを二十五万円貰つて、同じ職場で働いた方がよいと思つて、五十を過ぎての転職はむずかしいと思う。

給料をあげろ、あげろの労働組合の春斗も、ここらで転換する必要があるのではなからうか。丁度前記の芸能人のギャラと同じ結果となつていことに気づかないのだろうか。

| 支部名              | 予定者氏名                          | 住所 | 電話 |
|------------------|--------------------------------|----|----|
| 高木東              | 佐藤 丈平                          |    |    |
| 小長井              | 森 藤治                           |    |    |
| 波佐見              | 山下 藤雄                          |    |    |
| 宇 久              | 田向 善興                          |    |    |
| 江 迎              | 吉永 定一                          |    |    |
| 美津島              | 浦瀬 實                           |    |    |
| 茂木大崎             | 山崎政次郎                          |    |    |
| 田 上              | 眞崎 英雄                          |    |    |
| 鮑ノ浦              | 福山 忠                           |    |    |
| 佐世保              | 大隈 直之                          |    |    |
| (勤員学徒犠牲者の会関係)    |                                |    |    |
| 西城山              | 犬山 春吉                          |    |    |
| 銭 座              | 水江 オケ                          |    |    |
| 川 平              | 多以良ナミ                          |    |    |
| (特別養護ホームかめだけの関係) |                                |    |    |
| 理事               | 島田 運                           |    |    |
| 理事               | 大久保徳次郎                         |    |    |
| 理事               | 藤本 三之                          |    |    |
| 理事               | 深堀 勝一                          |    |    |
|                  | 森 シゲ                           |    |    |
|                  | 山田 クマ                          |    |    |
|                  | 浦 サダ                           |    |    |
|                  | 宮本ヒサ子                          |    |    |
| 高額百万円以上寄附者       | 深堀 勝一・森 シゲ・山田 クマ<br>浦 サダ・宮本ヒサ子 |    |    |

# のお知らせ

て、原爆被爆者に下記のような手当が支給されます。

| 所得税額による制限                             | 申請に必要な書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 所得制限撤廃                                | <p style="text-align: center;"><b>(共通のもの)</b></p> <p>① 世帯全員の住民票の写し<br/>(住民票とう本)<br/>住民登録をしている市役所又は支所で請求して下さい。</p> <p>② 申請者、配偶者又は生計を維持する扶養義務者の前年分の所得税額を証明する書類<br/> <span style="font-size: 2em;">}</span>           1月から3月までに申請する人は前々年分、4月申請する人は前々年分と前年分を提出のこの</p> <p>(1) 会社等に勤めている人は、勤務先の交付する給与源泉徴収票</p> <p>(2) 自営業など事業主は、確定申告の写し又は税務署の納税証明書</p> <p>(3) その他市民税申告受付票、年金証書など所得を証明できるもの(長崎市のみ)</p> <p>(4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明書が必要です。<br/>(但し合算はしない)</p> <p>③ 被爆者健康手帳</p> <p>④ 印かん</p> |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税変更<br>953,000円までの人 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>953,000円までの人 | <p>① 健康管理手当認定申請書</p> <p>② 診断書(健康管理手当用)<br/>●かかりつけの病院などで診断してもらうこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>953,000円までの人 | <p>① 医療手当支給申請書</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>953,000円までの人 | <p>① 医療手当支給申請書</p> <p>② 認定医療証明書<br/>●指定医療機関で証明してもらうこと</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税が<br>953,000円までの人  | <p>① 介護手当支給申請書</p> <p>② 診断書(介護手当用)</p> <p>③ 介護料の支払いを証する書類(領収書)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>953,000円までの人 | <p>① 介護手当支給申請書</p> <p>② 診断書</p> <p>③ 介護申立書</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 所得制限ありません。                            | <p>① 葬祭料支給申請書</p> <p>② 死亡診断書又は死体検案書</p> <p>③ 死亡した被爆者の住民票の抄本または消除された住民票の写し</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |

(昭和62年度より改正)  
**原爆特別措置法による被爆者援護法**  
「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」によつ

| 種 別           | 支 給 対 象 と な る 人                                                                                                                                                                                                                                                                              |                      | 支 給 金 額                 |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------|
| 医 療<br>特別手当   | 負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生大臣の認定を受けたもの(認定患者)のうち、現在も認定を受けた負傷又は疾病の状態にある人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                  |                      | 月額 111,600円             |
| 特別手当          | 上記の認定を受けたことのある人で現に治ゆ等により当核認定に係る負傷又は、疾病の状態でない人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                        |                      | 月額 41,100円              |
| 健康管理<br>手 当   | 原爆被爆者で次の疾病にかかっている人に支給されます。<br>(手当の支給される病気)<br>1 造血機能障害 貧血症・白血病など<br>2 肝臓機能 〃 悪性肝炎・ビールス性肝炎を除く<br>3 細胞増殖機能障害 悪性新生物(がん等)<br>4 内分泌腺 〃 糖尿病など<br>5 脳血管 〃 脳出血など<br>6 循環器 〃 高血圧性心疾患・慢性虚血性心疾患<br>7 腎臓 〃 慢性腎炎・ネフローゼなど<br>8 視機能 〃 白内障(先天性を除く)<br>9 呼吸器 〃 肺気腫など<br>10 運動器 〃 変形性関節症など<br>11 消化器 〃 潰瘍の伴うもの |                      | 月額 27,400円              |
| 保健手当          |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                      | 月額 13,700円              |
| 保健手当<br>(加算分) | 1. 3級以上の身障者であること。<br>2. 子、孫のない70才以上のもので、ひとりりで住んでいるもの。<br>3. ケロイドの人                                                                                                                                                                                                                           |                      | 月額 27,400円              |
| 介護手当          | 原爆被爆者で厚生大臣の定める特定の障害があるため、医師が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給されます。                                                                                                                                                                                                                                        | 介護人等を雇って介護料を支払ったとき。  | 介護日数20日以上<br>月額 38,200円 |
| 家 族<br>介護手当   | 介護が必要にある人が家族から受けた場合。                                                                                                                                                                                                                                                                         |                      | 月額 11,650円              |
| 葬 祭 料         | 原爆被爆者が死亡した場合、その葬儀を行った人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                                               | 昭和58年9月1日以降に死亡した被爆者。 | 119,000円                |

昭和六十二年度

## 運動方針(案)

### ◎国に対する要望事項

一、被爆地区是正をして下さい。

二、被爆二、三世の定期健康診断を法制化し、且つ、原爆関連疾病については医療費の国庫負担をして下さい。

三、近距離被爆者、若年時被爆者の諸手当の大巾アップと適切な健康診断を実施して下さい。

四、原爆死没者に弔慰金を交付して下さい。

五、県央地区に原爆ホームを建設して下さい。

### ◎原水禁運動、平和運動について

一、世界被爆者(於ニューヨーク)会議を実施させよう。

二、国家秘密法反対運動を実施しよう。

一、わが戦いの日々”の続刊を製作し、被爆証言運動を継続しよう。

### ◎矢上自動車試験場訴訟について

一、すべての公判を傍聴し、真相を究明して、正義が勝つことのできる社会をつくろう。

二、公判に提供できる、種々の資料を探して、友の会本部まで届けましよう。

## チクリ、チクリ

◎ 汽車にのると、禁煙車が最後尾に一輛ついている。あとはみんな喫煙車となるのだそうだ。

いかにも国鉄の発想らしい。このくらいの発想だから、国鉄がつぶれたのでは……………。

元来たばこのみと云うものは

自分だけは絶対にのんでも、悪くならないんだ、と信念みたいなものを持つている。

最近聞くところによると、煙草のみの近くにいる人が肺癌によりかかりやすいとのこと。たばこのみを犯罪人として下さいと、オカミにお願いしたい。

### ◎ 選抜高校野球で、今春もP・Lが優勝した。

いつか準決勝戦でP・Lとどこかの高校が戦っていた。離島航路の船上で写し出され、P・Lが負けたとき船客が、かん声をあげてよろこんでいた。

P・L自体プロ野球のファーム・チームとなっているような感じで、ひとつもおもしろくない。無名の学校が、懸命な努力のもとに強豪チームを倒してゆくとところに高校野球の真髄があるのではなからうか。

どこかの宗教の宣伝機関になりさがっては、高校野球の墮落に拍車がかかって行くようで、淋しい限りである。

悪貨が良貨をくちくするようになっては、世の中おしまいだ。

# 昭和62年度予算書(案)

自 昭和62年 4月 1日  
至 昭和63年 3月 31日  
長崎県被爆者手帳友の会

| 収入の部   |            |           | 支出の部      |            |           |
|--------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|
| 科目     | 金額         | 備考        | 科目        | 金額         | 備考        |
| 前年度繰越金 | 6,578,134  |           | 人件費       | 5,050,000  | 職員3名分     |
| 会費     | 28,800,000 | 18,000世帯分 | 陳情旅費      | 2,000,000  | 10万×4人×5回 |
| 2・3世会費 | 12,000,000 | 15,000世帯分 | 普通旅費      | 3,300,000  |           |
| 助成金    | 1,325,000  |           | 交通費       | 1,900,000  |           |
| 寄附金    | 900,000    |           | 食糧費       | 500,000    |           |
| 雑収入    | 950,000    |           | 印刷製本費     | 2,400,000  |           |
|        |            |           | 通信費       | 2,800,000  |           |
|        |            |           | 会議費       | 4,000,000  |           |
|        |            |           | 備品消耕品費    | 200,000    |           |
|        |            |           | 事務所借上考    | 350,000    |           |
|        |            |           | 還元金       | 6,300,000  | 18,000世帯分 |
|        |            |           | 2・3世還元金   | 3,000,000  | 15,000世帯分 |
|        |            |           | 慶弔交際費     | 1,200,000  |           |
|        |            |           | 雑費        | 1,800,000  |           |
|        |            |           | 水道光熱費     | 125,000    |           |
|        |            |           | 組織助成金     | 2,000,000  |           |
|        |            |           | 20周年記念事業費 | 1,000,000  | 博多人形等     |
|        |            |           | 予備費       | 12,628,134 |           |
| 合計     | 50,553,134 |           | 合計        | 50,553,134 |           |

## 英国労働党の

### 原発対策について

数日前の新聞によると、伝統のある英国労働党が、十年後には原子力発電所を廃棄するという大会決議がなされた、と伝えられたが、私も長崎県被爆者手帳友の会は、暗夜にひとすじの光明を見たような気持である。

原子力発電の持つ核廃棄物の処理、温廃水に微量に含まれる放射能、事故が起されれば制御できない。

大災害に前記のことを想定して、本会創立以後一貫して原発反対の旗を守って来たのでした。

社会党においてすら、原発容認派が増大しているとも伝えられ、暗然としていたところでした。

私は、今年五月、佐賀県玄海原子力発電所を訪れた際「貴方達九電が敵ではない。私達は原発が危険だから日本政府、また世界の政治家、経済人達に、原発にたよらないエネルギーの政策推進を致しますから」と、このようなことを申して帰って来たのでした。

英国労働党と云えば、次の政権は確実だと伝えられている……。

又世界政治の源流とも云える英国において、これが実現することとなれば、核政策の見直しが必要と思われ、世界平和の道もこの辺から展開してくるのではないかと期待するところである。

昭和六十一年十月四日

## 翼賛政治としてはいけない

自民党がさきの選挙で大勝してから、日本の産業経済・教育・福祉等いろいろな面においての改革が行なわれているが……。

国民は不安がつのつて恐怖感を抱いているものが少なくないようである。長崎市において、この歳末市民に問いかけて見ると、高島炭鉱の閉山、造船業の不振、鉄鋼の減産体制、果ては米の自由化等々、何ひとつ明るい材料となるものはないのである。

世界的な産業構造の変革のときであることは理解するところであるが、余りにも急テンポの展開に市民生活が根底からくつがえさるようとしていることだ。それを調整するのが政治の役目であるはずなのに、まるで戦前・戦中の翼賛政治の再現を見るような光景である。

権力者におもねる政治家・財界人・各界の指導者達、いつか歩いた道を又歩んでいるあわれなおのが姿が、顧みて奮起してもらいたいものである。

今ならまだ引き返すことができると思う。又有権者諸君は何故このようになったかを反省して、来るべき選挙において一票を行使してもらいたい。

昭和六十二年一月二日

会長 深堀勝一

## タイコモチ平和運動は

### 止めてもらいたい

ある自治体の首長さん、反核・平和を唱えて、世界中を駆けめぐり多額な旅費を使って、見聞を広めました。

それは、それは宣伝が上手な人で、どこかの商社会社の宣伝部長をしたら、相当な成果をあげたことは必至だと思われるくらいの活躍でした。

ところがある日、核保有国の軍用艦船が反核・平和を念仏のように唱えておられる首長さんが管理する港に入港して来ました。例の首長さん、途端に元気がなくなり、

「日米地位協定で定められているので止むを得ません」

とこれに反対する、かつての反核・平和の同志であった、市民団体に答えました。

反核・平和の市民団体が怒りました。戦争目的のために造られた軍艦が来たときこそ「それは困ります。わが〇〇市は世界に有名な平和都市ですので」

と云うことを政府に云ってくれないのか、それでも政府が止むを得ないと云われればそれまでだが……。

それじゃ日頃唱えている反核・平和は一体何んであるか。あらためて考え直したとか？。ところがである、この首長さんが指導する平和運動を熱心に支持する平和運動家がいることである。

矛盾を感じないのだろうか。

こう云うものを、タイコモチ平和運動と云うのである。

それは、さきの大戦においても、大東亜共栄圏樹立、聖戦と云つて、軍国主義者、ならびに政府の尻馬にのつて、あんな馬鹿げた戦争をしてひどい目にあった、国民大多数の姿ではなかったか。

再度あやまちを犯してはならないとえ、政府の云うことでも、「ノー」と云うべきことは云わなければならない。

## 死の海を宝の海へ

長崎県被爆者手帳友の会会長

深堀 勝一

私は過日、西彼杵郡の支部長協議会を大村湾を臨む場所で開催した。話題が大村湾に及び、現在の大村湾はすでに半分死んでいる。すなわち、時津、長与、多良見の大村湾の南半分は魚類、海藻が育たぬところとなり、沿岸住民は海の幸から見放されている現状であるようである。

その半身不随の大村湾を最大限に活用することは、長崎県の百年の大計であると思います。

そのためには琴海町西海郷と長崎市三重までの間を掘さくして運河を造り、外海の海水を大村湾に流入すれば、海水の汚染は最小限にとどめることにはしなないか。

そうすれば大村湾が生き返り長崎県の水産資源の開発に大きな役割を果たすことにならうと思います。

栽培漁業が唯一の生きる道と考えられるが、大村湾は稚魚の育苗地としては最適な場所ではなからうか。

古老の話によると、海水をストレートに流入すれば、大村湾の水位が上がり、水没したり、浸食されるところが出ないとも限らない。そうだが、対応次第では、いくらも方法はある。

それは水門を造り、海水の流入を調節することによって、被害を避けることができよう。

この小さい島国に一億一千万の人間がひしめきあって暮らしている日本を思うとき、国家百年の大計が必要だと思ひ、筆を執つた次第です。

しいたけを喰べて

癌を追放する会

(昭和61年度 総会)

とき 昭和61年10月23日

ところ 長崎市平野町 宝来軒別館

本会が昭和58年11月発会してから、満3ヶ年にならうとしております。この間、本会は、年に3回か4回、乾しいたけを大分県しいたけ農協から購入して、会員に配布を続けて参つたのですが、その数量は既に一、〇〇〇kgに達したものと思ひます。

会員は一三二世帯でしたが、その半数の会員世帯が、本会から配付されるしいたけを喰べていたものと思われまふ。その他の方々は

## 稲佐支部紹介

会員の葬儀には是非出席しよう!!

稲佐支部は会員世帯が三百ですが、この支部においては、会費一六〇〇円を百円値上げして、一七〇〇円をとっているそうです。

ところが、この百円は、会員が死亡した場合には香典となるそうです。僅か二〇〇〇円の香典ですが、会員のあいだでは好評だそうです。

人間の死ということほど、人生において重大なことはないでしょう。ましてや、会員の死は身近であり、できることならば、ベストをつくしてとむらってやりたいと思うのも、又人情です。

どうか、他の支部においてもこれを、実施してもらいたいものです。

## チクリ、チクリ

◎ 癌が最近の医学の発展・進歩によって、かなり高い治癒率となったことは、よろこばしい限りであるが……、  
ところが、今度はエイズという恐ろしい病気が、世界中にまんえんするようになった。エイズは性の解放によって無軌道になった人類に警鐘を乱打する、神の罰と云うものであろうと思うものである。

大阪にこの程出張した際に、ハイヤーで聞いた話ですが、セックス産業が灯の消えたような淋しさだそうである。ぞま見ろ!。生活の手段と云え不健全な生業でめしを食べている人達、こころでまじめな仕事でめしの喰える仕事で転業したらどうですか。

自宅で栽培される方、また近所の店からしいたけを購入して喰べて頂いたものと思われます。本会設立後一年半位たった頃から友の会周辺において癌にかかったという人が少なくなり、最近に至っては殆んどないと云うのが今日の情勢です。

ところで、しいたけが制癌効果があるのでなからうかと、新聞・テレビで報道されたため、友の会会員以外の被爆者ならびに市民の方々から私もしいたけを喰べていると云うことを再々聞く様になり、その反響の大きさに、意を強くしているところです。ただ、本会のこのような運動に対して、ネックとなるものは本会から配付される、しいたけは安価であるが、遠いところに居住している関係で入手困難である点、近所の店で購入すると非常に高価であることが、最大の難点である。次に、乾しいたけが消化が悪くて困っていると云うことでした。

満3ヶ年を経過して、本会が最近調査したところによると一三二二世帯のうち、報告があつた会員世帯は一二九世帯で、三世帯は転居などによる連絡不通でしたが、癌発病が家族のものを含む一世帯もなかつたことです。

次に、心臓病・脳卒中も発病がなかつたことです。その他、しいたけを喰べるようになってからコレステロールが正常値になったものが二名と云う結果でした。

このようなことで、本会の運動も順調に推移しておりますが、これから、あと二年間の経過を慎重に見守って行きたいと思っております。

## 平和と軍縮のための五大陸会議”に参加して

被爆者手帳友の会

理事 下谷富太郎

昭和六十一年十二月九日 午後五時

成田空港特別待合室において結団式と打合せがある。

団 長 広島県原水禁自治労

広島県本部書記長 小林寛治

副団長 長崎県被爆者手帳友の会

副会長 正田鶴雄

原水禁事務局次長 井上啓

十二月九日 午後九後三十分成田発

西ドイツ、フランクフルトへ出発、途中で目がさめると空が赤くなっていた。日の出のようで、朝方の三時だった。暫くすると、アラスカのアンカレッジで給油のため着陸すると機内放送があった。一回で着陸が出来ず二回目に着陸した。一時間程待合所で休む。

十二月十日

二時間程待合所で休憩し、九時三十分頃スペインのマドリッドへ出発。機内からながめた地上はとても美しく十二時過ぎにマドリッドに着く。日本観光社のバスが迎えに来ていた。宮崎さんと云う女性の方が市内観光の案内をしてくれた。初めて見るスペインの町は芸術的な建物が多く目をみはるほど美しい町でした。美術館や王宮殿など見てまわりました。午後宿舎プラザーホテルに着く。

十二月十一日

全スペイン平和運動家カスロス・オタヒンデと話し合う。各市町村隣組単位の組織を作る。

スペイン政府はECに残るが、非核の保証がない。三〇〇万人の失業者があるに拘らず多額の軍事費を支出している。スペインを中立国としてきた。このためには、世界の連帯がなければならない。午後七時三十分頃から新聞記者との会見があり被爆のことなど色々説明し、被爆者を高令化し、病院通いをする人達が多く、入院・退院の繰り返しがなされているなど話した。

スペインには原子力発電機が八基あり、二基が建設中であるが、現在は中止しているとのことでした。

十二月十二日

十一時四十分遅れでマドリッドを出発、ギリシャのアテネに遅れて着く。宿舎テイタニヤホテルで地元平和団体の中山さんと云う女性が迎えに来ていたが、被団協の方のように思いました。

十二月十三日

地元の小学校を訪問、中山さんと云う方がスライドを持って来て山口仙二、谷口、片岡さん達の写真など上映した。私達にも被爆体験を話すようにと云う事だったので、兵器工場で仕事中に被爆し、家の下敷となり助けを求める人がいましたが、どうすることも出来なかった。山手の方に逃げのびたこと。また、八月十五日の終戦の日に右手を切断されたなどを話す。午後、本会議の登録は原水禁十名が登録を済ませた。

十二月十四日

午前中・開会、および総会が始まる。午後・本会議、ギリシャ、スペイン、インド外三ヶ国首相達が話し合い、民間だけで出来ないものでEC関係を中心とした国會議員三十二ヶ国の平和運動家(学者)など平和団体が一堂に集り、ここオリンピック発祥の地ギリシャのアテネで第一回五大陸会議が始まる。

国會議員三十二ヶ国 一五〇人

平和運動家(学者) 一五〇人

各国津々浦々から集まった平和団体、原水禁被爆者手帳友の会等十名が出席した。

十二月十五日

午前中のテーマ「平和運動と政治への働きかけ」

午後のテーマ「軍縮と開発の兼ね合・南北と東西」

分科会 1 武器輸出 2 他国の軍事介入

3 地域紛争 4 開発と軍縮

私達は他国の軍事介入の分科会に出席した。

十二月十六日

午前中のテーマ「五大陸イニシアチブの構想」

分科会 5 包括的核実験禁止—査証—監視

6 宇宙の軍事化の抑制

7 非核地帯—核兵器のない世界に向けて

8 五大陸イニシアチブと平和運動

被爆者手帳友の会から副会長・正田さんが長崎被爆の状況、日本の非核三原則の空洞化、円高による造船不況により軍事製品の比重増加、魚雷工場等軍需工場の新設等について話す。

午後のテーマ「安全保障の問題」

分科会 9 テロリズムと国際関係

10 化学兵器

11 原発と安全保障、核拡散との相互関連

原水禁事務局次長・井上啓さんが発言

原発反対論を述べられた。原発問題に就いては色々議論が出た。

ハンガリーの議長は現在ソーラシステムによる発電が無い以上は原発に

## 被爆二、三世部会の

# 昭和六十二年度の運動方針

### 一、組織の結成

昭和六十一年度において、二万八千名の会員か入会して頂き、二、三世部会の支部単位の組織が二十支部程結成されました。

今年度は、諫早、北高、南高、東彼地区を重点的に組織化を進めて行きたいと思っている。

なお、最終目標の全員五万人をめざしている。

### 二、組織の運動

#### (イ) アンケート調査

今年五月末を目標に、被爆二、三世のアンケート一、〇〇〇名の結果をはじめ公表し、被爆二、三世の生活、健康の実態を国民に知って頂き、今後の運動の指針にしたいと思っている。

#### (ロ) 被爆二、三世のシンポジウム

アンケート調査の結果にもとづき、解析にあたって頂いた諸生方等の出席を求めて、六月中をめどとして、三百人程度を集めたシンポジウムを開催する。

なお、このシンポジウムにはさきほど結成された県被爆者二世組織連絡協議会の諸君にも出席をお願いする。

#### (ハ) 原水禁大会の被爆二、三世の分科会

毎年行なわれているが、今年には県二世組織連絡協議会の結成をみたので、盛大でかつ有意義な催しを企画して原水禁運動のなかに、活を入れたいと思っている。

#### (ニ) 中央行動(国会請願を含む)

十一月、十二月のうち、一回だけ政府・国会陳情に並行して中央行動を実施する。この場合、全国の被爆二、三世の組織、

よる事故は交通事故の様なものであり仕方がない。  
ソ連代表は、新聞に発表された内容と三十キロ以内は立退き、そのために十万户の家を立てた等、原発事故の報告をしたのち、原発はどうしても必要である旨の発言であった。

イギリスの農民代表は、原発事故後、家畜は小屋の中にとじ込め、今迄の飼料を食べさせ非常に迷惑を蒙っている。原発は反対である等白熱した議論が出た。

十二月十七日

午前中のテーマ「安全保証のための代替政策」

12 ヘルシンキ会議

13 非同盟

14 一方的あるいは多角的アプローチ

15 共通の安全保障

午後 閉会

十二月十三日から始まった平和と軍縮、五大陸会議、各国代表の方々が自分の国を非核地帯にすることから始めなければならない。ヨーロッパ非核軍縮、非核基地、世界から核兵器をなくす。平和運動団体が参加して開かれた会議も閉会されました。

十二月十八日

十三時五十分発のフランクフルト行きが遅れたため、西ドイツのボンに着いたのは午後十一時すぎでした。その日はそのまま休養をとりました。

十二月十九日

ボンの緑の党の人達と話しあった。イバネストローク全国委員とソ連原発事故の後、若い母親の会、非核未来の親の会等、いろいろな団体が出来て、その結果を追跡しているなど話してくれました。四月二十七日にはチエルノブイリを忘れなためベルリンで女性だけの集会をするといっていました。

十二月二十日

ボンからフランクフルトへ機中泊。二十一日午後十五時十五分成田に着きました。

総評被爆連等ともに行動する。

#### (ホ) 医療費の自治体支払の制度化

神奈川県をはじめ数ヶ所の自治体において、被爆二世の手帳を交付して、入院医療費の交付しているところがある。わが長崎県においてもそのような制度の実施をお願いする。

昭和六十三年度

# 長崎県被爆者手帳友の会

会報

事務所 長崎市坂本町八の二九

TEL (〇九五八) ④九二六三・④六二四四

## 福祉切り捨ての時代を

### いかにして生きぬくか



長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀勝一

中曽根内閣から竹下内閣へとバトンタッチが行われ、シーリングの見直しかと期待されていたが、公共事業二十数パーセント、防衛費五・四パーセントの伸びに対して福祉予算は僅かに二・二パーセントでした。

私達があれ程熱望していた黒い雨地区を含む十二キロ以内の住民の願いも一顧だにされな

ったのでした。

今日の自民党政府の政治は昭和初期の間答無用と軍拡路線を突っ走った当時の再現と何等変わるところがないのではないかと云うか。

さきの選挙で、三百の万台を突破するとあれよあれよと云ういともなく暴走する電車のようなのです。

昨年来、西武の東尾選手、横綱双羽黒の有名スターが相ついで起こした不詳事件も結局はおごりの精神からではなかったらうか？。

自民党もおごれる精神がどこかに潜在しているものと思われま

す。そもそも福祉予算とは弱者に対する配慮であるのです。自民党が選挙につきま

ずき再度迫伸時代が到来せねば、私達弱者は切り捨てられる運命にあるのかも知れないのです。

よくよく考えねばならぬところです。昭和六十三年度予算をみると、癌の検診として十一億四千万円の予算を計上しているが、癌の検診体制を敷くことは非常に難しいと専門家は云っているし、殆んど被爆者にはメリットはないのではな

かるうか……。又、健康管理手当の百円アップなどはアップしない方がまだまし

です。被爆者を馬鹿にするなど云いたい。

役人がさも手柄顔に云って来たので「貴方達が給料が百円上ったと云ってよろこびますか」と云ってやった。

さて、これからの運動は難しいものばかりが残っている感じですが。くじけず粘り強く最後の目的である被爆地区是正、被爆二・三世運動に全力を傾倒する所存です。

どうか皆様のご協力をお願いする次第です。最後に今年度の運動方針として長崎の鐘をソ連邦と米国に送るべく計画しています。

それは私達が病弱又は高齢となる故に坐りこみもすることができないが平和を熱望する心は誰にも負けないつもりだからです。

この私達の願いを、祈りを、長崎の鐘に託して世界の各地で打ち鳴らし、世界平和の達成に微力を捧げたい。

どうか御賛同を心からお願いしましてごあいさつとします。

# 本会の主なる事業日程

|      |      |                      |
|------|------|----------------------|
| 昭和62 | 4・10 | 原爆補導所入所式             |
| 〃    | 4・14 | 第一回政府国会陳情            |
| 〃    | 4・19 | 小野二世例会               |
| 〃    | 4・24 | 第八回裁判(矢上自動車試験場関係)    |
| 〃    | 5・1  | 第一回拡大理事会             |
| 〃    | 5・16 | 昭和六十二年度支部代表者大会 宝来軒別館 |
| 〃    | 5・26 | 第二回政府国会陳情            |
| 〃    | 6・16 | 反核平和リレー              |
| 〃    | 6・24 | 第二回拡大理事会             |
| 〃    | 6・27 | 南高協議会                |
| 〃    | 7・12 | 北松連絡協議会              |
| 〃    | 7・13 | 川棚支部総会               |
| 〃    | 7・20 | 第三回政府国会陳情            |
| 〃    | 7・28 | 参議院社労委員会傍聴 正田外6名     |
| 〃    | 8・2  | 被爆者援護法促進大会 文化会館      |
| 〃    | 8・4  | 奄美の原爆乙女発刊記念会 宝来軒別館   |
| 〃    | 8・7  | 広島大会参加 正田、嘉松、山下      |
| 〃    | 8・9  | 長崎原水禁大会              |
| 〃    | 8・30 | 原爆犠牲者追悼慰霊祭           |
| 〃    | 9・5  | 鷹島支部二世説明会            |
| 〃    |      | 九州原水禁(玉名) 正田、高比良、下谷  |
| 〃    |      | 核被害者代表結団式            |

# 本会のあゆみ

## 昭和三十二年

昭和三十二年十一月十日

● 本会の母体長崎県動員  
● 学徒犠牲者の会発足

予算額 老億七千万円

● 原子爆弾被爆者の医療に関する法律

一、原爆疾病の医療に関する法律

一、健康診断の実施

一、被爆者健康手帳の交付

## 昭和三十五年

予算額 一億円

● 特別被爆者制度の創設

● 医療制度の創設

● 医療手当の創設 月一、〇〇〇円

## 昭和三十七年

予算額 一〇億円

● 特別被爆者の被爆範囲の拡大

## 昭和四十三年

予算額 四五億円

● 特別措置の制度

● 特別手当 一〇、〇〇〇円

● 健康管理手当 三、〇〇〇円

● 医療手当 五、〇〇〇円

## 昭和四十年

● 2K、3K

予算額 一八億円

● 医療手当の増額

● 特別被爆者の範囲拡大

● 入市者の一部

● 放射能濃厚地区

## 昭和四十一年

予算額 二三億円

● 特別被爆者の範囲拡大

● 新中川町を加入

## 昭和四十二年

予算額 二八億円

● 医療手当の増額 月三、四〇〇円

(昭和四十二年六月十八日)

# ● 被爆者手帳友の会発足

● 会費手当 日額 三〇〇円

## 昭和四十四年

予算額 六〇億円

● 葬祭料の創設

● 特別被爆者の死亡した場合

一〇、〇〇〇円支給



昭和63・1・9 動員学徒理事会、三菱兵器還暦の祝

宝来軒別館

〃 63・1・11 速報配布(昭和六十三年度分)

〃 63・1・19 川棚支部新年宴会

〃 63・1・21 長崎の鐘を贈る市民の会 勤労福祉会館

〃 63・1・22 第十回裁判 会長証人として

〃 63・1・27 ピースバス記念講演

〃 63・1・28 第四回拡大理事会 勤労福祉会館

〃 63・1・29 被爆二世全国結成大会予備会議 ビューホテル

〃 63・2・4 ソ連大使館に打合せ 会長ら二名

〃 63・2・9 原爆病院運営委員会

〃 63・2・13 非核宣言市民の会

〃 63・2・17 大浦愛子障害年金裁定

〃 63・2・28 島原支部説明会

〃 63・3・4 愛野支部説明会

〃 63・3・9 玄海原発要請行動

〃 63・3・23 稲佐支部総会

〃 63・3・28 被爆者援護法推進中央行動

・各種手当の増額  
・所得制限の緩和

### 昭和五十三年度

予算額 五三九億三千万円

・各種手当の増額  
・所得制限の緩和

### 昭和五十四年度

予算額 六六三億七千万円

・各種手当の増額  
・特別手当

・健康管理手当 六〇、〇〇〇円  
・特別養護ホーム 二〇、〇〇〇円

・特別養護ホーム  
・「かめだけ」建設費計上  
・二世健康診断実施

### 昭和五十五年度

予算額 八三九億円

・各種手当の増額  
・所得制限の緩和

・原爆病院移転改築費決定  
・特別養護ホーム  
・「かめだけ」落成

### 昭和五十六年度

予算額 九五五億円

・医療特別手当の新設  
・認定患者の所得制限撤廃

・近距離被爆者のうち、ケロイド、身体傷害者、孤老に対する保健手当加算分新設

・各種手当の増額

・移転改築の新原爆病院の着工  
・特養「かめだけ」満床

### 昭和五十七年度

予算額 九九一億円

・医療特別手当 一〇二、四〇〇円  
・健康管理手当 二五、一〇〇円

・保健手当 二二、六〇〇円  
・原爆病院医療器具 九、〇〇〇万円

### 昭和五十八年度

●諸手当の前年度なみ

●所得制限 六九八、一〇〇円

●老人保健法による七〇才以上の被爆者の一部有料制限を阻止

### 昭和五十九年度

予算額 九九一億円

・医療特別手当 一〇四、四〇〇円  
・健康管理手当 二五、六〇〇円

・所得制度 七九二、三〇〇円

### 昭和六十年度

予算額 一、〇二九億円

・医療特別手当 一〇八、〇〇〇円  
・健康管理手当 二六、五〇〇円

・所得制限 八一、七〇〇円

### 昭和六十一年度

予算額 一、〇九二億円

・医療特別手当 一一〇、八〇〇円  
・健康管理手当 二七、二〇〇円

# 被爆二・三世運動の今年度目標

昭和六十一年五月発会してから一年有余となりました。

私達、友の会はこの運動を成功させるためには、あくまでも強力な組織を作ることだと思ひ、この一年半という間は明けてもくれても組織・組織と懸命な努力を続けました。

その結果、世帯数として一万二千世帯、会員数として三万名が入会して頂きました。

さて、これからは対政府、国会対策、県・市等自治会対策を前面に打出して、陳情攻勢を強めたいと思っております。

次に二・三世問題のネックとなっていることに被爆二・三世はどうもないんだと政府ならびに政府機関からのデマ放送です。

現実に調査してみると確かにどうもない階層もあります。

しかしながら放射線を多量に浴びた近距離被爆者、又若年時に放射能を浴びた若年時被爆者、又は胎児被爆者などは、はっきりと数字に現われております。

政府の云っていることは、先の大戦に於て嘘八百並べたてて原子爆弾が頭上に投下されるまで、勝った勝ったと放送していった大本営発表と同じであります。しかしながら私達友の会は相手方がいかに嘘を云つても私達はこれにつりこまれてはいけません。と思ひます。

どんな場合でも正しいことを云い、正しいことを貫いて行きたいと思っております。

鬼畜米英から親米一辺倒となった政治を思えば必ずさういう

## 昭和六十三年年度

予算額 一、一六九億円

・癌の集団検診 一億四千万円  
・その他、諸手当少額アップ

日もやってくると思ひます。視点をかえてみると被爆者対策に好意的な自治体数ヶ所においては被爆二世の疾病に対して公費負担を実施しているところがあります。凡そ政治というものは病めるもの、傷つけるものに対する施策を政治が配慮すべきもので、金もあり力あるものに対して何もしないでもよいものです。

アメリカでホテルを買った、ロンドンでは時価数億円の油絵を買ったとか、ときどきテレビで放映されているが、この人達なんか金が余っている人達なのです。

私達が要求している被爆二・三世対策は百億円もあればいいので、決して無茶苦茶な要求をしていないのです。

### 記

- 一、政府、国会に対して陳情行動を行うこと
- 一、県、市など自治体に請願・陳情を行うこと
- 一、被爆二・三世のシンポジウムを開催すること
- 一、被爆二・三世対策推進議員連盟を設置すること

# 昭和六十三年改正特別措置法

## 諸手当の改正

記

| 種 目      | 改正額(円)  | 現行額(円)  |
|----------|---------|---------|
| 医療特別手当   | 112,000 | 111,600 |
| 特別手当     | 41,300  | 41,100  |
| 健康管理手当   | 27,500  | 27,400  |
| 保健手当     | 13,800  | 13,700  |
| 保健手当(加算) | 27,500  | 27,400  |
| 介護手当     | 38,600  | 38,200  |
| 家族介護手当   | 11,700  | 11,650  |
|          |         |         |

### ◎ 癌の集団検診について

厚生省として、昭和六十三年度に十一億四千万円の予算をくんで、胃癌、肺癌、子宮癌、乳癌、多発性骨髄腫の五種目について、定期健康診断を実施するようにしているが、癌の集団検診は、有効な手段であるが、前記のことを実施する場合には、その受皿となるべき体制が極めてむずかしい状態である。

まず医師、検査技師などのスタッフの問題、次に施設の問題、なんでも専門家に尋ねてみたところ現在の原爆病院をもうひとつ必要とするとのことである。

又、一般の定期健康診断においてすら、年々、受診率が低下している状況のもとで、どのようにして受診させるかが、当局において苦慮するところであろう。

このようなことを友の会は知っていたので敢えて要求しなかつたのである。

結局このプランは言うはやすく、実行することは非常にむずかしいところである。

### チクリ、チクリ

◎ 三菱重工の地盤沈下により、長崎県経済界の落ち込みは痛ましい限り、それに加えて炭鉱の閉山、漁業の不振、基幹産業の横綱、大関がバタバタと倒れては、いかに手を打とうが、焼石に水である。知事・市長をはじめ各種の議員さんが、頑張っておられますが、いかんせんと言ったところである。このような情況のなかで観光がどうやらよいのではなからうか。

他の都市を旅行してみるとよくわかることだが、見るべき観光資源が少ないことである。その点に較べると長崎市などはわんさとあることである。しかもバラエティーに富んで……。

ところでオランダ村の影響で長崎市、雲仙の宿泊客が増加していることである。ありがたいことである。

そのオランダ村が、針尾島に進出して一大レジャーランドを作り三、〇〇〇人を雇用する計画がさきほど発表されたが、これには政治がサポートしなければならぬと思うのである。公害のない産業こそ長崎県にふさわしい産業ですので県民あげて協力すべきではなからうか、つまらない足ひっぱりを止めて……。

# 昭和62年度決算書

自 昭和62年 4月 1日  
至 昭和63年 3月 31日  
長崎県被爆者手帳友の会

| 収 入 の 部   |            |                 | 支 出 の 部       |            |     |
|-----------|------------|-----------------|---------------|------------|-----|
| 科 目       | 金 額        | 備 考             | 科 目           | 金 額        | 備 考 |
| 前年度繰越金    | 6,578,134  |                 | 人 件 費         | 5,261,142  |     |
| 会 費       | 26,818,200 |                 | 陳 情 旅 費       | 1,393,340  |     |
| 2・3世会費    | 6,021,700  |                 | 普 通 旅 費       | 3,085,170  |     |
| 助 成 金     | 1,325,000  |                 | 交 通 費         | 2,124,813  |     |
| 寄 附 金     | 50,000     |                 | 食 糧 費         | 483,105    |     |
| 雑 収 入     | 5,570,182  | ホームより貸付金戻り350万円 | 印 刷 製 本 費     | 2,818,500  |     |
| 「奄美の原爆乙女」 | 1,201,350  |                 | 通 信 費         | 2,589,621  |     |
|           |            |                 | 会 議 費         | 5,324,792  |     |
|           |            |                 | 備 品・消 耗 品 費   | 97,360     |     |
|           |            |                 | 事 務 所 借 上 料   | 288,000    |     |
|           |            |                 | 還 元 金         | 5,617,730  |     |
|           |            |                 | 2・3世還元金       | 1,424,350  |     |
|           |            |                 | 慶 弔 交 際 費     | 1,177,060  |     |
|           |            |                 | 事 務 用 品 費     | 50,795     |     |
|           |            |                 | 雑 費           | 1,149,319  |     |
|           |            |                 | 水 道 光 熱 費     | 77,842     |     |
|           |            |                 | 振 替 手 数 料     | 74,630     |     |
|           |            |                 | 組 織 助 成 金     | 617,680    |     |
|           |            |                 | 20周年記念事業費     | 799,010    |     |
|           |            |                 | 立 替 金 (本代)    | 1,241,720  |     |
|           |            |                 | 「奄美の原爆乙女」     | 1,201,350  |     |
|           |            |                 | 長 崎 の 鐘 繰 出 金 | 1,000,000  |     |
|           |            |                 | 次 年 度 繰 越 金   | 9,667,237  |     |
| 合 計       | 47,564,566 |                 | 合 計           | 47,564,566 |     |

◎ 女房がヨーロッパ旅行をしたので聞いた話である。出発のときは一ドル一三四円のレートだったが、十日間の旅行から帰って見たら一ドル一二八円となっていたそうである。

パリ、ロンドン、ローマ、ジュネーブを行ったそうであるが驚いたことには、買物をする目ざとく日本人と見定めてドルはいらない円でくれというそうである。そして、日本語が通用する店が多くて、ことばの不自由さは、ほとんどなかったというのである。いかに日本が国際的に重要な位置にあるかということを再認識したそうである。

ところで、このドルの低落こそが私達が三十年来主張してきた軍備を縮小しなければ国民生活が犠牲となるというあかしである。

なんでもアメリカは沖縄基地のようなものを世界に百ヶ所も持っているそうだ。いくら世界一の金持ちの国といえども、これじゃ財政に赤字が出るのは当たり前だ。

最近、米ソのIMFの調印がにぎにぎしく、ワシントンで行なわれ、レーガン、ゴルバチョフの米ソの首脳が顔をそろえた。日本のマスコミはこれを大きくとりあげ、なかには平和運動の成果であると誇らしげに語り合った人々があつたが、その最大の原因は、米ソ両国ともに国内経済問題ではなかったらうか？そしていまひとつ軍備で国の安全は、はかれないという考え方が世界指導者達の目ざめとなっているのではなからうか。

力の世界は第二次世界大戦で終わったと思うものである。

これからの世界は、あらそいは真理と正義に基づき、粘り強く解決されるべきであると思う。

戦いと名のつくものは、せめて優勝戦、選挙戦として貰いたいものである。

## 昭和六十三年年度運動方針(案)

一、昨年に引き続き黒い雨地区を含む十二キロ圏内を被爆地区是正に全力を尽すこと。

一、被爆二・三世に対しては定期健康診断を法制化し、原爆症関連の疾病については医療費の国庫負担を実施すること。

一、近距離被爆者、若年時被爆者に対してより強力な援護対策を実施すること。

一、原爆死没者に対しては弔慰金を交付すること。

一、県央地区に特養ホームを設置すること。

## 平和運動について

一、政府による硬直した外交では、世界平和の達成には困難なところがあるので、民衆による平和外交を展開し、世界のいかなる国、いかなる民衆とも親善活動を深め、もって世界平和の達成を期すこと。

一、前記の趣旨に基き、世界平和達成に最大のウエイトを占める米・ソ両大国に長崎の原爆のシンボルでもある「長崎の鐘」を贈り、私達の願望であり、又、祈りでもある鐘を打ち鳴らし、世界の民衆の良心に訴えること。

一、原発の反対について

四国電力伊方原発における出力調整実験については大分県などの主婦を始め市民の反対行動が報じられているが、もとわと云えば電力が余っているからである。

政府、産業界では、はじめは将来的には電力が足りないからと云って原発を作ったのでしたが、僅か十年ばかりの年月にもう電力が余るような現象がでて来たのである。

ところが、原発と云えば出力百万キロに達するには六日間、七日間の時間を要するそうである。

それを電力が要らない夜間・休日にこれを上下させて調整しようというシステムである。

ところが短い時間に発電量を上下させるとそれだけ各種の部品に急激な圧力をかけるため故障が多くなるのも当然の結果である。

実験には失敗がつきものであるが、この種の失敗だけは許されないのである。

故障を起こすと、全人類の生命にかかわる重大問題である。若し絶対にこれが必要とするなら、地下実験場を作ってやってもらいたいものである。

## 被爆地区是正は何故失敗したか!!

昭和六十二年年度の最大の目標としていた被爆地区是正の運動は、政府により一顧だにされなかつたのである。

それは何故か?

今次運動のなかで、いろいろと議論されるどころであるが：：国会議員がばらばらで、一本化して働くことができなかった。

県・市の足並みが最後までそろはなかつた：：：：：など、いろいろなことが言われているが、最大の原因が別紙を参照して読んで頂ければ判ることであろう。

あの昭和四十八年の時津・長与町の被爆地区是正での頃は、健康管理手当は月額四、五〇〇円アップの時代でした。

それに較べて、昭和六十三年度は僅かに一〇〇円のアップである。

# 健康管理手当の推移による被爆者対策をみる

昭和63年 3月9日

長崎県被爆者手帳友の会

| 年次    | 月額     | 要件     | 付帯事項             | 政 権         |
|-------|--------|--------|------------------|-------------|
| 昭和43年 | 3,000円 | 65才以上  |                  | 佐藤政権        |
| 44    | 3,000  | 〃      |                  | 〃           |
| 45    | 3,000  | 〃      |                  | 〃           |
| 46    | 4,000  | 60才以上  |                  | 46年7月田中政権   |
| 47    | 4,000  | 55才以上  |                  | 〃           |
| 48    | 5,000  | 50才以上  |                  | 〃           |
| 49    | 7,500  | 45才以上  | 時津・長与被爆地指定       | 49年12月三木政権  |
| 50    | 12,000 | 年齢制限なし | 保健手当新設           | 〃           |
| 51    | 13,500 | 〃      | 現川、中尾等6K～8K被爆地指定 | 51年12月福田政権  |
| 52    | 15,000 | 〃      |                  | 〃           |
| 53    | 16,500 | 〃      |                  | 53年12月大平政権  |
| 54    | 20,000 | 〃      | 54年6月原爆基本問題懇談会発足 | 〃           |
| 55    | 22,500 | 〃      | 55年12月基本懇答申      | 55年7月鈴木政権   |
| 56    | 24,000 | 〃      |                  | 〃           |
| 57    | 25,100 | 〃      | 原爆病院改築オープン       | 55年11月中曽根政権 |
| 58    | 25,100 | 〃      |                  | 〃           |
| 59    | 25,600 | 〃      |                  | 〃           |
| 60    | 26,500 | 〃      |                  | 〃           |
| 61    | 27,200 | 〃      |                  | 〃           |
| 62    | 27,400 | 〃      |                  | 62年11月竹下政権  |
| 63    | 27,500 | 〃      |                  | 〃           |

これを対比して見ると、現在の政府には被爆者対策を真剣にやる意志は全然ないのである。福祉を切りつめるばかりで……

戦いが終って四十三年目の今日になつてみると、政府にとつては戦争犠牲者は無用の厄介者であらう。はやくこの人達かこの世からなくなれば戦争犠牲者に支払う補償額もすくなくなるのだがと思つているのが本音だろうと思うが、このことに関して口が裂けても本音は言わないことであろう。

願えりみて下さい。この小さな国で世界を相手に三年八ヶ月も戦つたのですが、さきの大戦の後始末は恐らく数百年はかかることでしょう。ところで性急の日本人が過去のあやまちに対して、いつまでも対応することは不可能に近いことだと思ふ。

さて、昭和六十三年度の予算に長崎県・長崎市が五〇万円、黒い雨検討委員会を発足させることであるが……

昭和五十四年、原爆被爆者基本問題懇談会を政府が作つて答申させたが、政府が言わんとするところを懇談会の委員に言わした経緯がある。その為に、その後被爆者運動の足かせとなつたことは、皆様方よくご承知のことである。

この際西岡代議士が私（深堀会長）に！基本懇に期待をしてはいけない。政府には被爆者援護法を作る意志はないのだから。どうも時間稼ぎのようだ！と言われた。

このことを聞いた私は、クールな姿勢で基本懇を眺めて期待しなかつた。その為に会員の失望を最小限にとどめることができたわけである。

これに対して他の被爆団体は、あまりにも期待したので会員の意気消沈で、組織運営に多大なる支障を来したと言ふ話を聞いたことである。

長崎周辺の矢上・日見・古賀をはじめ黒い雨の大量に降つたところ、ならびに原爆投下地点から一〇K圏、十二K圏の住民達が、黒い雨、死の灰による後遺症にさいなまされていくことは、歴然たる事実であるので、今更調査を必要とすることではない。宮嶋侃参議院議員が言われる！今や政治決着のときである！と言われる言葉が、非常に真実味がある言葉のようである。

ともあれ第二の基本懇とならないように願つていくところである。

そうでなければ被害地区の住民は、政府による援護対策を受けなればかりかだまされてばかりとなつては、二重の被害者となるからである。

# のお知らせ

て、原爆被爆者に下記のような手当が支給されます。

| 所得税額による制限                             | 申請に必要な書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 所得制限撤廃                                | <p style="text-align: center;"><b>(共通のもの)</b></p> <p>① 世帯全員の住民票の写し<br/>(住民票とう本)<br/>住民登録をしている市役所又は支所で請求して下さい。</p> <p>② 申請者、配偶者又は生計を維持する扶養義務者の前年分の所得税額を証明する書類<br/>{ 1月から3月までに申請する }<br/>{ 人は前々年分、4月申請する }<br/>{ 人は前々年分と前年分を提出 }<br/>のこと ;</p> <p>(1) 会社等に勤めている人は、勤務先の交付する給与源泉徴収票</p> <p>(2) 自営業など事業主は、確定申告の写し又は税務署の納税証明書</p> <p>(3) その他市民税申告受付票、年金証書など所得を証明できるもの(長崎市のみ)</p> <p>(4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明書が必要です。<br/>(但し合算はしない)</p> <p>③ 被爆者健康手帳</p> <p>④ 印かん</p> |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税変更<br>953,000円までの人 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>953,000円までの人 | <p>① 健康管理手当認定申請書</p> <p>② 診断書(健康管理手当用)<br/><br/>●かかりつけの病院などで診断してもらうこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>953,000円までの人 | <p>① 医療手当支給申請書</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>953,000円までの人 | <p>① 医療手当支給申請書</p> <p>② 認定医療証明書<br/>●指定医療機関で証明してもらうこと</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>953,000円までの人 | <p>① 介護手当支給申請書</p> <p>② 診断書(介護手当用)</p> <p>③ 介護料の支払いを証する書類(領収書)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>953,000円までの人 | <p>① 介護手当支給申請書</p> <p>② 診断書</p> <p>③ 介護申立書</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| 所得制限ありません。                            | <p>① 葬祭料支給申請書</p> <p>② 死亡診断書又は死体検案書</p> <p>③ 死亡した被爆者の住民票の抄本または消除された住民票の写し</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |

(昭和63年度より改正)  
**原爆特別措置法による被爆者援護法**  
「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」によつ

| 種 別           | 支 給 対 象 と な る 人                                                                                                                                                                                                                                                                              |                      | 支 給 金 額                 |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------|
| 医 療<br>特別手当   | 負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生大臣の認定を受けたもの(認定患者)のうち、現在も認定を受けた負傷又は疾病の状態にある人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                  |                      | 月額 112,000円             |
| 特別手当          | 上記の認定を受けたことのある人で現に治ゆ等により当核認定に係る負傷又は、疾病の状態でない人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                        |                      | 月額 41,300円              |
| 健康管理<br>手 当   | 原爆被爆者で次の疾病にかかっている人に支給されます。<br>(手当の支給される病気)<br>1 造血機能障害 貧血症・白血病など<br>2 肝臓機能 〃 悪性肝炎・ビールス性肝炎を除く<br>3 細胞増殖機能障害 悪性新生物(がん等)<br>4 内分泌腺 〃 糖尿病など<br>5 脳血管 〃 脳出血など<br>6 循環器 〃 高血圧性心疾患・慢性虚血性心疾患<br>7 腎臓 〃 慢性腎炎・ネフローゼなど<br>8 視機能 〃 白内障(先天性を除く)<br>9 呼吸機 〃 肺気腫など<br>10 運動器 〃 変形性関節症など<br>11 消化器 〃 潰瘍の伴うもの |                      | 月額 27,500円              |
| 保健手当          |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                      | 月額 13,800円              |
| 保健手当<br>(加算分) | 1. 3級以上の身障者であること。<br>2. 子、孫のない70才以上のもので、ひとりで住んでいるもの。<br>3. ケロイドの人                                                                                                                                                                                                                            |                      | 月額 27,500円              |
| 介護手当          | 原爆複爆者で厚生大臣の定める特定の障害があるため、医者が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給されます。                                                                                                                                                                                                                                        | 介護人等を雇って介護料を支払ったとき。  | 介護日数20日以上<br>月額 38,600円 |
| 家 族<br>介護手当   | 介護が必要にある人が家族から受けた場合。                                                                                                                                                                                                                                                                         |                      | 月額 11,700円              |
| 葬 祭 料         | 原爆被爆者が死亡した場合、その葬儀を行った人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                                               | 昭和58年9月1日以降に死亡した被爆者。 | 119,000円                |

# 昭和63年度予算書(案)

自 昭和63年 4月1日  
至 昭和64年 3月31日  
長崎県被爆者手帳友の会

| 収入の部   |            |                 | 支出の部      |            |             |
|--------|------------|-----------------|-----------|------------|-------------|
| 科目     | 金額         | 備考              | 科目        | 金額         | 備考          |
| 前年度繰越金 | 9,667,237  |                 | 人件費       | 5,600,000  | 3名分         |
| 会費     | 27,200,000 | 1,600円×17,000世帯 | 陳情旅費      | 2,400,000  | 80,000円×30人 |
| 2・3世会費 | 8,000,000  | 800円×10,000世帯分  | 普通旅費      | 3,600,000  |             |
| 助成金    | 1,400,000  |                 | 交通費       | 2,200,000  |             |
| 寄附金    | 500,000    |                 | 食糧費       | 500,000    |             |
| 雑収入    | 1,700,000  | 奄美の原爆乙女900冊     | 印刷製本費     | 3,000,000  |             |
|        |            |                 | 通信費       | 3,000,000  |             |
|        |            |                 | 会議費       | 5,500,000  |             |
|        |            |                 | 事務所借料     | 288,000    |             |
|        |            |                 | 還元金       | 5,950,000  | 17,000世帯分   |
|        |            |                 | 2・3世還元金   | 2,000,000  | 10,000世帯分   |
|        |            |                 | 交際費       | 1,200,000  |             |
|        |            |                 | 雑費        | 1,300,000  |             |
|        |            |                 | 水道光熱費     | 80,000     |             |
|        |            |                 | 振替手数料     | 80,000     |             |
|        |            |                 | 被爆地区是正対策費 | 3,000,000  | 被爆地区是正協議会分  |
|        |            |                 | 2・3世対策費   | 2,000,000  |             |
|        |            |                 | 予備費       | 6,769,237  |             |
| 合計     | 48,467,237 |                 | 合計        | 48,467,237 |             |

市民退去ビラの行方

## 即刻都市より退避せよ

### 日本国民に告ぐ!!

このビラに書いてあることを注意して読みなさい。

米国は今や何人もなし得なかつた極めて強力な爆薬を發明するに至つた。今回發明せられた原子爆弾は只その一箇を以てしても優にあの巨大なB-29二千機が一回に搭載し得た爆弾に匹敵するこの恐るべき事實は諸君がよく考えなければならぬことであり我等は誓つてこのことが絶対事實であることを保証するものである。

我等は今や日本々土に対して此の武器を使用し始めた。若し諸君が尚疑があるならばこの原子爆弾が唯一箇広島に投下された際如何なる状態を惹起したか調べて御覧なさい。

この無益な戦争を長引かせている軍事上の凡ゆる原動力を此の爆弾を以て破壊する前に我等は諸君が此の戦争を止めるよう陛下に請願することを望む。

米国大統領はさきに名譽ある降伏に関する十三ヶ条の概略を諸君に述べたこの条項を承諾しより良い平和を愛好する新日本の建設を開始するよう我等は懇懇するものである。諸君は直ちに武力抵抗を中止すべく措置を講ぜねばならぬ。

然らざれば我等は断乎この爆弾並びに其の他凡ゆる優秀なる武器を使用し戦争を迅速且強力に集結せしめるものであらう。

# “即刻都市より退去せよ”

## 米軍投下のビラについて

昭和二十年八月六日に広島市に新型爆弾投下のラジオニュースを聞いたとき、国民の多くは敗色濃厚の戦況のなかに、またひとつ不安要素が脳裡をよぎったのではなからうか……。

太平洋戦争の末期、アメリカ軍がサイパン・テニアンに戦略空軍の基地を建設して以来、連日連夜B・29の空爆が続き、日本国内の都市という都市が灰じんと化したことは、歴史のよく語るところでした。

このような情勢のなかで新型爆弾投下ではあのかたに、政府当局が被害の実態を素直に発表されていたならば、長崎の被害は最小限に食いとめることができたであろうとおもわれるのです。

長崎市の国際文化会館には市民退去勧告のビラが、原爆投下前後と記述されていると聞くが……。

原爆前に投下されたビラであったならば、長崎市民は大多数が退去したであろう。

私達友の会が、三十年間にわたる被爆者救援の過程において原爆投下前にまかれたという事実を一度も突き止めることがなかった。

この事実と対比して、原爆投下後、即ち翌八月十日に拾ったとか、見たという事実は数多く存在するところです。

このことは単純なことであるが、このビラの持つ背景は極めて重大で、殊に長崎市民にとってはなおざりにすることができ

ないところです。

何んとなれば、非戦闘員たる最愛の家族を原爆犠牲者とならしめたことです。

悔いても悔いてもとり返すことができなかった、原爆被災のあの厳しゆくなる事実を……。

又、一方の観点からみれば、人類史上最大の罪悪を犯したアメリカがしよく罪のために、あるいは言い訳のためにしたる行為ではなかつたらうか。

いずれにしても、戦争というもののもつ残忍さ、悲惨さ、こうかつさを、あますことなく露呈したひとつの現象だと思わうべきです。

それ故に、私達被爆者ならびに遺族、平和を追求するもの立場から申しますと、原爆投下前後とこれを後世の人に伝えるべきではないと思ひ、敢えて一石を投ずるものです。

左記により公開討論会をひらきますので、被爆者ならびに遺族の皆様、又市民の皆様多数ご出席下さいますようお願いいたします。

### 記

とき 昭和六十二年八月二十九日(土)午後一時三十分  
ところ 長崎市桜町 勤労福祉会館(市水道局下)

主催 原水禁長崎県民会議

長崎県被爆者手帳友の会

## “長崎の鐘”をソ連

### 米国に贈ろう!!

さきの大戦において、人類は甚大なる被害を受けたことは、皆さまよく御承知のことだと思えます。

さて、私も原爆被災者は、人類はじめての核兵器の犠牲者となり、肉親を又、友人・知人の多くを死なしめし、又、みずからも放射能の後遺症にさいなまれて今日をかううじて生きている状態であります。

あの悪夢のごとき戦争が再度おられる自民党政政府の手によつて、進められている現実には、果して、私達原爆被災者の神経過敏と笑つてすますことのできましようか!!

いやいやそうではない、軍備拡張のうねりは友好国・中国においてすら懸念を表明するに至つたではありませんか。

そのようなことを思うとき安心して眠りにつくこともできない夜も幾回となくあるのも当然のことだと思えます。そこで私もは、黙つていては戦争は不可避と思われるので、民衆同志がともに語り、ともに打ち解けて話し合いをすることができれば、政府間の公式論のみに終始する外交よりも、より有益ではなからうかと思つた次第です。

そのために、長崎平和のシンボルとも呼ばれる“長崎の鐘”をさきの大戦において、三百万人の戦死者がでたと云われるソ連邦レニングラードに贈るよう計画しましたところ、日・ソ親善協会ならびにソ連大使館の歓迎の意志が伝えられました。

思うに、人類は絶滅か生存かと二者択一を迫られていると云つても過言ではないと思えます。

今こそ人類がもてる英知を駆使して平和への道を探求せねばならないときが来ていると判断します。

何卒、友の会が恒久平和を念じて計画いたしました今次の事業にご賛同下さいますようお願いする次第です。

#### 記

一、“長崎の鐘”のカンパとして一人百円ですので、一世帯二名の被爆者が居住している場合は、二百円ですので念の為。

なお、募金の時期は、昭和六十三年度会費納入の際、一括納入して下さい。

## 国家秘密法について

さきの大戦において私達原爆被災者が何が一番腹立たしかつたと云えば戦争に負けたことよりも、相次ぐ敗戦をひたかくして国民をぎまんし原子爆弾が頭上に炸裂するまで勝つた勝つたと大本営発表を国民に押しつけたことである。

その為、一億国民の犠牲は甚大な戦争災害となつて私達国民を苦しめたことは周知の事実である。

原子爆弾に竹やりと、およそ現代の社会において考えられない無様な戦争が何故三年四ヶ月の期間を戦うことができたかは実に言論が統制されたことによってもたらされた所産である。

私達原爆被爆者は最愛の肉親・友人・知人を多数失い、又みずからは致死量に近い放射線をあび、後遺症と戦いながらこの四十一年間をかううじて生きのびて来たのである。ただ敗戦によつてよかつたと思うことは、民主主義でありながらも言論の自由である。この言論の自由が再度浸されようとしている現実は何んとしても黙視することが出来ないのである。

政府自民党によれば言論の自由を拘束するものは防衛上の問題のみであると報道されているが、平和憲法のわが国に何が秘密が必要かと反論するものである。すべてを公開し、天下の大道を行く政治がいま人類が求めて止まない世界平和への道ではなからうか。

一民族、一国家の利益を追求する政治、経済の体制は過去の遺物として博物館に保存されねばならない時が、今人類の頭上に到来したものと思うが……。

又、私達原爆被爆者が恐れていることは、被爆者の援護法制定の運動、平和運動も制約されるのではなからうか。そして又いつか来た道を再度歩まされるのではなからうか。

何卒、政府自民党において国家秘密法を思いとどまって戴きますよう、お願いする次第である。

## 死の海を宝の海へ

長崎県被爆者手帳友の会会長

深 堀 勝 一

私は過日、西彼杵郡の支部長協議会を大村湾を臨む場所で開いた。

話題が大村湾に及び、現在の大村湾はすでに半分死んでいる。すなわち、時津、長与、多良見の大村湾の南半分は魚類、海藻が育たぬところとなり、沿岸住民は海の幸から見放されている現状であるようです。

その半身不随の大村湾を最大限に活用することは、長崎県の百年の大計であると思えます。

そのためには琴海町西海郷と長崎市三重までの間を掘さくして運河を造り、外海の海水を大村湾に流入すれば、海水の汚染は最小限にとどめることになりはしないか。

そうすれば大村湾が生き返り長崎県の水産資源の開発に大きな役割を果たすことになろうと思えます。

栽培漁業が唯一の生きる道と考えられるが、大村湾は稚魚の育苗地としては最適な場所ではなからうか。

古老の話によると、海水をストレートに流入すれば、大村湾の水位が上がり、水没したり、浸食されるところが出ないとも限らないそうだが、対応次第では、いくらも方法はある。

それは水門を造り、海水の流入を調節することによって、被害を避けることができましよう。

この小さい島国に一億一千万の人間がひしめきあって暮らしている日本を思うとき、国家百年の大計が必要だと思い、筆を執った次第です。

## 黒い雨地区に

### 社会党国会議員調査団来る!!

放射性降下物のなかで最たるものは黒い雨、死の灰ではなからうか。

そのなかで、西山木場地区、矢上、古賀、日見、網場、戸石、池下、多良見地区は、代表的なところである。

これらの地区には、白血病、癌の多発は、知らない人はないくらいである。

しかしながら、自民党政府は言を左右にして、地域住民を助けようとしなない。

悪政の代表的なところでもある。にもかかわらず、懸命な努力をされている政治家は、保守、革新を問わず数多くいるのは不思議である。

ところで、この悲痛の叫びに対して社会党国会議員六名が忙しいなかで昭和六十二年十月十九日・二十日、現地調査に来崎されました。

まず、黒い雨の原点とも云える、西山木場地区に、住民百名程の集りのなかで熱心に聴き入り、こんな地区があったですかと驚いておられた。

次に矢上、間の瀬地区、今次の運動の発火点とも云えるところであり、住民二百名が集まり、悲痛の叫び、切実の願いを調査団にぶつつけていた。

そして最後に総括集会の古賀公民館六百名を上まわる住民が集まっていた。

そもそも被爆者対策なるものは、放射能の後遺症に苦しむものに対して施策されるべきものであり、行政地区がどうの、戦後処理がどうの、と云う次元のものではない筈だ。

やっぱり自民党三百台のおごりが、このように国民の声を無視する政治を行っている。

このようなことを書いているとき、もと大蔵事務次官でもあった自民党衆議院議員の脱税がニュースに流れた。

いつだったかは脱税を指導した元大蔵省の局長が、一、五〇〇万円を貰ったとか、これもいつしか、うやむやになったことを覚えていいる。

今少しはじめに政治をやって下さいと云いたい。

最後に、他県の国会議員五名を長崎市の黒い雨地区に調査団として連れて来て頂いた田口健二代議士に深くお礼を申し上げます次第である。

なお、調査団として来崎された方は、衆議院議員・村山富一、衆議院議員・村山喜一、参議院議員・浜本万三、衆議院議員・緒方勝陽、衆議院議員・小沢勝介、衆議院議員・田口健二、以上六名の方々でした。

## チクリ、チクリ

年の瀬に横綱・双羽黒が親方や後援会長とけんかになり失踪し、相撲を廃業するところとなり、世間を驚かしたが、さきの西武の東尾投手のマージャンとばくといいい、このところ有名人の事件があまりにも多すぎるようだ。

もとわといえば、甘えが最大の原因にあるようだ。双羽黒の場合などは、横綱が千代の富士ひとりの為、協会が急いで実力経験が不十分な双羽黒を横綱にしたのが、結果的には裏目に出たようだ。誰の目で見ても、判ることを専門的な機関がパスさせることに問題があり、そこに協会に迎合する委員達がおべんちやらがあるようだ。

何よりも横綱審議会が総辞職するのが筋だと思う。二十四才という未熟な青年に極刑を課するならばそれくらいの覚悟があつてしかるべきだ。

どうも〇〇審議会という名の機関は、理事者にとつては都合な存在であるが、これほど無用の長物はない。委員になった御仁は、したり顔で列席しているかもしれないが、そのようなところで名前を売るなどの人は、およそ俗物に過ぎないのでないか。

ゆめゆめ御用心なさつて下さい。

## 編集後記

広島市の平和公園に中曽根前首相の句碑が建てられたそうである。中曽根さんと言えば、在任中、防衛費一パーセントの枠を突破させた名（迷）首相である。それを長崎の平和公園にもとの話があるそうで、うんざりしているところである。

首相を辞められてから平和戦略研究所の設立に動いておられるとのことである。

一番防衛費増強された人がね……

中曽根さん流儀から行けば、強力なる軍備があつてこそ平和を保たれると言う考え方のようである。

このようなこととなると世界は一体どうなることでしょうか。際限のない軍備拡張が……

人類はミイラとなって鉄砲をかついでいたと言う。こっけいな姿となることでしょう。

それとも中曽根さんがノーベル平和賞が欲しいんだそうな、ほんとかしら！

いづれにしても、人類が今一番に求められているものは、軍縮である。

今年が国連軍縮総会がひらかれる年だ。

さきの総会に二〇〇〇名の最大の代表団を送った日本であるが、その日本が先進諸国家で最高の軍拡をやっていると云うのである。恥ずかしい限りである。この点に関して、何処に欠点があり、反省すべきところがあるのだろうか。

数ばかりが問題ではない。問題なのはその中味であらう。もともと日本国内において平和を守るための努力が必要ではないのでしようか。日本からは軍縮担当の事務次長を出しているのだから、孤立させてはいけないと思うのである。

## 四十三年目の春

### 愛子ちゃん。よかつたね!!

愛子ちゃん。その名の大浦愛子（五十九才）

現住所長崎県北松浦郡生月町沓部

大浦愛子さんは、昭和十九年戦局が悪化の一途であったとき、女子挺身隊として長崎市三菱兵器大橋工場に動員されたのでした。

昭和二十年八月九日午前十一時三菱兵器浜口寮において被爆しました。浜口寮は爆心地から距離五〇〇メートルでした。被爆線量二四〇〇ラドと推計されており、普通四〇〇ラドが致死量と言われているのでその六倍を受けたことになるわけです。

それから大村海軍病院に収容され、病癒えぬまま故郷生月町に帰ったのでした。昭和二十年と言えば、国敗れて山河ありと言った状態で離島なるが故に医療に恵まれず、足の負傷は化膿しだんだん悪化していったのでした。

それは何故か………

これこそが致死量近く放射能を浴びた人が治療力をなくした現象である。免疫不全症候群である。このためビッコとなったわけです。

ところがこのような致死量の六倍も浴びた人で生き残っている人は全然と言ってよいくらい生きてはいないのです。

このところが、厚生省の審議機関である援護審査会では判らなかつたわけです。

ですから大浦愛子さんが障害年金の申請を昭和五十一年五月十一

日提出したが却下されたのでした。このことについては、衆議院議員中村重光さんが国会でも取り上げた案件です。その後異議申立てをしても却下、又新しい観点から異議申立て等十二年間が続いたのでした。ところが、“奄美の原爆乙女”の上坂冬子さんがこの問題を再度取り上げ、厚生省と折衝を続けたのでした。又一方、原爆病院の藤田院長はカルテ等詳細に分析して、放射能との因果関係を立証した意見書を提出して頂いたのでした。

これ等のことで、去る二月十七日、本人のもとに厚生省より援護法の第六項と認める旨の通知があつたのでした。

それにしてもこの不具廃失をやつと国が認めることとなつてのでした。

#### 四十三年目の春

この人にふさわしい言葉と思います。

まあ 愛子ちゃん 四十三年も苦しみながら、泣きながら、よく生きていたね、

生きていたからこそ、今日の喜びもあるのだから。

どうか、これからの人生を笑いながら生きて行ってくださいね。

愛子ちゃん。

参考、大浦愛子さんが被爆した三菱兵器浜口寮は、爆心地から直径五〇〇米の地点である。屋外で被爆したこの様な人は生きていない。

防空壕内・コンクリート内で被爆した人はいるが、その点大浦愛子さんは長崎原爆最短距離の生きのこりと言えるものと思う。

平成元年度

# 長崎県被爆者手帳友の会

会報

事務所 長崎市坂本町八の二九

TEL (〇九五八) ④九二六三・④六二四四

## 昭和から平成となつて

### さて、私達の運動は

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀 勝一

本年一月七日、昭和天皇が亡くなられ平成の時代となりました。

さきの昭和の時代は誠に激動の年で、私達国民もこの激動の荒波のなかを木片があたかも流されるごとくほんろうされたものでした。

なかでもさきの十五年戦

争はその最たるもので、その終結の過程で私達は原子爆弾の被災を受けたのでした。

戦争が終つても食糧難、住宅難等放射能の後遺症にさいなまされながら生きのびて来ました。

昭和三十二年には動員学徒、女子挺身隊、徴用工の補償を求めて長崎県動員学徒犠牲者の会を設立し、昭和四十六年に至つて、軍人なみの援護法を制定することができたことは、関係者一同よろこびのたえないところでした。

さらに、昭和四十二年に至つては、一番おくれていた一般の原爆被災者の国家補償を求めて立ち上つたのでした。

しかしながら、一般の原爆被災者の運動はむずかしく、被災者にある程度の補償とも云える特別措置法を成立せしめたのでした。

その後、年々特別措置法が改善され、今日に至っている次第です。

又、昭和五十五年に原爆被爆者“かめだけ”特別養護ホームを建設し、昭和五十七年新しい原爆病院を建設したのでした。

思うに平成の時代の今日、残された問題は、被爆二、三世対策、黒い雨を含む十二キロの被爆地区是正、近距離被爆者、若年時被爆者の対策は、一日も循環のできない問題であり、友の会としては、これらの問題に全力をつくしてとりくむ決意です。

何卒皆さまの絶大なるご協力をお願いする次第です。

昭和63年度経過報告

本会の主なる事業日程

|      |      |                              |
|------|------|------------------------------|
| 昭和63 | 4・7  | 稲佐国際墓地清掃                     |
| 〃    | 4・11 | 職業補導所入所式                     |
| 〃    | 4・13 | 第一回拡大理事会                     |
| 〃    | 4・15 | 県、市、被爆者団体協議会                 |
| 〃    | 4・26 | 日・ソ親善かめだけ交流会                 |
| 〃    | 5・12 | 第二回拡大理事会                     |
| 〃    | 5・14 | 支部代表者大会                      |
| 〃    | 5・17 | 初村参議員、社労委員会質問傍聴              |
| 〃    | 5・20 | 原爆病院三十周年記念式典                 |
| 〃    | 5・25 | 長崎の鐘、出荷壮行会(平和公園)             |
| 〃    | 5・31 | かめだけホーム理事会                   |
| 〃    | 6・3  | 原水禁理事會                       |
| 〃    | 6・6  | 北松連絡協議会                      |
| 〃    | 6・10 | 第二回裁判                        |
| 〃    | 6・14 | 青年平和集会                       |
| 〃    | 6・17 | 平和記念句間委員会                    |
| 〃    | 7・10 | 島原二世発会式                      |
| 〃    | 7・12 | 原水禁理事会、レニングラード壮行会            |
| 〃    | 7・14 | 第三回拡大理事会                     |
| 〃    | 7・28 | 諫早、北高連絡協議会                   |
| 〃    | 7・29 | 原対協理事會                       |
| 〃    | 8・2  | 友の会実務者連絡会議                   |
| 〃    | 8・6  | 全農林集会(古賀、矢上、現川、時津、長与、<br>亀岳) |
| 〃    | 8・9  | レニングラード長崎の鐘除幕式を祈念する市         |

|      |       |                              |
|------|-------|------------------------------|
| 昭和63 | 8・12  | 民集会                          |
| 〃    | 8・14  | ソ連より代表団帰国                    |
| 〃    | 8・15  | 友の会、慰霊祭出席者十二名出發              |
| 〃    | 9・3   | 全国戦没者追悼慰霊祭                   |
| 〃    | 9・14  | 第四回拡大理事会                     |
| 〃    | 9・16  | 敬老慰労会(かめだけ)                  |
| 〃    | 9・17  | 原対協三十周年記念式典                  |
| 〃    | 9・29  | 「長崎の鐘」報告会                    |
| 〃    | 10・4  | 中国建国二十九周年記念式典                |
| 〃    | 10・7  | しいたけを食べる会(日赤会館)              |
| 〃    | 10・19 | 第十三回裁判                       |
| 〃    | 10・20 | しいたけシンポジウム                   |
| 〃    | 10・21 | 大村殉国者慰霊祭                     |
| 〃    | 10・29 | 中国に贈る「長崎の鐘」記者会見              |
| 〃    | 11・2  | 現川支部二世集会                     |
| 〃    | 11・5  | 近距離被爆者集会(勤労福祉会館)             |
| 〃    | 11・12 | 国際フォーラム(平和会館)                |
| 〃    | 11・20 | しいたけ緑黄野菜試食会                  |
| 〃    | 11・28 | 被爆二世問題懇談会                    |
| 〃    | 12・3  | 原発市民会議(宝来軒)                  |
| 〃    | 12・10 | 第五回拡大理事会兼忘年会、具島先生へ友の<br>会平和賞 |
| 〃    | 12・13 | 被災協、松谷さんを支援する会               |
| 〃    | 12・21 | キューバ平和モニュメント除幕式              |
| 〃    | 12・23 | 日赤百周年記念大会                    |
| 〃    | 12・24 | 原爆病院運営委員会                    |
| 昭和64 | 1・7   | 第十四回裁判                       |
| 〃    | 1・23  | かめだけクリスマスパーティー               |
| 〃    | 1・24  | アルメニア街頭カンパ(中央橋)              |
| 〃    | 1・27  | 天皇陛下崩御                       |

|     |   |    |                         |
|-----|---|----|-------------------------|
| 平成元 | 1 | 13 | 知事会見                    |
| 〃   | 1 | 26 | 原爆病院運営委員会               |
| 〃   | 1 | 28 | 諫早、北高連絡協議会              |
| 〃   | 2 | 3  | 長崎市平和憲章起草委員会            |
| 〃   | 2 | 8  | 「長崎の鐘」幹事会               |
| 〃   | 2 | 24 | 大喪の礼、昭和天皇をしのぶ追悼集会（平和公園） |
| 〃   | 3 | 5  | 黒崎支部総会                  |
| 〃   | 3 | 11 | 動員学徒定期総会                |
| 〃   | 3 | 15 | 地区是正協議会（本部）             |
| 〃   | 3 | 24 | 第十五回裁判                  |
| 〃   | 3 | 28 | 補導所修了式、原対協理事会           |

## 消費税 アラカルト

四月一日から消費税の導入によって、なにかとせちがらい世の中になったようである。三パーセントと云われているが、便乗値上げもあるのではなからうか……と。

内税・外税・免税とか、私ども庶民にとってはむずかしいことばかり。

中曽根政権が軍拡によって増額した予算を一兆円けずれば、こんなに国民に不人気な消費税も厚生年金の受給年令引上げ、福祉切り捨て政策もしなくても済むのにね……。

## 改正特別措置法のあらまし

前年度予算 一、一六九億円 平成元年度 一、二二九億円

|           |                    |           |
|-----------|--------------------|-----------|
|           | 平成四月               | 平成十月      |
| 医療特別措置法   |                    |           |
| 特別手当      | 一一二、〇〇〇円から一一二、八〇〇円 | 一一五、六〇〇円  |
| 原子爆弾小頭症手当 | 四一、三〇〇円            | 四二、六〇〇円   |
| 健康管理手当    | 三八、五〇〇円            | 三九、八〇〇円   |
| 保健手当 (A)  | 二七、五〇〇円            | 二八、四〇〇円   |
| 保健手当 (B)  | 一三、八〇〇円            | 一四、二〇〇円   |
| 介護手当      | 二七、五〇〇円            | 二八、四〇〇円   |
| 家族介護手当    | 三八、六〇〇円            | 三九、四〇〇円以内 |
| 葬祭料       | 一一、七〇〇円            | 一一、八〇〇円   |
|           | 一一九、〇〇〇円           | 一二七、〇〇〇円  |

# 昭和63年度 決算書

自 昭和63年 4月1日  
至 平成元年 3月31日  
長崎県被爆者手帳友の会

| 収 入 の 部   |            |     | 支 出 の 部         |            |     |
|-----------|------------|-----|-----------------|------------|-----|
| 科 目       | 金 額        | 備 考 | 科 目             | 金 額        | 備 考 |
| 前年度繰越金    | 9,667,237  |     | 人 件 費           | 5,929,594  |     |
| 会 費       | 26,312,500 |     | 陳 情 旅 費         | 71,560     |     |
| 二・三世会費    | 6,202,600  |     | 普 通 旅 費         | 2,401,170  |     |
| 助 成 金     | 1,325,000  |     | 文 通 費           | 2,181,846  |     |
| 寄 附 金     | 0          |     | 食 糧 費           | 417,448    |     |
| 雑 収 入     | 1,439,486  |     | 印 刷 費           | 2,299,600  |     |
| 長崎の鐘基金繰出金 | 1,000,000  |     | 通 信 費           | 2,889,425  |     |
| 長崎の鐘募金    | 1,081,250  |     | 会 議 費           | 4,360,930  |     |
| アルメニアカンパ金 | 30,000     |     | 事 務 用 品 費       | 106,085    |     |
|           |            |     | 備 品、消 耗 品 費     | 178,480    |     |
|           |            |     | 事 務 所 借 料       | 294,000    |     |
|           |            |     | 慶 弔 交 際 費       | 2,164,320  |     |
|           |            |     | 水 道、光 熱 費       | 82,544     |     |
|           |            |     | 雑 費             | 789,468    |     |
|           |            |     | 組 織 助 成 費       | 229,000    |     |
|           |            |     | 友 の 会 還 元 金     | 5,770,150  |     |
|           |            |     | 二 世 還 元 金       | 1,675,100  |     |
|           |            |     | 振 替 手 数 料       | 61,460     |     |
|           |            |     | 長崎の鐘記念Tシャツ代     | 10,100,060 |     |
|           |            |     | アルメニアカンパ金       | 30,000     |     |
|           |            |     | 本 代 立 替 金 へ     | 84,700     |     |
|           |            |     | 福 祉 施 設 建 設 基 金 | 1,520,000  |     |
|           |            |     | 次 年 度 繰 越 金     | 3,421,135  |     |
| 合 計       | 47,058,075 |     | 合 計             | 47,058,075 |     |

## 長崎の鐘を

## レニンググラードに贈る

副会長 正 田 鶴 雄

数年前、ソ日友好青年の船が長崎に寄港したとき、一行を  
“かめだけ”特養ホームに招待し楽しい時を過ごしました。その  
後、長崎の鐘をソ連に贈ろうと云うことになり、友の会、原水  
禁、県評と協力して募金した結果、予想外の多額の寄附金が集  
まりました。一方日ソ友好協会を通じてソ連側に打診した所、  
スムーズに話が運び、五月二十五日に平和公園で出荷壮行会を  
行いました。

ソ連では八月九日、午前十一時二分（現地時間）鐘を鳴らし  
て贈呈式を行うことになり、友の会から、私と時津の平井さん  
会長の奥さん外二名、長崎からは二十数名、全国から百二十数  
名の団体となり、七月三十一日に新潟発ハバロフスクに行き、  
八月九日にレニンググラードの戦没者墓地に参拝して、その前方  
の芝生の場所に、長崎の鐘が据えつけてありました。

広さは平和公園の数倍あるうと思われる広い芝生の場所であ  
る。幼稚園・小学生・地元の住民、当局の人々、約二千名集ま  
って盛大な贈呈式でした。

民間の団体で、この様な訪ソは初めてとのことと歓迎は大し  
たもので、バスの前にパトカーが三台先導して行く様な状態  
でした。

民衆同志が仲良くすることによって反戦、反核を進めて行き  
たいと思いました。

## Tシャツの配布

友の会創立二十周年を記念して、かねてから計画しておりました、Tシャツを、昭和六十三年度会費納入済みの一万七千世帯に贈ることになりました。

レニングラード市に送った「長崎の鐘」をアレンジしてマークにしており、皆さま方によるこんで貰うものと思っております。

今夏八月九日、はじめて実施する被爆者地方都市分散集会（県下十三ヶ所）に皆さま方が着用して参加して頂ければ、とてもすてきなことではなからうかと思えます。

## コラム欄

### 国民の為の政治ができないのは当り前

中曾根さんがリクルートの総本山と思っておったところ、竹下さんが一億数千万円とか、これが最高かと思っていたら、安部さんはもっと多額の金をリクルートから貰っているそうなの。政調会長の渡辺美智男さん、国民をこけにした言葉がつきつきと飛び出し、その度に自民党の票が何十万票？が減っているだろう。

自民党の派ばつが、次から次への情報を出しているような、ほんとうかしら……？。

泥試合もいい加減にしてくれ、自民党さん、もっと真面目になっしてくれ。

## チクリ、チクリ

福岡県刈田町の住民税数千万円の流用事件を証拠不十分として不起訴とした福岡地検に対して、福岡檢察審査会は不起訴は不当として議決したのは庶民感情としては当然なことで拍手をおくりたいところである。

もともと本件は役所に納入するところから横流しを策したことであり、このような悪質の事件は明治政府設立以来のこと、あいた口がふさがらないところである。

このようなことがあるやも知れないとのことで、町側が福岡地検よりも東京地検に告発しようだ。ところが、すったもんだのあげくの果、福岡地検に移送が決まった。

このとき既に、この事件は駄目だと思った。文芸春秋によれば、責任ある検事がこのことのために檢察界を見限って辞職したと伝えられているが……。

その後の経過は案の定不起訴となったことである。

民主主義と言うものは、三権分立となって、はじめてその機能を補充することができるのである。

司法が行政に迎合している今日のありさまは、民主主義とは言えないのである。

自民党万年政権に降伏している現在の状況はがまんならないところである。

## 平成元年度 運動方針(案)

- 一、平成元年度を迎えるに当り、被爆二・三世に対して定期健康診断を法制化し、原爆症関連疾病については医療費の国庫負担を実施すること。
- 二、昨年に引き続き、黒い雨地区を含む一二キロメートル以内の地区住民に健康診断受診者証を交付すること。
- 三、近距離被爆者、若年時被爆者に対して、より強力な援護対策を実施すること。
- 四、原爆死没者に弔慰金を交付すること。
- 五、県央地区に特養ホームを設置すること。

### 解説

中曽根政権発足以来、福祉切り捨て、軍拡予算の増大によって私達被爆者は非常に苦しい立場に立たされてきた。勿論、被爆者対策の充実に求めて運動を展開している私達の会も忍の一字で耐えていたのでした。ところが、平成元年二月に行なわれた福岡県参議院補欠選挙で自民党が大敗して、その後各地で行なわれた各種の選挙でも自民党が苦戦して横相が一変してきたのでした。

考えてみますと、これまでの自民党は三〇〇台のおごりで、リクルート、消費税、農産物の自由化、はては厚生年金六五才切り下げ等、およそ国民の感情をさかなですることを次から次へと実施して来たのでした。そこで国民からの痛烈な一撃で、政策の変更を余儀なくされております。そのよい例が今年の特例措置法の改正で、これまで諸手当のアップが据え置きや、昨

年のように百円のアップ等、被爆者を馬鹿にしたことを平気でやってきていたわけです。それが、平成二年度からは消費者物価の動向において諸手当をスライドすると云う、私達被爆者手帳友の会がかねてから要求していたことが実現したのでした。おそらく政府においては、弱者に対する施策、福祉対策も大きく転換せざる情勢となっております。

なお、被爆者二・三世対策について、県、市、町村議会に請願書を提出して首長、議会の意見書を引き出したと思います。

### 平和運動について

国連軍縮総会には世界最大の代表団を送ったわが国ですが、恥ずかしいことには先進国家で最大の軍拡をしたのがわが日本です。

このことを思えば、いかにわが国の平和運動が地についていないかを立証しているわけです。

さて、平成元年は左記のことを実施しようと思っております。

### 一、稲佐国際墓地の清掃

ソ連邦を訪ねた私達の代表団が日本人墓地がきれいに清掃されたのを見て、それでは私達もと云うことで昨年四月から一ヶ月に一度清掃を実施しているが、今年度も既にはじめています。一月から三月まで稲佐支部が実施しているが、四月から十一月までは友の会本部ならびに長崎市内支部から総数八〇名程度の人員で実施するので、ご協力をお願いします。

### 二、長崎の鐘を贈ることについて

昭和六三年八月九日、ソ連邦レニングラードにおいて、日本から代表団一一八名出席のもとで「長崎の鐘」の除幕式があり、北欧の空に平和の願いをこめた長崎の鐘が高らかに鳴りひびいたのでした。

私達は世界のどこの国とも平和と友好の精神をもってきずなをむすび、世界平和の達成をこい願っております。

本年度は、さきの太平洋戦争において最大の被害をこうむった中国に贈りたいと思ひ、現在折衝中です。

### 三、原子力発電反対について

原子力発電所については、友の会創立以来、今日まで一貫して反原発をつらぬいて来たのですが、昭和六〇年度からは玄海原発を訪ずれ、放射能の危険を訴え原発廃棄の要請行動をして来ましたが、現在の反原発はと申しますと、日本はおろか世界中に至るまで反原発の運動が広がり、多大な成果をあげております。今年も九州にあるもうひとつの原発、川内原発に行き反原発の要請行動をすることにしております。しかしながらこれからの反原発運動は、代替エネルギーを如何にして求めるかが最大の課題であると思ひます。

### 四、被爆者地方都市分散集会について

反核、平和運動は、従来から云われているように長崎市においてのみなされ、長崎市から一歩外に出ると平和運動などどこ吹く風のようなようです。

そこで友の会としては、かねてから原水禁に対して全県下的に実施すべきとの意向で要望していたが、ご承知のとおり原水禁は加盟の労働団体が再編成の時期となつていゝるわけです。その為にこれを実行するだけのエネルギーがとばしいので、敢えて友の会単独でも実施すべきだと思ひ、このたびのみきつたわけです。

野母崎・琴海・時津・長与・多良見・諫早・島原・佐世保・平戸・岐宿など、県下一三会場で統一行動として八月九日に実施します。

### 五、創立二〇周年を記念してTシャツ配布について

友の会としては、この二〇年間に互つて友の会の各種の行事等に参加して頂き、医療費の国庫負担、諸手当の実現、原爆病院、かめだけホーム建設等、相当の成果をあげたわけです。

そこで二〇周年記念として、長崎の鐘をデザインしたTシャツを昭和六三年度会費納入者に対して配布することと致しました。

なお、八月九日の反核、平和、被爆者援護の統一行動にはできるだけ着用して頂きたい。又、こども、孫に対して贈られても結構です。

### 六、矢上自動車試験場救護所、被爆者手帳交付申請について

昭和六〇年公判がひらかれて一五回となつていゝるが、この裁判は裁判官の許訟指揮が政府、権力者迎合の姿勢が随所にみられており、国民のひとりとして嘆かわしい限りです。私達がかねてから要求しておりました、黒く塗りつぶした証拠書類をもとのままの姿で提出してくれとのこと、やっと平成元年三月一四日、裁判長が提出命令を出した始末で、今後の推移を注意深く見る必要があると思ひます。

### 七、環境保全について

人類が直面している問題で、これから特に注意せねばならぬことは自然環境をみだりに破壊する行為をしないこと。これが二〇世紀後半から人類に与えられた課題であると思ひます。

その意味においては原発は、その最たるものですが、タンカーによる油流出事故、金儲けのための森林資源の破壊、干潟の干拓、大都市集中の人口問題など自然界の改造は必要最小限度にとどめるための運動を展開します。

# 平成元年度予算書

(改正)  
本部上納金1世帯1500円の場合

| 収入の部   |            |                 | 支出の部      |            |                 |
|--------|------------|-----------------|-----------|------------|-----------------|
| 科目     | 金額         | 摘要              | 科目        | 金額         | 摘要              |
| 前年度繰越金 | 3,421,135  |                 | 人件費       | 6,120,000  |                 |
| 会費     | 22,500,000 | 15,000世帯×1,500円 | 陳情旅費      | 2,560,000  | 80,000×4人=32万8回 |
| 二・三世会費 | 6,400,000  | 8,000世帯×800円    | 普通旅費      | 1,800,000  | 15万×12月=180万    |
| 助成金    | 1,300,000  | 前年度なみ           | 交通費       | 1,200,000  | 10万×12月=120万    |
| 雑収入    | 200,000    |                 | クルマ関係費    | 1,560,000  |                 |
| 寄附金    | 200,000    |                 | 食糧費       | 420,000    | 35,000円×12月     |
|        |            |                 | 印刷費       | 2,280,000  | 会報23,000×60     |
|        |            |                 | 通信費       | 2,600,000  | 速報ハガキ 140万      |
|        |            |                 | 会議費       | 3,400,000  | 代表者大会 150万      |
|        |            |                 | 事務用品      | 300,000    |                 |
|        |            |                 | 事務所借料     | 360,000    | 3万×12月          |
|        |            |                 | 慶弔交際費     | 2,300,000  |                 |
|        |            |                 | 水道光熱費     | 100,000    |                 |
|        |            |                 | 雑費        | 900,000    |                 |
|        |            |                 | 二・三世還元金   | 1,600,000  | 8,000世帯×200円    |
|        |            |                 | 長崎の鐘関係費   | 1,100,000  | 旅費60万 パーティ50万   |
|        |            |                 | 被爆者散居地分   | 1,300,000  | 10万×13ヶ=130万    |
|        |            |                 | 福祉施設等建設基金 | 2,000,000  |                 |
|        |            |                 | 予備費       | 2,121,135  |                 |
| 合計     | 34,021,135 |                 | 合計        | 34,021,135 |                 |

## チクリ、チクリ

血液センターが多良見町に移転するのではと思われていたがこのほど浦上水源地の敷地内に新築されてオープンした。

長崎市は人口の流失によつてだんだんときびれて行くばかり。企業が他の都市に逃げられないようにしなければ。そういう意味においては、長崎市のつた方法は非常に賢明なことであり、これからも触角を各方面にひろげて企業の誘致をせねば、働く職場がなく若い人が長崎を離れて行くこととなる。

これ以上さびれて行く長崎を守らねばならんことは云うまでもない。

週休二日制が官庁にもとりいれられるところとなったのですが、日本人は働きすぎなのだからと言って世界の非難を浴びているようだ。

ところがこの資源のない日本の国ですから、一生懸命に働いて、よい製品を売り出さなければ、怠けていたのではめしが食えないと言うものだ……。

なんでもモスコウ市の運転手のノルマが一日八十キロメートルだそうである。一時間走れば一日の仕事が終ってしまう勘定となるわけです。

ところが日本では一日八十キロメートル走って運転手のノルマが終っていたら、これで女房、子供にめしを食わして行くことが出来るだろうか……。

資源の豊かなソ連邦だから、前記のことが許されるわけです。

ですから、ここのとこをよく考えておかないと、現代の若者達よ日本もやがて世界一の貧乏国となることでしょう。

## 友の会平和賞に 具島兼三郎先生

友の会としては、平和運動に実践した人を顕彰するためにかねてから構想を練っておったわけです。

なにか政府、公共団体から表彰される人間はとみると、ときの政府・役所に迎合しておべんちやら云う人が選ばれている現実を見るにつけ、私達庶民の手でこれを実現したいと思っております。

ノーベル賞についてすら最近はおかしいな、と思うこともあったわけです。

このような考えのもとで人選を急いでいたところ、具島先生が身近におられました。

先生は日・独・伊三国防共協定に反対されて満州国において投獄され、三年に亘るいわゆる臭い飯を喰べられたのでした。

しかも戦後におかれましては、平和と民主主義を守る戦いに率先されておりました。

又、長大学長として戦災復興に力を尽され、長崎市民のアイドルとしていろんな会合にも出席され、良きアドバイスをされておりました。

私達、友の会のささやかな表彰を先生が受けて頂くだろうかと心配しましたが、こころよくお引き受けて頂きました。

あらためて先生の器量の大きさを知ったわけです。

具島先生も齢八十を越えられておりますが、実にかくしゃくとして大きな声で講演をされております。

どうか先生、長生きをして下さい。

末筆ながら平和賞受賞の条件は、権力者に媚びらず常に庶民の味方となって平和運動に率先垂範した人となっております。

# のお知らせ

て、原爆被爆者に下記のような手当が支給されます。

| 所得税額による制限                             | 申請に必要な書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 所得制限撤廃                                | <p style="text-align: center;">(共通のもの)</p> <p>① 世帯全員の住民票の写し<br/>(住民票とう本)<br/>住民登録をしている市役所又は支所で請求して下さい。</p> <p>② 申請者、配偶者又は生計を維持する扶養義務者の前年分の所得税額を証明する書類<br/>{ 1月から3月までに申請する }<br/>{ 人は前々年分、4月申請する }<br/>{ 人は前々年分と前年分を提出 }<br/>{ のこと }</p> <p>(1) 会社等に勤めている人は、勤務先の交付する給与源泉徴収票</p> <p>(2) 自営業など事業主は、確定申告の写し又は税務署の納税証明書</p> <p>(3) その他市民税申告受付票、年金証書など所得を証明できるもの(長崎市のみ)</p> <p>(4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明書が必要です。<br/>(但し合算はしない)</p> <p>③ 被爆者健康手帳</p> <p>④ 印かん</p> |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税変更<br>798,000円までの人 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>798,000円までの人 | <p>① 健康管理手当認定申請書</p> <p>② 診断書(健康管理手当用)<br/><br/>●かかりつけの病院などで診断してもらうこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>798,000円までの人 | <p>① 医療手当支給申請書</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>798,000円までの人 | <p>① 医療手当支給申請書</p> <p>② 認定医療証明書<br/>●指定医療機関で証明してもらうこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>798,000円までの人 | <p>① 介護手当支給申請書</p> <p>② 診断書(介護手当用)</p> <p>③ 介護料の支払いを証する書類(領収書)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>798,000円までの人 | <p>① 介護手当支給申請書</p> <p>② 診断書</p> <p>③ 介護申立書</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| 所得制限はありません。                           | <p>① 葬祭料支給申請書</p> <p>② 死亡診断書又は死体検案書</p> <p>③ 死亡した被爆者の住民票の抄本または消除された住民票の写し</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |

(平成元年度より改正)  
**原爆特別措置法による被爆者援護法**  
「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」によつ

| 種 別           | 支 給 対 象 と な る 人                                                                                                                                                                                                                                                                              |                      | 支 給 金 額                                     |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------------------------------------------|
| 医 療<br>特別手当   | 負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生大臣の認定を受けたもの(認定患者)のうち、現在も認定を受けた負傷又は疾病の状態にある人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                  |                      | 4月から<br>月額 112,800円<br>10月より<br>月額 115,600円 |
| 特別手当          | 上記の認定を受けたことのある人で現に治ゆ等により当核認定に係る負傷又は、疾病の状態でない人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                        |                      | 4月から<br>月額 41,600円<br>10月から<br>月額 42,600円   |
| 健康管理<br>手 当   | 原爆被爆者で次の疾病にかかっている人に支給されます。<br>(手当の支給される病気)<br>1 造血機能障害 貧血症・白血病など<br>2 肝臓機能 〃 悪性肝炎・ビールス性肝炎を除く<br>3 細胞増殖機能障害 悪性新生物(がん等)<br>4 内分泌腺 〃 糖尿病など<br>5 脳血管 〃 脳出血など<br>6 循環器 〃 高血圧性心疾患・慢性虚血性心疾患<br>7 腎臓 〃 慢性腎炎・ネフローゼなど<br>8 視機能 〃 白内障(先天性を除く)<br>9 呼吸機 〃 肺気腫など<br>10 運動器 〃 変形性関節症など<br>11 消化器 〃 潰瘍の伴うもの |                      | 4月から<br>月額 27,700円<br>10月から<br>月額 28,400円   |
| 保健手当          |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                      | 4月から<br>月額 13,900円<br>10月から<br>月額 14,200円   |
| 保健手当<br>(加算分) | 1. 3級以上の身障者であること。<br>2. 子、孫のない70才以上のもので、ひとりで住んでいるもの。<br>3. ケロイドの人                                                                                                                                                                                                                            |                      | 4月から<br>月額 27,700円<br>10月から<br>月額 28,400円   |
| 介護手当          | 原爆被爆者で厚生大臣の定める特定の障害があるため、医者が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給されます。                                                                                                                                                                                                                                        | 介護人等を雇って介護料を支払ったとき。  | 4月から<br>介護日数20日以上<br>月額 39,400円             |
| 家 族<br>介護手当   | 介護が必要にある人が家族から受けた場合。                                                                                                                                                                                                                                                                         |                      | 4月から<br>月額 11,800円<br>10月から<br>月額 12,100円   |
| 葬 祭 料         | 原爆被爆者が死亡した場合、その葬儀を行った人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                                               | 昭和59年9月1日以降に死亡した被爆者。 | 4月から<br>月額 127,000円                         |

# 『シイタケを食べて癌を追放する会』

## からの総括レポート

### 1 動機

昭和四〇年代の後半のことでした。癌にかかる人が多く、なかでも乳癌がピークに達した頃のこと、何としても被爆者から癌という病魔を追放する方法がないものかと、日夜心を痛めていました。

丁度その頃、昭和五〇年原爆病院の副院長兼内科部長・安日先生が食道癌にかかり長崎大学病院に入院されていた。そのとき鼻中食の中にサルノコシカケを入れて飲んだところ末期癌で痩せておられた体重が一週間に1kg、五週間で5kg増加した。「丸山ワクチンは効かなかったがサルノコシカケはいいようだ」このようなことを聞いたのでした。

そこで、サルノコシカケは稀少作物ですのでシイタケを食べたら、同じきこの類だから効用があるのではなからうかと思いい、毎朝味噌汁にシイタケ数個を入れて食べることにしたのでした。

### 2 会員の資格

- (イ) 四十才以上、六十五才までの人であり、被爆者ならびに非被爆者。
- (ロ) 一日煙草二十本以上喫煙する人は入会させない。
- (ハ) 毎日、又はつとめてシイタケを食べる人。

### 3 経過

昭和五十年頃からわが家(会長)はシイタケを食べていた。昭和五十五年原爆被爆者特別養護ホーム『かめだけ』を経営

することになったので、すぐに栄養士に命じてシイタケを毎日10g平均でメニューに入れるようにした。

ところが被爆者には癌が多いと言われていたが、三年間に癌死亡者はゼロという好成绩でした。その頃のことでした。

三共製薬のクレスチンが制癌剤と認められたのでした。そこで昭和五十八年十一月「しいたけを食べる癌を追放する会」を發会したわけです。

### 4 運営

会員が百四十名で被爆者が百三十七名、非被爆者が三名という内訳でした。

会員に対しては大分椎たけ農協から年四回程度百kg(1kgパック詰め)購入し、原価で会員に販売した。

そして、しいたけ料理の試食会などをして食べ方を教示したのでした。

### 5 成果

昭和五十八年十一月から昭和六十二年十月までの五年間で、癌死亡者が一名でした。

昭和六十一年度 長崎県死亡統計によると、四十才以上の人

|       |          |
|-------|----------|
| 対象人員  | 六八四、一六三人 |
| 癌死亡者  | 三、〇二七人   |
| パーセント | 〇・四四二    |
| 対象人員  | 一三二人     |
| 癌死亡者  | 一人       |
| パーセント | 〇・七五三    |

五年間の期間であるので

〇・七五二÷五〇・一五二 一般の人は癌死亡者が一、〇〇〇人に対して四・四人ですが、しいたけを食べる癌を追放する

会員は、一、〇〇〇人に対して一・五人という結果でした。つぎにシイタケは高血圧症の人によいと聞いておりましたが、アンケートしたところ七九名のうち二三名(二九%)高血圧症が治ったという報告がありました。

## 6 最近の話題から

数年前からシイタケの成分であるレンチナンが癌治療に認められ長崎原爆病院の話によると抗癌剤と併用して静脈注射に使用しているとのこと、『経過もよいようですよ』とのことでした。

又、国立ガンセンター、神戸女子薬科大学等の研究期間に於いてもシイタケ、その他キノコによる動物実験に於いても制癌効果があつたと報告されています。

その他、高血圧に於いても各種の実験に於いて高血圧降候圧現象が認められていると、私達の会の報告と合致しています。

## 7 これから、しいたけを食べ癌を開放する会

は規約として五年間となつたので解散することにししました。

しかしながら、今日巷間では癌の制癌効果として緑黄野菜が良いと言われています。

そこで、しいたけならびに緑黄野菜を食べ癌を予防する会に発展的に移行して、これから三年間両者の相乗効果による結果を見たいと思っております。

なお、緑黄野菜とは大根葉、人参、ピーマン、カボチャ、かぶの葉、ホーレン草、ネギ、タカナ、ブロッコリー、トマト等で一日五〇gから一〇〇gを食べることが必要です。

## 随筆

先日、創立二十周年記念としてTシャツを一万七千枚作ったのですが……。

かねてから被爆者カンパを頂いておりました日本精工労働組合に対して、おすそ分けとして百枚を東京都の組合本部に送付致しました。驚くことに、その運送手数料が僅かに一、三〇〇円で、しかも長崎から発送した翌々日に着くということで、どうしたらこんな安い運賃で、しかも最少日数で出来ることだろうか、とつくづく考えさせられた。しかもその運送会社の名前が黒猫やまと運送会社の名前までがピッタリじゃありませんか。

三十年ばかり前とは云いますと、貨物輸送は、国鉄だけで不親切で、高くてもおそい、と今にしてみれば誠にお粗末な限りです。

国鉄がJRに移管せねばならなかったのも、ここらあたりに原因があつたのではなからうか……。

合理化するのやむを得ないことであろうか。

会社側も労働者側も、ともに痛みを分け合つてこそ、これらの時代に対処して行く方法だと思ふ。

国鉄の精算事業団等は、はやくなくなつて楽しい旅行ができるようにJR当局に望みたい。

反原発運動はもう終わった

## 代替エネルギーはいかにして求めるか！

長崎県被爆者手帳友の会会長

深 堀 勝 一

友の会は昭和四十二年発足してから今日まで、反原発の姿勢を一貫してつらぬいてきたのでした。それは何故か？原子力発電と言っても温排水に微量であるが放射能が含まれていること。

つぎに、放射能廃棄物の処理が未だに確立していないこと。誰かが言った、「原発はトイレのない住宅と……」

放射能の後遺症にさいなまされて、戦後を生きぬいてきた私達被爆者が世界に向って叫ばなければ、他の人々は放射能の恐ろしさは判らないのだから。

この使命感のもとに戦後四十三年の間、反原発の姿勢は絶対にくずしてはならないと思っていた私達です。

それが昭和三〇年代・四十年代、原発が日本各地に建設されて、私達も反原発の運動、又その姿勢はもう駄目か？と思うことも、しばしば脳裏を去来したものでした。

ある時期においては、社会党にも原発許容派が増大してきていることもテレビ等で拝見したとき、すくなからずショックを受けたわけでした。

しかしながら、まてまで、私達が反原発の旗をおろしてはどうか。必ず私の主張が世界の人々に理解される日がやってくるからと、不動の信念か、又ひらきなおると言いますか、最後まで旗はおろさぬぞと……。

昭和六十一年五月十五日、友の会役員十名程で、二台の車で玄海原発にでかけました。

玄海原発の次長さん等ははいねいに対応して頂いたので、気おい込んで行ったためか、返って拍子抜けするような思いでした。

その時、私は次のようなことを言った。「九州電力は敵ではない。原発からまれる放射能は、人類には非常に危険だから反対する。私達は、世界の政治経済の流れを変える運動を今から展開しますから、それまでは、安全運転をやっている下さい。」ただ、非常におどろいたことは、原発と住民の家が僅か数百米と非常に近いところにあったことでした。

「事故にあつたらどうするのだろうか？と聞くところによると、玄海町の住民は電力料金が無料だと言うが、いかに電力料金がただでも死となりあわせの日常生活はいやだ。」と語り合つたのでした。

日本は産業優先国家で、世界の人々から日本株式会社とも陰口を言われております。

政府と会社が一緒になつて事業を推進しているのです。それは、たとえ国民に不幸とすることがあつても、よい例が原子力政策です。産業優先国家と言えば聞こえはよいのですが、ひらたく言うと、金儲けに真つ黒になっている国と言うことです。人間のいのちを大切にすることは、金儲けよりも大切なことです。

又、いのちあつてのものだね、と言いますように……。

ところで、あるテレビ局の報道によれば、原発が危険であると世論調査に答えた人が四十六パーセントと報じていた。これは国民の半数近い人が原発反対となつてのことです。しかも原発に反対して行動している人の大多数が、組織と全然関係のない母親であることだ。ここがおおきなポイントであるわけです。

子供のいのちをはぐくんでいる母親の強さに、洋の東西とは  
言わず、動物に至るまで天下無敵と言われているんですから。  
為政者よ電力会社よ、貴方達はすでに負けているんですよ  
……。

最近の世界情勢は、原発を国民投票でノーを決定してイタリ  
ア、法律をもって原発を禁止したスウェーデン、又、アメリカ  
では稼働している原発が一〇九基で建設中で止めたもの、完成  
しても凍結しているものが一一四基だそうで、ここ十年間は原  
発電設〇であるというのですから。

又、州知事・市長とかが住民の安全対策に非常にきびしく  
て、電力会社がほとほと困っているそうで、もう原発を作ろう  
と言う会社がひとつもないそうです。

反対運動をしている住民に対して、警察がにこにこしてなが  
めているありさまです。日本とは大分様子が違うわけです。さ  
すがに主権在民のデモクラシーのアメリカだなぁと感心した  
次第です。

それに比べて日本はどうですか？。安全だ・安全だと言って  
ごまかしの数字のデータをならべて、国民の声を圧殺しようと  
する日本、民主主義国家が泣いていますよ。

玩迷なる政府、電力会社よ、どんどん原発を作りなさい。貴  
方達は、やがて世界の孤児となりますから……。  
世界の大量は、すでに原発ノーとなっていますよ!!

## チクリ、チクリ

健康管理手当を百円あげて被爆者を馬鹿にするな、と県原対  
課、自民党県連、厚生省などに対して強硬に申し入れをしたの  
が、昭和六十三年三月のことでした。

ところが、厚生省の企画官という人から友の会・会長宛に電  
話がかかって来た。

「どこが被爆者対策の後退ですか。」

ところが、このことがあってかどうかわからないが、平成元  
年度の予算では健康管理手当が七百円アップとなっています。

とにかく悪名高い中曽根内閣から福祉後退政策が続き、今日  
に至っていたわけでした。

その反面、軍拡政策はさらにエスカレートして、今や世界第  
三位の軍事大国となっております。

リクルート、消費税、農産物の自由化、厚生年金受給者の年  
令引き下げ、福祉切り捨て、軍拡予算、どれをとってみても国  
民が嫌がることばかり。

これで民主主義国家と、よく云えたもんだと不思議がついて  
たが……。

最近の自民党竹下政権の支持率が一二パーセント、歴代政権  
最低のものだということだから当然のことだと云いたい。

しかしながら、このような政権も結局有権者が選んだ結果な  
のですから賢い有権者とならねば……。

次の選挙からでも。

## 天皇陛下の戦争責任と私達の考え方

### 天皇の戦争責任についての所感

一九八九・一・七、昭和天皇が亡くなられました。激動の昭和であったと思います。これ程までに歴代の天皇の在位中に政治がゆれ動いたことはなかったことでしょう。そう言う意味においては、誠に気の毒なことだったと思います。

さて、さきの大戦の意志決定において、天皇陛下にどれだけの裁量権があったことでしょうか。増長せる軍部、戦況報告もかくされた部分が大部分ではなかったでしょうか。国民が大本営発表が大うそであったと気づいたのは戦後のことではなかったでしょうか。ただひとつ昭和二十年八月一日の長崎市に甚大なる被害を与えたB 24、B 25の数編隊による爆撃を、わが方の損害軽微”と発表したことでした。報道がおかしいと思つたのはこのときのことでした。

いまにしてみれば、このようなことが開戦以来ずっと続いて来た現象だったのです。私達はさきの天皇陛下に戦争責任がなかったと申すものではありません。しかしながら、敗戦以来四十二年の歳月が経過しました。

戦後、天皇陛下がマッカーサー元帥を訪ねられて、戦争責任はすべて私が負います。国民をよろしく頼む”と言われ、又荒廃した全国を行脚されて沈滞した国民の志気を鼓舞されるなど戦後の日本の再建に努力されたあの実績を思うと、又、昭和四十五年長崎国体においでのとときに、ときの佐藤知事に被爆者対策をよろしくと指摘されるなど、数多くの戦争犠牲者対策には

特に意をつくされたことを聞くときに……。

今論議されている戦争責任の是非よりも、私達は残された戦争犠牲者の援護対策即ち、原爆被爆者対策としては被爆二・三世対策、黒い雨地区の住民対策、又、一般戦災者として未だに何の対策もないあの人達、それに海外に住む朝鮮人被爆者対策樺太に取り残された朝鮮人の問題、連合国の捕虜等々。日本政府として、直ちに実施をせねばならないことばかりです。

私達は、天皇の戦争責任問題の不毛の論議よりも、この問題をとりあげ具体的対策を急いで頂きたいと思えます。

### 被爆者の癌検診は 百合野病院へどうぞ

長崎市の北部地区ならびに時津・長与・琴海の友の会の皆さま、ご利用をお待ちしております。

住所 西彼杵郡時津町

元村郷一五五の二

TEL 五七―三三六六(代)

# 会報

## 長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀勝一

事務所 〒852 長崎市坂本町八の二九

TEL (〇九五八) ④九二六三・④六二四四

### 東西冷戦は終わった!!

#### さてこれからの人類の行くべき道は？



昨年六月マルタ島における、ブッシユ、ゴルバチョフの会談によって、東西冷戦の終結の手打式が行なわれたことは、テレビ、新聞等によってトップニュースとなつて報道され世界の民衆の喝采を浴びたことは、未だ記憶に新しいところである。

私達は軍備のむなしさを訴えてから三十数年の歳月を要しましたが、やっと為政者を動かすことができた、ひそかによるこんでいるところである。

さてこれからの世界はと目をひらいてみると、地球環境の破壊が人類の生存をおびやかすところまできている現実である。

戦争をなくすことが人類の生存に不可決と一生懸命に平和運動に力点をおいてきたのであるが、又ひとつ大きな課題が浮上しているのである。

それに人口急増による食糧不足も大きな課題となつている事実を見逃すわけには行かないことである。

このような情勢のなかで私達の被爆者運動も大きな曲り角にさしかかっていると云つても過言ではない。

現在の自民党政府は、戦後処理はこれで打切り、戦争犠牲者がひとりでも早く生き絶ゆることを願っているかの政策を実施しているのである。とりあげてみると、一般戦災者、サハリンに放置した韓国人、中国に残された孤児・婦人問題である。

経済大国、日本と云つて総理大臣が外遊する度に、何十億、何百億と手土産としてしているが

戦争犠牲者の対策もすることができず、思いあがりも「いい加減にしろ」と云つてやりたい。

何故、日本政府がこのようなひどいことするのか、誠に情ないところである。

しかしながらこのような政府も有権者がえらんだ結果である。賢い有権者となる必要があるのでは………末筆にあたり皆様のご多幸ご健勝を祈る次第である。

# 本会の主なる事業日程

|     |   |    |                            |
|-----|---|----|----------------------------|
| 平成1 | 4 | 1  | 高来東支部総会                    |
| 〃   | 4 | 2  | 西城山犬山支部長告别式                |
| 〃   | 4 | 4  | 西彼・北高・諫早支部長会議              |
| 〃   | 4 | 12 | 佐世保・北松・東彼支部長会議             |
| 〃   | 4 | 19 | 川内原発巡礼                     |
| 〃   | 4 | 22 | ソ連、代表団歓迎会 ニュー長崎ホテル         |
| 〃   | 4 | 27 | 式見支部総会                     |
| 〃   | 4 | 30 | 佐世保南支部総会                   |
| 〃   | 5 | 2  | 滑石地区集会                     |
| 〃   | 5 | 9  | 第二回拡大理事会                   |
| 〃   | 5 | 11 | 第一回政府国会陳情                  |
| 〃   | 5 | 17 | 近距離被爆者大会 平和行進協議会           |
| 〃   | 5 | 23 | 平和祈念実行委員会                  |
| 〃   | 5 | 24 | 福江支部総会                     |
| 〃   | 5 | 25 | 小長井支部総会                    |
| 〃   | 5 | 28 | 平山支部総会 島原支部総会              |
| 〃   | 5 | 31 | 稲佐国際墓地清掃                   |
| 〃   | 6 | 2  | 長崎市内幹事会                    |
| 〃   | 6 | 3  | 深江支部総会 二世運営委員会 中川支部長葬儀(西山) |
| 〃   | 6 | 6  | 原水禁理事會                     |
| 〃   | 6 | 8  | 支部代表者大会                    |
| 〃   | 6 | 23 | 原対協援護部会                    |
| 〃   | 6 | 24 | 有明支部                       |

# 本会のあゆみ

## 昭和三十二年年度

昭和三十二年十一月十日

(本会の母体長崎県動員  
学徒犠牲者の会発足)

- ・ 予算額 老億七千万円
- ・ 原子爆弾被爆者の医療に関する法律
- 一、原爆疾病の医療に関する法律
- 一、健康診断の実施
- 一、被爆者健康手帳の交付

## 昭和三十五年年度

予算額 二億円

- ・ 特別被爆者制度の創設
- ・ 医療制度の創設
- ・ 医療手当の創設 月二、〇〇〇円

## 昭和三十七年度

予算額 一〇億円

- ・ 特別被爆者の被爆範囲の拡大

## ◎被爆者手帳友の会発足

## 昭和四十三年度

予算額 四五億円

- ・ 特別措置の制度
- ・ 特別手当 一〇、〇〇〇円
- ・ 健康管理手当 三、〇〇〇円
- ・ 医療手当 五、〇〇〇円

・ 2K、3K

## 昭和四十年年度

予算額 一八億円

- ・ 医療手当の増額
- ・ 特別被爆者の範囲拡大
- ・ 入市者の一部
- ・ 放射能濃厚地区

## 昭和四十一年年度

予算額 二三億円

- ・ 特別被爆者の範囲拡大
- ・ 新中川町を加入

## 昭和四十二年年度

予算額 二八億円

- ・ 医療手当の増額 月三、四〇〇円  
(昭和四十二年六月十八日)

・ 介護手当 日額 三〇〇円

## 昭和四十四年度

予算額 六〇億円

- ・ 葬祭料の創設
- ・ 特別被爆者の死亡した場合 一〇、〇〇〇円支給

|          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 平成1・6・27 | 第二回政府国会陳情                         |
| 〃        | 川棚支部總會                            |
| 6・30     | 古賀支部總會 油木支部總會                     |
| 〃        | 時津支部總會                            |
| 7・4      | 伊王島地区集会                           |
| 〃        | 小浜支部總會                            |
| 7・14     | 西彼三和支部總會 長崎の鐘ハワイ送り記者<br>会见 口ノ津慰靈祭 |
| 7・29     | 反原発市民会議                           |
| 〃        | 原水禁拡大会議                           |
| 〃        | 千々石支部總會 多良見東支部總會                  |
| 8・3      | 平和連帯市長會議                          |
| 8・5      | 被爆者地方都市分散集会 被爆者と語る会               |
| 〃        | 口ノ津支部長松尾力太郎氏死亡                    |
| 8・7      | 小野支部總會 琴海支部總會                     |
| 8・9      | 有川支部總會 北有馬支部總會                    |
| 8・13     | 奈良尾支部總會 西有家支部總會                   |
| 8・19     | 高来西支部二、三世発会式                      |
| 8・25     | 現川支部總會                            |
| 8・26     | 西彼支部總會                            |
| 〃        | 中国総領事レセプション                       |
| 9・17     | 支部長會議 被爆者援護法二世署名                  |
| 9・18     | 元古賀支部長本田久間太氏葬式                    |
| 9・24     | 九州原水禁ブロック大会                       |
| 9・29     | 第三回政府国会陳情                         |
| 10・3     | 日・ソ婦人交流会 かねだけ                     |
| 10・10    |                                   |
| 10・14    |                                   |
| 10・16    |                                   |
| 10・19    |                                   |

### 昭和四十五年

- ・ 予算額 七一億円
- ・ 各種手当の所得制限の緩和
- ・ 介護手当の増額 二九、〇〇〇円

### 昭和四十六年度

- ・ 予算額 八六億円
- ・ 健康管理手当の支給対象者の拡大 60才以上
- ・ 特別被爆地域の範囲拡大

### 昭和四十七年度

- ・ 予算額 一一五億円
- ・ 健康管理手当の支給対象者の拡大 55才以上
- ・ 諸手当の増額及び所得制限の緩和
- ・ 特別被爆者の範囲の拡大

### 昭和四十八年度

- ・ 予算額 一三三億円
- ・ 健康管理手当支給対象者の拡大 50才以上
- ・ 手当の増額及び所得制限の緩和
- ・ 特別被爆者の範囲の拡大

### 昭和四十九年度

- ・ 予算額 一五五億円
- 被爆者手帳の一本化
- ・ 各種手当の増額
- ・ 健康管理手当 七、五〇〇円

- ・ 特別手当 一五、〇〇〇円
- ・ 医療手当 七、五〇〇円
- ・ (新) 治療した者 七、五〇〇円
- ・ 葬祭料 二二、〇〇〇円
- ・ 介護手当 一八、〇〇〇円
- ・ 時津、長与の直接被爆地指定
- ・ 所得制限緩和

### 昭和五十年

- ・ 予算額 二五五億円
- 保健手当の新設 六、〇〇〇円
- 家族介護手当の新設 四、〇〇〇円
- ・ 各種手当の増額
- ・ 特別手当 二四、〇〇〇円
- ・ 治療した者 二二、〇〇〇円
- ・ 医療手当 一四、〇〇〇円
- ・ 健康管理手当 一一、〇〇〇円
- ・ 介護手当 一一、〇〇〇円

### 昭和五十一年

- ・ 予算額 三六九億円
- ・ 所得制限の緩和 一八三、八〇〇円
- ・ 各種手当の増額
- 年令制限の撤廃 一一七、五〇〇円 (六月より)
- ・ 所得制限の緩和 一三、〇〇〇円
- ・ 葬祭料 二二、〇〇〇円

### 昭和五十二年

- ・ 予算額 四三六億円
- ・ 所得制限の緩和
- ・ 各種手当の増額

|     |       |                    |
|-----|-------|--------------------|
| 平成1 | 10・27 | 被爆地区是正幹事会 宝来軒別館    |
| 〃   | 11・5  | 富江支部総会             |
| 〃   | 11・7  | 三井楽支部長平川氏死亡        |
| 〃   | 11・10 | 動員学徒三十二周年 宝来軒別館    |
| 〃   | 11・12 | 三原支部総会             |
| 〃   | 〃     | 第四回政府国会陳情          |
| 〃   | 〃     | 現川支部二世総会           |
| 〃   | 11・18 | 忘年会第二回平和賞宇都宮徳馬氏贈呈式 |
| 〃   | 12・2  | 〃                  |
| 〃   | 12・5  | 第五回政府国会陳情          |
| 〃   | 12・11 | 初村参議社労委員会傍聴        |
| 〃   | 12・14 | 二世問題に関し県に陳情        |
| 〃   | 12・15 | 原対協運営委員会           |
| 〃   | 12・20 | 原爆病院運営委員会          |
| 〃   | 12・21 | 長崎の鐘幹事会 宝来軒別館      |
| 平成2 | 1・23  | 諫早北一支部総会           |
| 〃   | 1・25  | 迎先生平戸地区被爆者健康講演会    |
| 〃   | 1・29  | 原爆病院運営委員会          |
| 〃   | 2・21  | 平和公園聖域化打合 西彼支部長会議  |
| 〃   | 2・25  | 長崎市内支部長理事打合 宝来軒別館  |
| 〃   | 3・3   | 北高、諫早、南高役員会        |
| 〃   | 3・4   | 佐世保カールピンソン入港抗議集会   |
| 〃   | 3・16  | 西彼地区連合部会           |
| 〃   | 3・23  | 拡大理事會              |
| 〃   | 3・24  | 長崎の鐘を中国に贈る打合団出発    |
| 〃   | 3・28  | 原対協理事會             |

- ・各種手当の増額
- ・所得制限の緩和

### 昭和五十三年度

予算額 五三九億三千万円

- ・各種手当の増額
- ・所得制限の緩和

### 昭和五十四年度

予算額 六六三億七千万円

- ・各種手当の増額
- ・特別手当 六〇、〇〇〇円
- ・健康管理手当 二〇、〇〇〇円
- ・特別養護ホーム

・「かめだけ」建設費計上

### 昭和五十五年度

予算額 八三九億円

- ・各種手当の増額
- ・所得制限の緩和
- ・原爆病院移転改築費決定
- ・特別養護ホーム

・「かめだけ」落成

### 昭和五十六年度

予算額 九五五億円

- ・医療特別手当の新設
- ・認定患者の所得制限撤廃
- ・近距離被爆者のうち、ケロイド、身体傷害者、孤老に対する保健手当加算新設
- ・各種手当の増額
- ・移転改築の新原爆病院の着工
- ・特養「かめだけ」満床

### 昭和五十七年度

予算額 九九一億円

- ・医療特別手当 一〇二、四〇〇円
- ・健康管理手当 二五、一〇〇円
- ・保健手当 一二、六〇〇円
- ・原爆病院医療器具 九、〇〇〇万円

### 昭和五十八年度

●諸手当の前年度なみ

●所得制限 六九八、一〇〇円

●老人保健法による七〇才以上の被爆者の一部有料制限を阻止

### 昭和五十九年度

予算額 九九一億円

- ・医療特別手当 一〇四、四〇〇円
- ・健康管理手当 二五、六〇〇円
- ・所得制限 七九二、三〇〇円

### 昭和六十年度

予算額 一、〇二九億円

- ・医療特別手当 一〇八、〇〇〇円
- ・健康管理手当 二六、五〇〇円
- ・所得制限 八一、七〇〇円

### 昭和六十一年度

予算額 一、〇九二億円

- ・医療特別手当 一一〇、八〇〇円
- ・健康管理手当 二七、二〇〇円

### 昭和六十三年度

予算額 一、一六九億円

- ・癌の集団検診 一一億四千万円
- ・その他、諸手当少額アップ

## 改正された特別措置法

| 種 別    | 現 行 額    | 改 正 額    | 備 考      |
|--------|----------|----------|----------|
| 医療特別手当 | 115,600円 | 118,260円 | 平成2年4月から |
| 特別手当   | 42,600円  | 43,580円  | 〃        |
| 健康管理手当 | 28,400円  | 29,050円  | 〃        |
| 保健手当   | 14,200円  | 14,530円  | 〃        |
| 介護手当   | 39,400円  | 40,500円  | 〃        |
| 家族介護手当 | 12,100円  | 12,380円  | 〃        |
| 葬 祭 料  | 127,000円 | 130,000円 | 〃        |

## 平成元年度 決算書

自 平成1年4月1日  
至 平成2年3月31日  
長崎県被爆者手帳友の会

| 収 入 の 部     |            |              | 支 出 の 部             |            |     |
|-------------|------------|--------------|---------------------|------------|-----|
| 科 目         | 金 額        | 備 考          | 科 目                 | 金 額        | 備 考 |
| 前年度繰越金      | 3,421,135  |              | 人 件 費               | 6,260,659  |     |
| 会 費         | 25,207,750 | 16,877世帯     | 陳 情 旅 費             | 2,164,879  |     |
| 二・三世会費      | 5,738,000  | 7,217世帯      | 普 通 旅 費             | 1,779,673  |     |
| 助 成 金       | 1,325,000  |              | 交 通 費               | 608,012    |     |
| 寄 附 金       | 100,000    |              | 食 糧 費               | 352,595    |     |
| 雑 収 入       | 1,045,370  | Tシャツ代、預金利息他  | 印 刷 費               | 1,581,060  |     |
| 被爆者福祉施設建設基金 | 1,520,000  |              | 通 信 費               | 2,384,190  |     |
| 長 崎 の 鐘     | 31,400     | 3月末振替貯金より払出分 | 会 議 費               | 2,900,618  |     |
| 奄美の乙女(本代)   | 5,500      |              | 事 務 用 品 費           | 227,873    |     |
| 20周年記念Tシャツ  | 7,247,400  |              | 備 品、消 耗 品 費         | 209,716    |     |
|             |            |              | 事 務 所 借 料           | 324,000    |     |
|             |            |              | 慶 弔 交 際 費           | 1,125,566  |     |
|             |            |              | 水 道、光 熱 費           | 114,037    |     |
|             |            |              | 雑 費                 | 437,561    |     |
|             |            |              | 助 成 費               | 1,382,000  |     |
|             |            |              | ク ル マ 関 係 費         | 1,394,865  |     |
|             |            |              | 長崎の鐘記念Tシャツ代         | 8,512,575  |     |
|             |            |              | 振 替 手 数 料           | 61,200     |     |
|             |            |              | 還 元 金 窓 の 盒         | 1,381,808  |     |
|             |            |              | 功 労 者 記 念 品 博 多 人 形 | 713,500    |     |
|             |            |              | 長崎の鐘募金18BK口座え       | 155,864    |     |
|             |            |              | 福 祉 施 設 建 設 基 金     | 4,000,000  |     |
|             |            |              | 次 年 度 繰 越 金         | 7,351,912  |     |
| 合 計         | 45,641,555 |              | 合 計                 | 45,641,555 |     |

## 平成二年度 運動方針(案)

一、黒い雨地区を含む爆心地から十二キロ地区を被爆地区に指定すること。

一、被爆二世の健康診断を法制化し、原爆症に関連のある疾病については医療費の国庫負担をすること。

一、近距離被爆者に対して現行四倍の保険手当を交付し、又健康管理については適切な対策を講ずること。

一、若年時被爆者対策を早急に実現すること。

一、原爆死没者に対し遺族一時金又は遺族見舞金を交付すること。

一、県央地区に特養ホームを設置すること。

### 解説

現在の自民党政府は、戦後処理は出来るだけしないという大方針で臨んでいることは明々白々である。

さきの参議院選挙において大敗北をして、参議院逆転の現実となったが、その後、行なわれた衆議院選挙において自民党勝利となった関係で、これまでの戦後処理切り捨て政策が継続されて行くであろうと思われる。

しからばどのような方法で、この壁を打開して行けばよいかと私達執行部が苦慮しているところである。

### 各種行事について

一、政府、国会に対しての陳情活動を五回実施する。

## チクリ、チクリ

◎ マルタ島における、米・ソ首脳会談で戦後四十数年続いた東西冷戦は終わった。

考えてみれば、こんな馬鹿げた話があるだろうか。

双方とも死力尽くして軍拡競争をはかり、お互いに相手を仮想敵国として政治、経済、文化、スポーツに至るまでのぎを削ったのでした。

その成果は一体何だったのであるうか。

空しさと悔恨のみを残して。

私はこの欄を利用して十数年来この愚かさを指摘して参ったのでした。

ベトナムに於ける米軍の軍事行動、アフガニスタンに於けるソ連軍の軍事行動、共通するのは世界一の軍隊が又、世界一の陸軍部隊が一敗地にまみれて徹退を余儀なくされたあの現実が如実に、もの語っているのである。

どんな小国であろうとも、力でねじ伏せることが難しくなつたこと、これからの時代は力の時代でなく全て紛争は正義と真理、友情そして粘り強い外交交渉において解決せねばならないことを為政者は肝に銘ずべきである。

二、第二回被爆者地方都市分散集會を十ヶ所程度実施する。

三、稻佐國際基地の清掃を毎月一回実施する。

四、長崎の鐘を中国に贈呈する。

五、平成二年度の原水禁大會開催について努力すること。

六、反原発の運動については各種の運動に共同行動として参加する。

又、代替エネルギーの開発についても並行して運動を進めること。

組織対策について

(連合支部策定について)

これまで友の会は昭和四十二年発會以来、友の会本部の指導管理によって運営したが、会役員高齢化によって従来の方法によつての指導管理は至難の業となつてきた。そのためにもブロック別に連合支部を作つて指導管理をしたらという考えにたつて立案したものである。

まず、今年度において西彼地区、諫早北高地、島原南高地の三つの連合支部の結成をもちろんでいる。

即ち連合支部においては、地区内の各種の集會ならびに會員の相談事業を担当する。

この方法によつて不可能な場合は、友の会本部に協力を要請する。

云うなれば、友の会本部の直接管理から間接管理として友の会本部の省力化を具体化する。

平成二年度以降のことについては、前記三地区連合支部の経過をふまえて実現をはかつて行く。

## チクリ、チクリ

◎ 小生が昭和二十二年八月、農林省に奉職して始めて貰つた給料が七百八十円でした。

そのときカッターシャツが一枚壱千円でした。

今日の給与水準からみると全く話にならない安い給料でした。

それでも仕事が忙しいと徹夜を月に何回としていた。

あの頃は「人生、意気に感ず」と云つた気概でした。

ところが平成の今日、汚れる仕事を敬遠する若者達で労働力不足となっているそうだ。

それで経営者達は、廃業するか、外国に工場を移すかの道をとつていくとのことである。

経済大国日本と云つて何が国民に幸福であつたらうか。

それは丁度、歌手美空ひばりが一世を風靡して、巨万の富を得たであろうが、それにひきかえ、身内に不幸が続出して哀れな状態であることを思うと、金満日本が奈落の底へ転落する日は間近いのではなからうか。

◎ この程発表された県民所得の全国一覽表をみると悲しいかなわが長崎県は尻から四番目のところに位置しているのである。

どうしてこのようになることになるのだろうか……。

さいはての土地柄であらうか。

為政者のやる気がないからだらうか。

又、經濟人の意気ごみ不足なのだらうか。

あーあ、残念なことである。

選挙のときだけのふれこみはもうたくさんである。

# 平成2年度 予算書

自 平成2年4月1日  
至 平成3年3月31日

| 収 入 の 部 |            |                 | 支 出 の 部         |            |                                         |
|---------|------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------------------------------|
| 科 目     | 金 額        | 備 考             | 科 目             | 金 額        | 備 考                                     |
| 前年度繰越金  | 7,351,912  |                 | 人 件 費           | 8,250,000  | 18万×2人×15月＝540万<br>11万×15月＝165万 ハート120万 |
| 会 費     | 25,500,000 | 17,000世帯×1,500円 | 陳 情 旅 費         | 2,000,000  | 4人×5回×10万＝200万                          |
| 二、三世会費  | 8,000,000  | 10,000世帯×800円   | 普 通 旅 費         | 1,900,000  |                                         |
| 助 成 金   | 1,325,000  |                 | 交 通 費           | 650,000    |                                         |
| 寄 附 金   | 100,000    |                 | 食 糧 費           | 360,000    |                                         |
| 雑 収 入   | 800,000    | 預金利子他           | 印 刷 費           | 1,600,000  |                                         |
|         |            |                 | 通 信 費           | 2,400,000  |                                         |
|         |            |                 | 会 議 費           | 3,900,000  |                                         |
|         |            |                 | 事 務 用 品 費       | 240,000    |                                         |
|         |            |                 | 備 品・消 耗 品 費     | 200,000    |                                         |
|         |            |                 | 事 務 所 借 料       | 324,000    |                                         |
|         |            |                 | 慶 弔 交 際 費       | 1,800,000  |                                         |
|         |            |                 | 水 道 光 熱 費       | 120,000    |                                         |
|         |            |                 | 雑 費             | 850,000    |                                         |
|         |            |                 | 助 成 費           | 300,000    | 新支部設立準備費                                |
|         |            |                 | ク ル マ 関 係 費     | 1,400,000  |                                         |
|         |            |                 | 振 替 手 数 料       | 62,000     |                                         |
|         |            |                 | 二 世 還 元 金       | 2,000,000  |                                         |
|         |            |                 | 福 祉 施 設 建 設 基 金 | 7,000,000  |                                         |
|         |            |                 | 連 合 支 部 予 託 金   | 600,000    | 西 岐・種 塚 北 高 島 原 南 高 連 合 支 部             |
|         |            |                 | 被 爆 者 連 帯 集 会   | 1,000,000  |                                         |
|         |            |                 | 予 備 費           | 6,120,912  |                                         |
| 合 計     | 43,076,912 |                 | 合 計             | 43,076,912 |                                         |

## 原爆病院に腎尿管結石破碎機

平成元年の十月頃でした。

原爆病院の藤田院長を尋ねたところ、腎臓結石の体外衝撃波による破碎機が今日、非常に重要になって来たという話題となり、確か数ヶ月前にテレビで見ただがあれば原爆病院に導入するわけには行かないか、どれくらいするのだろうか、種々論議をしたわけでした。

その後病院側は勇断をふるって導入したと聞いて非常に喜んだところでした。

腎臓結石という病気はありふれた病気で普通、外科手術で治療をされていたと思うがこれを手術をせずに治せるということ、画期的な治療手段だと思ひ、一億七千万円の買物ですが安い、安いと思つた次第でした。

最近、病院側を尋ねてみたら非常に評判がよく今も五〇人程の予約者がいるそうです。

皆さん大いに利用して下さい。

## 黒い雨が降った ところからの願い

「今日もあの人が亡くなったそうで、やっぱり癌やったそうな」

このような声は西山木場から中尾、現川、間ノ瀬、古賀に至るまでよく聞く話である。

黒い雨と云って映画にまで登場したようだが私どもその実態をよく知っている者から見れば突っこみが足りず物足りないところもあるが、止むを得ないところだ。

原水爆資料なんとか後障害研究シンポと云って大きなタイトルばかりのふれこみで時折、新聞でみるが苦しんでいる住民達にとつても屁のつつ張りにもなりはしない。

結局、自分達が、飯を喰わんが為のものであり期待する方が馬鹿らしくなってくる。

大体、学問とか科学と云うものが庶民の為のものでなく為政者の為となり果てている。

悲しいがこれが現実である。

黒い雨の問題が出れば必ず科学的根拠がないと云って拒否反応をする。

科学的根拠はごまんとあるのにないないと云っているだけのことである。

問題は自民党政府がしたくないだけのことである。  
黒い雨の地域の人々が援護の手が差しのべられる日はいつの日かと云いたい。

自民党が政権から降りて冷や飯を喰っている時がこなければ黒い雨の地域の人々が報われる日は来ないのかも知れない。

ああ無情。

## 結婚式アラカルト

私は結婚式に招かれることが一番嫌いである。

出席してみると人を品定めして席を決めている。

どの人が偉くて金持ちであるかが基準であるようだ。

人を品定めする程、失礼なことはない。

次に司会者があまりにも手をあげろ、右向け、立てとか、お客さんをあたかも操り人形のように命令することである。

「のぼせるな、俺は云万円を持って、来たくもない結婚式に出席してやっているんだぞ。」と叫んでやりたい。

それに日本料理の場合、大きな皿に小さい料理、喰べるものがないので大食漢の私が帰宅してお茶漬と云って二杯たいらげたら女房から叱られた。

「そんな結婚式に今後行かんごとせんば。」  
その点中国料理はそんなことはない。

# のお知らせ

て、原爆被爆者に下記のような手当が支給されます。

| 所得税額による制限                             | 申請に必要な書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 所得制限撤廃                                | <p style="text-align: center;"><b>(共通のもの)</b></p> <p>① 世帯全員の住民票の写し<br/>(住民票とう本)<br/>住民登録をしている市役所又は支所で請求して下さい。</p> <p>② 申請者、配偶者又は生計を維持する扶養義務者の前年分の所得税額を証明する書類<br/> <span style="font-size: 2em;">{</span>                     1月から3月までに申請する人は前々年分、4月申請する人は前々年分と前年分を提出のこと                 </p> <p>(1) 会社等に勤めている人は、勤務先の交付する給与源泉徴収票</p> <p>(2) 自営業など事業主は、確定申告の写し又は税務署の納税証明書</p> <p>(3) その他市民税申告受付票、年金証書など所得を証明できるもの(長崎市のみ)</p> <p>(4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明書が必要です。<br/>(但し合算はしない)</p> <p>③ 被爆者健康手帳</p> <p>④ 印かん</p> |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税変更<br>798,000円までの人 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>798,000円までの人 | <p>① 健康管理手当認定申請書</p> <p>② 診断書(健康管理手当用)<br/>●かかりつけの病院などで診断してもらうこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>798,000円までの人 | <p>① 医療手当支給申請書</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>798,000円までの人 | <p>① 医療手当支給申請書</p> <p>② 認定医療証明書<br/>●指定医療機関で証明してもらうこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>798,000円までの人 | <p>① 介護手当支給申請書</p> <p>② 診断書(介護手当用)</p> <p>③ 介護料の支払いを証する書類(領収書)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>798,000円までの人 | <p>① 介護手当支給申請書</p> <p>② 診断書</p> <p>③ 介護申立書</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| 所得制限はありません。                           | <p>① 葬祭料支給申請書</p> <p>② 死亡診断書又は死体検案書</p> <p>③ 死亡した被爆者の住民票の抄本または消除された住民票の写し</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |

(平成2年度より改正)  
**原爆特別措置法による被爆者援護法**  
「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」によつ

| 種 別           | 支 給 対 象 と な る 人                                                                                                                                                                                                                                                                              |                      | 支 給 金 額                             |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------|
| 医 療<br>特別手当   | 負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生大臣の認定を受けたもの(認定患者)のうち、現在も認定を受けた負傷又は疾病の状態にある人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                  |                      | 4月から<br>月額 115,600円が<br>月額 118,260円 |
| 特別手当          | 上記の認定を受けたことのある人で現に治ゆ等により当核認定に係る負傷又は、疾病の状態でない人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                        |                      | 4月から<br>月額 42,600円が<br>月額 43,580円   |
| 健康管理<br>手 当   | 原爆被爆者で次の疾病にかかっている人に支給されます。<br>(手当の支給される病気)<br>1 造血機能障害 貧血症・白血病など<br>2 肝臓機能 〃 悪性肝炎・ビールス性肝炎を除く<br>3 細胞増殖機能障害 悪性新生物(がん等)<br>4 内分泌腺 〃 糖尿病など<br>5 脳血管 〃 脳出血など<br>6 循環器 〃 高血圧性心疾患・慢性虚血性心疾患<br>7 腎臓 〃 慢性腎炎・ネフローゼなど<br>8 視機能 〃 白内障(先天性を除く)<br>9 呼吸機 〃 肺気腫など<br>10 運動器 〃 変形性関節症など<br>11 消化器 〃 潰瘍の伴うもの |                      | 4月から<br>月額 28,400円が<br>月額 29,050円   |
| 保健手当          |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                      | 4月から<br>月額 14,200円が<br>月額 14,530円   |
| 保健手当<br>(加算分) | 1. 3級以上の身障者であること。<br>2. 子、孫のない70才以上のもので、ひとりで住んでいるもの。<br>3. ケロイドの人                                                                                                                                                                                                                            |                      | 4月から<br>月額 28,400円が<br>月額 29,050円   |
| 介護手当          | 原爆被爆者で厚生大臣の定める特定の障害があるため、医者が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給されます。                                                                                                                                                                                                                                        | 介護人等を雇って介護料を支払ったとき。  | 4月から<br>介護日数20日以上<br>月額 40,500円     |
| 家 族<br>介護手当   | 介護が必要にある人が家族から受けた場合。                                                                                                                                                                                                                                                                         |                      | 4月から<br>月額 12,100円が<br>月額 12,380円   |
| 葬 祭 料         | 原爆被爆者が死亡した場合、その葬儀を行った人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                                               | 昭和59年9月1日以降に死亡した被爆者。 | 4月から<br>130,000円                    |

# 被爆者地方都市分散集会

## 県内十一ヶ所にて開催!!

原爆記念日を中心とした原水禁大会が持たれるようになってから、三十数年の歳月が経過したが、原水禁大会と云えば長崎市を中心としたもので、長崎市を一步外に出てみるとどこ吹く風と云った調子のものでした。

そこで友の会としては、この風潮を打破するために、県内十一ヶ所において実施して多大なる成果と教訓を学ぶことができました。

### 被爆者の癌検診は

### 百合野病院へどうぞ

長崎市の北部地区ならびに時津・長与・琴海の友の会の皆さま、ご利用をお待ちしております。

住所 西彼杵郡時津町

元村郷一五五の二

TEL 五七―三三六六(代)

| 支部名    | 日時     | 場所             | 代表者氏名     | 参集人員    | 備考              |
|--------|--------|----------------|-----------|---------|-----------------|
| 支 部 名  | 日 時    | 場 所            | 代 表 者 氏 名 | 参 集 人 員 | 備 考             |
| 田上支部   | 八月九日十時 | 田上公民館          | 真崎英雄      | 八〇名     |                 |
| 稲佐支部   | 〃      | 稲佐公民館          | 正田鶴雄      | 二〇〇名    |                 |
| 時津支部   | 〃      | 中央公民館          | 野村一男      | 一六〇名    |                 |
| 長与支部   | 〃      | 福祉センター         | 池田光義      | 一八〇名    |                 |
| 諫早各支部  | 〃      | 勤労福祉センター       | 米田正利      | 一〇〇名    | 諫早各支部<br>北高の一部  |
| 島原支部   | 〃      | 霊丘公園           | 三浦利夫      | 二〇〇名    | 南高一円<br>の会<br>員 |
| 川棚支部   | 〃      | 原爆慰霊碑前         | 岩永清三      | 七〇名     |                 |
| 佐世保支部  | 〃      | 福祉センター         | 大隈直之      | 八〇名     |                 |
| 岐宿支部   | 〃      | 公民館            | 久保甚太郎     | 九〇名     |                 |
| 琴海西海支部 | 〃      | コミニティー<br>センター | 西村正昭      | 一〇〇名    | 三重式見の<br>支部参加   |
| 平戸支部   | 〃      | 離島センター         | 金丸英雄      | 一〇〇名    | 平戸北松<br>各支部     |

# 宇都宮徳馬先生に

## 友の会平和賞授賞式

とき 平成元年十二月二日十二時から

ところ 平野町宝来軒別館

### 宇都宮徳馬先生とは

こんな人です!!

宇都宮先生は今年八十三才で東京都の生れだそうです。祖父は佐賀藩の藩士だったそうです。

たしか父は陸軍大将で、その息子である宇都宮先生が反核・平和の道を歩いておられるので、あらあらと思つていたのでした。それ故にきつと戦争の空しさを知つておられるのかも知れない。

選挙区は東京都で衆議院議員に十回連続当選されております。それが反核・平和を求めてやまない高邁なる理念故に自民党を離党されて、現在無所属となられ参議院議員をつとめられてお

ります。

世が世ならば衆議院議長とか総理大臣とんでも決しておかしくない器量の持ち主です。

先日、参議院議員会館でお会いしましたところなんと素朴な人だろうか、淡々として反核・平和の道、日中、日ソ親善の必要性を説かれる姿は、人生枯れはてて聖者の域に達している人だと思つたところでした。

又同行の矢上支部長西川徳馬さんと俺と同じ名前だところこばれて何度も握手されるなど、人間的に親しみを感ずる人でもありました。

反核・平和の道を歩んだばかりにすべての名誉職を投げ打つて、ひたすら吾が道を行く先生こそが、友の会平和賞にふさわしい人だと思ひ決定した次第です。

今日、日中友好協会会長、核軍縮を求める二十二人委員会の座長として被爆者援護法制定にかける情熱は、長崎・広島の国会議員をたじたじとさせるところのものです。

先生どうぞ長生きをして下さい。そして反核・平和の道を行く若者に適切なる助言をお願いします。

# 被爆二世の法外援護を求めて!!

## 署名者総数十一万七千七百人

被爆二世と云つてもはや四十何才となる人もいるわけである。被爆者に恐れられている癌年令の到達である。

しかしながら被爆二世には何等の対策も講じられていないのである。

現在、一世被爆者が一年に七千人も死亡しているのである。

これだけ被爆者が減少していくのであるから予算も当然減少していくのである。

この余った予算を二世被爆者に廻して頂きたいのである。

私達、友の会が去っているのが無理なことであろうか。

この余った金は防衛費に消えてゆく公算が最も強いのである。中曾根政権が発足したときが防衛費が二兆五千億、今年度の

予算が四兆円となっている。

この数字を見れば防衛費の増強のために国民予算が削られている。ところがどうでしょうか。

東西冷戦は既に終わっているのである。

ただ、残っているのは死の商人達が甘い汁を吸わんがために必死に巻き返しているのが目につくばかりである。

政府、自民党よ、目を覚まして国民の為の政治をやって下さい。選挙のときだけの国民は止めて頂きたいのである。

参考までに昭和四十二年、ときの佐藤勝也知事が原爆被爆者

援護対策要綱を実施して今日の特別措置法定の呼び水としたことは記憶に未だ新しいところである。

東京に上京して厚生省当局に陳情してまず感ずることは中央政府は原爆被爆の実情を殆ど知っていないと云うことである。

だからどんどん陳情をする必要が生ずるのである。

# 被爆者援護法（案）

## 作成に当って

長崎県被爆者手帳友の会

### 一、目的

昭和三十二年に医療法が、昭和四十三年に特別措置法が制定され、今日に至っております。

しかしながら、私ども被爆者にとっては不十分なもので、究極的には援護法でなければ国家補償への道が開かれず、あくまでも社会補償の枠のなかでの問題の解決は不可能なことであつた。

そのために、幾多の矛盾を克服することができなかつたわけでした。

私どもは絶えず援護法の制定を求めて、この三十年間に及ぶ長い年月を精進して参つたところですが、他の戦災者との均衡の論理で拒否され続けて来たところでした。

この度、参議院の選挙の結果、与野党逆転の現実が実現することとなりましたことは、皆様方よく御承知のことだと思ひます。

これまで政府、自民党は現行二法の充実を謳つておりますが、事實は被爆者対策は後退に続く後退で推移して来たわけでした。

一方、野党側は被爆者援護法の制定を求めて幾度となく、共同決議案を提出して戦つて来て戴いたのですが、悲しいかな数の不足によって実現の運びに至らなかつたのでした。

私ども被爆者は、今日の状況が一日も早く到来することを乞ひ願つておりました。

しかしながら正直なところ、この四十四年間の歳月の経過のために心身ともに疲れ果てております。

「もう、待てません。」

何卒、別紙による被爆者援護法案が実現されることを期待して止まないところです。

むすびに当つて、私達長崎県被爆者手帳友の会は、基本方針として被爆者援護法が現行の法体系を守り、かつ現在の日本国の財政事情から許容できる範囲のものに要求を限定する考えであります。

別紙 1

## 被爆者援護法（案）

一、原爆死没者に弔慰金を交付すること。

一人当り五万円。

註、軍人、軍属に五万円。動員学徒、女子挺身隊等三万円は

既に交付済である。

二、原爆死没者の遺族に、遺族年金又は遺族一時金を交付すること。

遺族一時金は一人一〇〇万円。

註、遺族年金、遺族給与金は一人当り一五九万円（平成元年度）ですが、原爆が投下されて四十四年の長年月が経過しているため、遺族年金の受給者はきわめて少なく二パーセ

ント程度であろう。

三、原爆被爆者のなかで、軍人恩給の第五款症（身体障害者六級程度）以上の傷害者に対して障害年金を交付すること。

註、軍人、軍属、動員学徒、女子挺身隊等は既に交付済であるので、全国に三〇〇人程度の一般人が残っていると思う。

四、現行の諸手当（保健手当、健康管理手当、特別手当）の所得制限を撤廃すること。

五、近距離被爆者の現行保健手当を四倍に増額すること。

六、健康管理手当は被爆者全員に交付し、疾病の有無を交付の条件としないこと。

別紙 2

### 一、被爆地区は正について

黒い雨地区を含む十二キロまでに対して、健康診断受診者証を交付すること。

参考、この地区の該当者は長崎が一〇、〇〇〇名と予測されるので、初年度は原爆手帳に切り換えは一割、二年目では

三割、三年目で五割と想定され、被爆者が全国で年間七、〇〇〇人も死亡しているので財源には問題がない。

### 二、被爆二・三世対策について

被爆者に施行されている定期健康診断を二世に実施すること。

又、診断の結果、原爆症に関連する疾病については、中央の医療審議会にはかつて認定する制度（昭和三十四年から昭和四十年代）を実施すると財源を圧迫することはない。

### 三、原爆病院について

決定的に三六〇床のベッドでは少ない。

又、外国からの被爆者の入院治療のため、さらにこの問題を深刻にさせております。

その他に癌患者の増加のため、又離島からの癌検診のためにも施設の拡充を急ぐ必要があります。

### 四、原爆ホームについて

恵の丘、かめだけと県内二ヶ所に設置されているが、県央地区にホームがないためにこの地区の被爆者が利用することができなくて困っております。

もともとホームと云えども、居住地の近くに入居したがるのが人情と云うもので、長崎県の立地条件を考えるとさらに

一、二ヶ所の増設は必要であります。

### 五、西山木場地区住民について

長崎市西山木場を中心とした周辺においては、異常に高い数値の放射能が残留していることはよく知られているところです。

もともとこの地区は、住民の立入禁止区域として行政が措置すべきものであったと思うわけです。そのために、同地区の住民が放射能による疾病が多発しているところでは

長年月に亘る残留放射能を累計すると、被爆者以上の数値が出ているのも当然のことと思います。

ですから政府としては、原爆後、同地区に十年以上居住していたものについては、被爆者と同様に援護対策を講ずべきであると思います。

平成三年度

# 長崎県被爆者手帳友の会

会 報

事務所 長崎市坂本町八の二九

TEL (〇九五八) ④九二六三・④六二四四

## 残された課題に

## 向かって前進しよう

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀勝一

友の会が昭和四十二年に設立されて今年で二十四年となる。

この間、私達が勝ち取ったいろんな援護施策は数えあげればきりが無い。

しかしながら、どうしても勝ち取らなければならないものが四つ残っている。

即ち、黒い雨を含む、被爆地区是正、被爆二・三世対策、特養ホームの建設、近距離被爆者若年時被爆者の援護対策の強化である。

この問題を解決しなければ友の会を設立した意義がないので

ある。

原爆が投下されてから既に四十五年の歳月が流れている。

被爆者の高齢化は更に進んでいる。

それとともに友の会の役員も同じく高齢化をかかえている。

このような中でこの運動の最大のネックを私達が発見したのである。

県当局の消極的なあり方が問題である。

これは何も被爆者対策だけではないのである。

全ての施策について消極的である。

それ故に県民所得が尻から三番目、初任給に於ては全国最下位である。

悲しいことである。

ところが、高田知事ばかりが悪いのではない、

県議会の諸先生達もなんぼしとつとか、又、産業界のリー

ダー達も県民の消極的な生きざまにも大いなる問題があるのではなからうか……。

過ぎ去った事を後悔してもなんにもならない。

過去八年間の高田県政を教訓としてこれに活を入れて前進せねばならんと思っている。

官民一体となつて長崎県勢の振興に取り組むことが一番必要なことと思っている。

そうしなければ次の世代に生きる人達が笑われる結果となるであろう。

前進、前進、正しい道を突き進んで敗れる事があっても悔いは残らないと思うのである。

平成二年度経過報告

本会の主なる事業日程

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 平成2・4・5 | 六ヶ所村核燃料処理施設反対並びに国会陳情地区是正協議会(宝来軒別館) |
| 4・7     | 韓国被爆者訪日団レセプション                     |
| 4・13    | 三重支部総会 チェルノブイリ四周年記念                |
| 4・26    | 「チェルノブイリの今」を語る集会                   |
| 5・2     | 平成二年度県市被爆者団体原爆対策連絡協議会              |
| 5・8     | 旅博日ソ協力委員会                          |
| 5・18    | 小長井支部総会 平和公園天皇、皇后両陛下献花友の会より歓迎のため参加 |
| 5・22    | 第一回拡大理事會                           |
| 5・26    | 口ノ津支部総会                            |
| 6・7     | 支部代表者大会(宝来軒別館)                     |
| 6・10    | 長崎の鐘を中国に贈る壮行会                      |
| 6・15    | 原対協総会                              |
| 6・19    | 原水禁理事會 立山支部総会                      |
| 6・27    | 西諫早支部総会                            |
| 7・5     | 式見支部総会                             |
| 7・8     | 島原支部総会                             |
| 7・11    | 故竹馬五大洲告別式                          |
| 7・13    | 長崎の鐘幹事會                            |
| 7・16    | 諫早北高地区連絡協議會                        |
| 7・21    | 平和大行進 大瀬戸支部・千々石支部・南有馬支部総会          |
| 7・27    | 朝鮮人の名簿を探す会発會式                      |
| 8・2     | 原対協援護部會                            |
| 8・4     | 西彼三和支部総会                           |
| 8・8     | 原水禁黒い雨地区視察 被爆者と語る會                 |
| 8・9     | 原爆祈念式典 地方都市分散集會                    |
| 8・12    | 市民大行進                              |
| 8・15    | 全国戦没者慰靈祭                           |

本会のあゆみ

昭和三十三年度

昭和三十一年十一月十日

(本会の母体長崎県動員学徒犠牲者の会発足)

予算額 七億七千万円

- 原子爆弾被爆者の医療に関する法律
- 一、原爆疾病の医療に関する法律
- 一、健康診断の実施
- 一、被爆者健康手帳の交付

昭和三十五年

予算額 二億円

- 特別被爆者制度の創設
- 医療制度の創設

昭和三十七年度

予算額 一〇億円

- 特別被爆者の被爆範囲の拡大

● 被爆者手帳友の会発足

昭和四十三年度

予算額 四五億円

- 特別措置の制度
- 特別手当 一〇、〇〇〇円
- 健康管理手当 三、〇〇〇円
- 医療手当 五、〇〇〇円

昭和四十年

予算額 一八億円

- 医療手当の増額
- 特別被爆者の範囲拡大
- 入市者の一部
- 放射能濃厚地区

昭和四十一年

予算額 二三億円

- 特別被爆者の範囲拡大
- 新中川町を加入

昭和四十二年

予算額 二八億円

- 医療手当の増額 月三、四〇〇円 (昭和四十二年六月十八日)

● 会護手当 日額 三〇〇円

昭和四十四年度

予算額 六〇億円

- 葬祭料の創設
- 特別被爆者の死亡した場合 一〇、〇〇〇円支給

平成2 8

かめだけホーム創立十周年記念  
北有馬支部総会

安田さん、全さん手帳申請のため県原対課へ

日ソ協力委員会

長崎の鐘中国贈呈式参加者壮行会

かめだけホーム敬老会

中国平和の旅(長崎の鐘贈呈式へ)

ソ連帆船パラード号船上パーティー

中国四十一周年祝賀会 稲佐国際墓地清掃

中国平和の旅報告会

会長下五島へ 岐宿・三井榮・富江・玉ノ浦支部  
総会

国連軍縮一行歓迎レセプション

長崎の鐘出荷壮行会

佐世保中央支部総会

政府国会陳情

日ソ不戦の誓い集会

西彼連合支部発会式 ソビエト代表団お別れパーティー

第二回拡大理事會

三原支部総会

ハワイホノルルへ長崎の鐘を贈る壮行会

被爆地区是正協議會 稲佐国際墓地清掃

第三回友の会平和賞授賞式並びに忘年会

長崎の鐘ホノルル出発壮行会

十二月八日を記念する市民集会

政府国会陳情

長崎の鐘幹事會

第三回拡大理事會

湾岸戦争の終結を願う被爆者市民の集い

長崎市支部協議會

全国被爆二世交流集会

佐世保公園集會

英国BBC放送取材

長崎の鐘を贈る会解散パーティー

諫早北一支部総会

平成3 20

12 16

2 5

2 3

2 27

1 22

12 25

12 17

12 8

12 5

12 1

11 28

11 19

11 11

11 30

10 25

10 21

10 15

10 14

10 7

10 5

10 2

10 1

9 29

9 28

9 23

9 14

9 13

9 7

9 6

8 27

8 24

8 17

### 昭和四十五年

予算額 七億円

●各種手当の所得制限の緩和

二九、〇〇〇円

●介護手当の増額

一〇、〇〇〇円

### 昭和四十六年度

予算額 八六億円

●健康管理手当の支給対象者の拡大

60才以上

●特別被爆地域の範囲拡大

### 昭和四十七年度

予算額 一一五億円

●健康管理手当の支給対象者の拡大

55才以上

●諸手当の増額及び所得制限の緩和

●特別被爆者の範囲の拡大

### 昭和四十八年度

予算額 一三三億円

●健康管理手当支給対象者の拡大

50才以上

●手当の増額及び所得制限の緩和

●特別被爆者の範囲の拡大

### 昭和四十九年

予算額 一五五億円

●被爆者手帳の一本化

●各種手当の増額

●健康管理手当 七、五〇〇円

●特別手当 一五、〇〇〇円

●医療手当 七、五〇〇円

●(新)・治療した者 七、五〇〇円

●葬祭料 二二、〇〇〇円

●時津、長与の直接被爆地指定

●所得制限緩和

### 昭和五十年

予算額 二五五億円

●保健手当の新設 六、〇〇〇円

●家族介護手当の新設 四、〇〇〇円

●各種手当の増額

●特別手当 二四、〇〇〇円

●治療した者 一一、〇〇〇円

●医療手当 一四、〇〇〇円

●健康管理手当 一一、〇〇〇円

●介護手当 二二、〇〇〇円

●年令制限の撤廃

●所得制限の緩和 一一七、五〇〇円

(六月より)

●葬祭料 二二、〇〇〇円

### 昭和五十一年度

予算額 三六九億円

●所得制限の緩和 一八三、八〇〇円

●各種手当の増額

### 昭和五十二年

予算額 四三六億円

## 改正特別措置法

|          | 改正額       | 現行額       | 備考       |
|----------|-----------|-----------|----------|
| 健康管理手当   | 29,960円   | 29,050円   | 平成3年4月から |
| 保健手当(一般) | 14,980円   | 14,530円   | 〃        |
| 〃 (増額)   | 29,960円   | 29,050円   | 〃        |
| 医療特別手当   | 121,960円  | 118,260円  | 〃        |
| 特別手当     | 44,940円   | 43,580円   | 〃        |
| 介護手当(重度) | 94,500円以内 | 40,500円以内 | 〃        |
| 〃 (中度)   | 63,000円以内 | 40,500円以内 | 〃        |
| 家族介護手当   | 19,160円   | 12,380円   | 〃        |
| 葬 祭 料    | 130,000円  | 130,000円  |          |

### ◎健康管理手当の診断表(認定期間変更)

造血機能障害を伴う疾病のうち鉄欠乏性貧血一年から二年

- 各種手当の増額
- 所得制限の緩和

#### 昭和五十三年度

予算額 五三九億三千万円

- 各種手当の増額
- 所得制限の緩和

#### 昭和五十四年度

予算額 六六三億七千万円

- 各種手当の増額
- 特別手当 六〇、〇〇〇円
- 健康管理手当 二〇、〇〇〇円
- 特別養護ホーム
- “かめだけ”建設費計上
- 二世健康診断実施

#### 昭和五十五年

予算額 八三九億円

- 各種手当の増額
- 所得制限の緩和
- 原爆病院移転改築費決定
- 特別養護ホーム
- “かめだけ”落成

#### 昭和五十六年度

予算額 九五五億円

- 医療特別手当の新設
- 認定患者の所得制限撤廃
- 近距離被爆者のうち、ケロイド、身体傷害者、孤老に対する保健手当加算分新設
- 各種手当の増額

- 移転改築の新原爆病院の着工
- 特養“かめだけ”満床

#### 昭和五十七年度

予算額 九九一億円

- 医療特別手当 一〇二、四〇〇円
- 健康管理手当 二五、一〇〇円
- 保健手当 一一、六〇〇円
- 原爆病院医療器具 九、〇〇〇万円

#### 昭和五十八年度

●諸手当の前年度をなみ

●所得制限 六九八、一〇〇円

●老人保健法による七〇才以上の被爆者の一部有料制限を阻止

#### 昭和五十九年度

予算額 九九一億円

- 医療特別手当 一〇四、四〇〇円
- 健康管理手当 二五、六〇〇円
- 所得制限 七九二、三〇〇円

#### 昭和六十年

予算額 一、〇九二億円

- 医療特別手当 一〇八、〇〇〇円
- 健康管理手当 二六、五〇〇円
- 所得制限 八一、七〇〇円

#### 昭和六十一年度

予算額 一、〇九二億円

- 医療特別手当 一一〇、八〇〇円
- 健康管理手当 二七、二〇〇円

右記以外の障害を伴なう疾病二年から五年  
平成三年四月一日から実施

## チクリ、チクリ

◎ アメリカは

湾岸戦争が石油の為に戦争をしている。

中東の石油の七割までを日本が購入しているからとの理由で日本に多額の戦費を要求している。

ところがこれは事実ではない。

この戦争はアメリカが世界のリーダーシップを取らんが為の戦いであることは明白のことである。

しかしながら日本も悪いのである。

エネルギー革命のときに安い石油にとびついて石炭産業を見限った結果である。

日本にはまだ五十年、百年、石炭を掘ればあるのである。

石炭のコストが高いからよその安物に飛びついたのが運のつきである。

このたびの戦費に二兆円もの金を出すなら石炭産業に助成金を出したがましである。

### 昭和六十三年年度

予算額 一、一六九億円  
・ 癌の集団検診 一億四千万円  
・ その他、諸手当少額アップ

### 平成三年年度

予算額 一、三三二億円  
・ 健康管理手当 二九、九六〇円  
・ 介護手当最高限度 九四、五〇〇円  
月額

それならば長崎県の基幹産業の石炭産業もつぶれないですむのである。

又、石油も日本が買わなければ現在の半分以下となっていることであり、アラブの指導者達も今のような跳ね上がりもなかつただろう。

◎ 今次、湾岸戦争の発端となった原因はイラクがクウェートを占領したことである。

理由はもともとクウェートはイラクの領土であったからだ……。この種の論法によればイラクはその昔、トルコ領であった。

そしたらトルコがイラクを占領したら一体どうなるだろうか。北方四島は昔は日本領土であったから日本が進攻したらソ連邦と戦争になっていたでしょう。

又、竹島は日本は日本の領土であると言えば、韓国はいや、韓国の領土である。そのようなことを力づくでいけば必ず戦争となるのである。

人間それぞれ欲目があるもんだから国境近くの島はみんな自分のものに見えてくるのであろう。

悲しきは人間の性とも言うべきかな!!

ですから誠意誠意、粘り強い外交交渉が必要ですよ、人間様。

# 長崎県被爆者手帳友の会

## 平成三年度運動方針(案)

- 解 説
- 一、黒い雨を含む半径十二キロまで被爆地域を拡大すること。
  - 一、被爆二、三世に対して医療費を国庫負担とすること。
  - 一、高齢被爆者対策として特養ホームを県央地区等に建設すること。
  - 一、近距離被爆者、若年時被爆者に対して援護対策を充実、強化すること。

被爆四十五年を経過して私たち被爆者もさらに高齢化が進み、もうぎりぎりのところまで達している。

私達の運動をつらつら振り返ってみると、高田県政が発足して八年の間、被爆者対策は一步も前進しなかった。これにはいろいろと理由が考えられるが、中曽根政権の五年間、軍拡政策、福祉切り捨ての政策が致命的であった。

国民の皆様もよくご承知のことかと思うが、疑獄事件や政界スキヤンダルがマスコミに登場する度に中曽根さんの名前がちらちらするの毎度の事である。

次に昭和から平成へと年号が変わったのも戦後処理をおろそかにされたひとつの原因であつたらう……。

しかしながら高田県政の何事に対しても消極的な姿勢が大きく影響しているものと思う。それ故に県勢の衰退は目を覆うばかりである。県民所得は全国では尻から三番目、初任給に於ては全国最下位である。人口の流出、若人の県外転出を県は非常に不思議がつているが当然の事であり、県勢の衰退、産業界の不振が他ならぬ理由である。どのようにしたら高田知事に仕事を任せて貰うかは至難の業である。

世間でいわれているように、「馬に水を飲ませようとして川辺まで馬を連れていっても、水を飲まない馬にはどうしようもない」とたとえ話があるように……。

私ども友の会は、今日まで上京して厚生省ならびに国会議員の諸先生に数十回に亘つて陳情攻勢をかけたが、全ての回答が県からの上申

書がないからと断られたのでした。

皆さんからのようでしたら県が前向きに積極的に仕事をしてくれるか、

又、友の会としては県会議員の諸先生を動かして被爆者対策の積極的推進を考えているところである。

- 一、黒い雨を含む半径十二キロを被爆地域と指定すること。

放射性降下物の中でも黒い雨はその代表的なものである。地域住民の証言、文献によれば歴然たる事実である。

しかしながら、厚生省は科学的、経済的合理性を理由に拒み続けているところだが、長崎県、長崎市に於て残留放射能調査の検討委員会を開いているが、調査地点が四十五年間の歳月の経過で当時の状況でないのが当然の事であり、土木事業、農業構造改善事業による客土等も必然的に起こり得る現象である。その為に汚染された土壌の拡散によるプルトニウムの濃度の低下も考えられるところである。

私ども友の会は、これは被爆地指定の運動を消滅させるための時間稼ぎであると断定しているのである。

- 一、被爆二、三世に対して医療費の国庫負担を実施すること。

被爆してからはや、四十五年の歳月が経過しており、被爆二世に於ても被爆者の中で一番恐れられている癌年令の到達である。

政府ならびに公的な医療機関に於ては、被爆二世は健康状態には異常がないと公言しているが、私達の被爆二世の調査によれば近距離被爆者、若年時被爆者、黒い雨の地域に於ては、癌、白血病が多発しているのが確認されている。又、被爆後三年以内において妊娠、出産した女性において流産、死産が異常に多く報告されている。

これは被爆した人体に放射能が異常に多く潜伏しているものと思われる。

- 一、高齢被爆者対策として特養ホームを県央地区等に建設すること。

長崎県には、「恵の丘」かめだけ」と二ヶ所に原爆ホームが設置されている。被爆者の高齢化のためにその需要がさらに急増しているのも止むを得ないところである。又、原爆ホームは年令に制限がないために二十年、三十年、或は四十年ホームに入居する人達もいる事を考えねばならぬことである。

昨年、広島県に於ては第三のホームが建設されていると聞いている。当然、長崎県に於ては第三のホーム建設を急がねばならぬ事であるが、長崎県に於てはその心配すらないのである。

このような事が長崎県のやる気の無さを如実に示しているところである。広島県が第三のホームを建設するならば、長崎県の地形を考えれば第三、第四のホームが必要である事を考えねばならぬことである。

一、近距離被爆者、若年時被爆者に対して援護対策を充実、強化すること。

被爆線量を多量に浴びた者、即ち、爆心地から二キロ以内の被爆者に対してもっと手厚い援護対策を実施すべきである事は言うまでもない事であるが、現実には保健手当は健康管理手当の半額である。これを現行保健手当の四倍とすべきである。近距離被爆者の死亡率は高く、早急に実施に踏み切るべきである。

又、若年時被爆者、原爆投下のとき十才以下の被爆者は、まだ身体が成長期るとき放射能を受けたため、成長過程の段階で種々の障害を受けており、この人達のために認定患者の枠をひろげる等、援護対策を充実すべきである。

## ◎ 平和運動について

米、ソ協調ムードによって東西冷戦は終わったと思うような、世界情勢が湾岸戦争への突入の事態のために一変した。

これからの情勢は、東西冷戦は終わっても局地戦争は頻発する恐れは十分にあると思う。何となればこの度のイラクのように、新興独立国が世界にはワンサといえるわけである。

そこには教養もない、戦略にも乏しい大統領が世界制覇の野望を抱き、民衆をこけにし、おのれのみ欲望のため戦争をいどんでくる人達がいるからである。

そのためにはどのようなようにしたらよいかと云ったら、国連をもつと権威のある強力なものとしなければならぬと思うが、四十数年前に設立された国連は、新しい時代の波に取り残されていることである。

私どもの平和運動も、やはり国連をひとつの指標として展開しなければならぬと思う。しかしながら国連が取り組むことのできない問題、たとえば原発などの問題には究極的な人類の幸福を考え、目先の利益におぼれることのないように配慮すべきである。

私どもが原水禁の皆さんと取り組んできた「長崎の鐘」は、昨年九月には中国の瀋陽、十二月にはアメリカのハワイに建立することができ、日中友好、日米親善を大いに前進させることができたことを非常に喜んでいるところである。

これからは「長崎の鐘」の精神がいかにされるように関係国との親善外交にさらに前進させるように努力する決意である。

なお、平和公園、レニングラード、瀋陽、ハワイに設置した「長崎の鐘」の総集編を作成する予定である。又、今年八月九日の原爆の日には、レニングラード、瀋陽において十一時二分に「長崎の鐘」を鳴らして頂くよう要請する。

## ◎ 原発について

北陸電力美浜原発の細管のギロチン破断については、重大なる関心をもって注視しており、今後の推移を見守っている。

私ども友の会は、原発の安全神話を信じてはいない。大事故が起きたときの事を想定しており、そのなかでも地震国の日本が一番気にかかるところである。

幸いにも私どもの運動が、全国民のまた全世界の人々の原発は危険であるとの理解が得られたのは、非常にうれいところである。その意味においてパイオニアとしての使命を果たした満足感にひたついているところである。今後も原発の廃止まで頑張っていくつもりである。

## ◎ 地球環境の保全について

湾岸戦争における重油の海上投棄、また油井の炎上などの人類の生存に警鐘を乱打せねばならぬことが数多くあり、心を痛めているところである。その意味において、フセイン大統領の気狂いじみた行動を許すわけにはいかないところである。

さればこそ地上戦開始四日間で降伏すると言う、あのぶざまな結果となったと思うのである。人類の将来、隣国の人々のことを考えず私利私欲に走つたなれのはとても言うところである。

これからも友の会としては、環境保全の運動を平和運動の一環と位置づけて、運動を推進していくつもりである。

# 平成2年度決算書

自 平成2年4月1日  
至 平成3年3月31日  
長崎県被爆者手帳友の会

| 収入の部        |            |    | 支出の部     |            |    |
|-------------|------------|----|----------|------------|----|
| 科目          | 金額         | 備考 | 科目       | 金額         | 備考 |
| 前年度繰越金      | 7,351,912  |    | 人件費      | 6,934,749  |    |
| 会費          | 25,386,800 |    | 陳情旅費     | 592,100    |    |
| 2・3世会費      | 5,044,200  |    | 普通旅費     | 3,628,300  |    |
| 助成金         | 1,325,000  |    | 交通費      | 818,194    |    |
| 寄附金         | 333,870    |    | 食料費      | 450,320    |    |
| 雑収入         | 1,261,834  |    | 印刷費      | 1,699,515  |    |
| 被爆者福祉施設建設基金 | 4,000,000  |    | 通信費      | 1,514,784  |    |
| 功勞者記念品      | 723,500    |    | 会議費      | 3,799,240  |    |
|             |            |    | 事務用品費    | 245,399    |    |
|             |            |    | 備品・消耗品費  | 19,570     |    |
|             |            |    | 事務所借料    | 324,000    |    |
|             |            |    | 慶弔交際費    | 2,266,770  |    |
|             |            |    | 水道・光熱費   | 124,358    |    |
|             |            |    | 雑費       | 937,496    |    |
|             |            |    | クルマ関係費   | 1,457,668  |    |
|             |            |    | 振替手数料    | 65,830     |    |
|             |            |    | 還元金友の会   | 45,000     |    |
|             |            |    | 還元金二世    | 1,239,800  |    |
|             |            |    | 助成金      | 350,000    |    |
|             |            |    | 長崎の鐘     | 1,000,000  |    |
|             |            |    | 功勞者記念品代  | 1,931,150  |    |
|             |            |    | 連合支部預託金  | 600,000    |    |
|             |            |    | 被爆者連帯集會費 | 1,100,000  |    |
|             |            |    | 福祉施設建設基金 | 9,000,000  |    |
|             |            |    | 次年度繰越    | 5,282,873  |    |
| 合計          | 45,427,116 |    | 合計       | 45,427,116 |    |

## 友の会の平和賞

— 森滝市郎先生とは —

艱難、汝を玉にすと言う言葉があるが、森滝市郎先生は昭和二十年八月六日、広島市に投下された原子爆弾によって片目を失明されました。

動員学徒を引率されての事故でこのことが残りの人生の全てを被爆者運動、核兵器廃絶の運動を捧げられた動機となったわけでした。

昭和三十八年、核実験の一部停止でこれまでの原水禁運動が分裂したときも、いかなる国、いかなる理由を問わず、核実験に反対すると言う、日本原水禁国民会議に身を投じ、爾来三十年近く同会議の代表委員として八十九才の今日まで頑張っている国宝的存在である。

この人こそが具島兼三郎、宇都宮徳馬先生に次いで友の会第三回、平和賞受賞者として最もふさわしい人である。

友の会平和賞は、権力者に媚びず常に庶民の味方となって平和運動を實踐した人と規定されておりますので念の為、申し添えておきます。

第二回友の会平和賞授賞式は、平成二年十二月一日、長崎市平野町、宝来軒別館において執行しました。

## 中国訪問団報告

副会長 米田正利

昨年九月十五日、訪中団八十五名瀋陽市に建立した長崎の鐘除幕式に行つて参りました。

出發前戦時中、旧日本軍が中国での一千万人に及ぶ殺生など聞いていまして気が重かったのですが、北京空港に着いて子供達の唄と踊りの熱烈歓迎ですっかり気が晴れて来ました。

# 平成3年度予算書

自 平成3年4月1日  
至 平成4年3月31日  
長崎県被爆者手帳友の会

| 収入の部   |            |                 | 支出の部     |            |                                 |
|--------|------------|-----------------|----------|------------|---------------------------------|
| 科目     | 金額         | 備考              | 科目       | 金額         | 備考                              |
| 前年度繰越金 | 5,282,873  |                 | 人件費      | 7,050,000  | 187月×2×15月=540万<br>11月×15月=165万 |
| 金費     | 25,500,000 | 17,000世帯×1,500円 | 陳情旅費     | 2,000,000  | 4人×5回×10万=200万                  |
| 三世会費   | 6,400,000  | 8,000世帯×800円    | 普通旅費     | 2,000,000  |                                 |
| 助成金    | 1,325,000  |                 | 交通費      | 700,000    |                                 |
| 寄附金    | 100,000    |                 | 食料費      | 400,000    |                                 |
| 雑収入    | 800,000    |                 | 印刷費      | 1,600,000  |                                 |
|        |            |                 | 通信費      | 2,000,000  |                                 |
|        |            |                 | 会議費      | 3,800,000  |                                 |
|        |            |                 | 事務用品     | 240,000    |                                 |
|        |            |                 | 備品消耗品費   | 100,000    |                                 |
|        |            |                 | 事務所借料    | 360,000    |                                 |
|        |            |                 | 慶弔交際費    | 1,900,000  |                                 |
|        |            |                 | 水道光熱費    | 120,000    |                                 |
|        |            |                 | 雑費       | 900,000    |                                 |
|        |            |                 | クルマ関係費   | 1,400,000  |                                 |
|        |            |                 | 振替手数料    | 65,000     |                                 |
|        |            |                 | 二世還元金    | 1,300,000  |                                 |
|        |            |                 | 助成費      | 300,000    | 新支部設立準備費                        |
|        |            |                 | 連合支部予託金  | 600,000    | 西條・津早・北高<br>蘇原・南高連合支部           |
|        |            |                 | 被爆者連帯集金費 | 1,000,000  |                                 |
|        |            |                 | 福祉施設建設基金 | 5,000,000  |                                 |
|        |            |                 | 予備費      | 6,572,873  |                                 |
| 合計     | 39,407,873 |                 | 合計       | 39,407,873 |                                 |

中国は戦時中ずいぶんひどい目に合いながらも戦後は日本に賠償金の請求もせず、自国の復興は他人の力を借りず、自国の力でするなど指導者も立派である事なども感心させられました。北京では天安門前広場の前、人民大会堂で呉学見副総理と会見しました。副総理は始終にこに顔で団長が長崎の鐘を持って来た理由など説明されますと、特に嬉しそうに何度もうなずきながら、日本とは二〇〇〇年の隣国としての交際があり、これから永久に友好を深めていきたい。戦時五十年は日本軍国主義者が悪いのであって、日本人民は良いのだと言っておられました。原爆の事にもふれ、中国は一般市民の上に原爆を落とすなど反対であり、当時米国に抗議の新聞も出ていた。長崎市民には心から同情しますとの事でした。午後からは国賓館に招待され中国の一流料理を御馳走になりました。各テーブルには美人の通訳付で、そのもてなしぶりは外国の国王や大臣あつかいでした。

中国には軍縮協会という大きな団体があつて私共訪中団には医者通訳など多数同行して色々世話してもらいました。

瀋陽市（旧奉天）での除幕式は晴天にめぐまれ、遼寧省副省長、瀋陽副市長、列席の上、七〇〇名ぐらゐの市民が参加して盛大に除幕式が出来ました。青空に飛び立つ鳩、風船、拍手、そして、長崎の鐘が鳴り響き、私達は本当に感激しました。そして長崎の鐘を持って来て良かったと思ひました。

それから子供達のラッパ隊を先頭にパレード、パレードの中に入りこんで握手を求め中国の婦人、手を振る子供達、中国の人達も心から平和を望んでおられるのだな……と痛感しました。

次の訪問地は上海、ここは長崎にも近い関係もあり、チャンボンや蛇踊りの元祖の蛇などありました。

上海では一般市民の家に直接訪問して色々話を聞きました。生活は質素で物価は安く、何ら心配のない生活のようでした。

日本のように金に追立てられるという事もなさそうで、皆のんびり平和的で、善良な人達の中国と言つた感じでした。

万里の長城や、故宮、盧溝橋、柳条湖、等見学して来ましたが、改めて平和の尊さが身に感じました。このような善良な中国を軍靴でふみにじつた事大変はずかしく申訳ないと思ひました。

私共被爆者はこれからもこのような平和運動にも力をそ、ぐべきだと思ひます。

最後に全員無事帰国出来た事報告致します。

# のお知らせ

て、原爆被爆者に下記のような手当が支給されます。

| 所得税額による制限                               | 申請に必要な書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                   |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 所得制限撤廃                                  | (共通のもの)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                   |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税変更<br>2,950,000円までの人 | ① 世帯全員の住民票の写し<br>(住民票とう本)<br>住民登録をしている市役所又は支所で請求して下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ① 特別手当認定申請書<br><br>② 診断書(特別手当用)<br>●指定医療機関で診断してもらうこと。             |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>2,950,000円までの人 | ② 申請者、配偶者又は生計を維持する扶養義務者の前年分の所得税額を証明する書類<br><div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     1月から3月までに申請する人は前々年分、4月申請する人は前々年分と前年分を提出のこと                 </div> (1) 会社等に勤めている人は、勤務先の交付する給与源泉徴収票<br><br>(2) 自営業など事業主は、確定申告の写し又は税務署の納税証明書<br><br>(3) その他市民税申告受付票、年金証書など所得を証明できるもの(長崎市のみ)<br><br>(4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明書が必要です。<br>(但し合算はしない) | ① 健康管理手当認定申請書<br><br>② 診断書(健康管理手当用)<br><br>●かかりつけの病院などで診断してもらうこと。 |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>2,950,000円までの人 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ① 医療手当支給申請書                                                       |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>2,950,000円までの人 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ① 医療手当支給申請書<br>② 認定医療証明書<br>●指定医療機関で証明してもらうこと。                    |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>2,950,000円までの人 | ③ 被爆者健康手帳                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ① 介護手当支給申請書<br>② 診断書(介護手当用)<br>③ 介護料の支払いを証する書類(領収書)               |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>2,950,000円までの人 | ④ 印かん                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ① 介護手当支給申請書<br>② 診断書<br>③ 介護申立書                                   |
| 所得制限はありません。                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ① 葬祭料支給申請書<br>② 死亡診断書又は死体検案書<br>③ 死亡した被爆者の住民票の抄本または消除された住民票の写し    |

(平成3年度より改正)  
**原爆特別措置法による被爆者援護法**  
「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」によつ

| 種 別           | 支 給 対 象 と な る 人                                                                                                                                                                                                                                                                              | 支 給 金 額                                          |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 医 療<br>特別手当   | 負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生大臣の認定を受けたもの(認定患者)のうち、現在も認定を受けた負傷又は疾病の状態にある人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                  | 4月から<br>月額 121,840円                              |
| 特別手当          | 上記の認定を受けたことのある人で現に治ゆ等により当該認定に係る負傷又は、疾病の状態でない人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                        | 4月から<br>月額 44,900円                               |
| 健康管理<br>手 当   | 原爆被爆者で次の疾病にかかっている人に支給されます。<br>(手当の支給される病気)<br>1 造血機能障害 貧血症・白血病など<br>2 肝臓機能 〃 悪性肝炎・ビールス性肝炎を除く<br>3 細胞増殖機能障害 悪性新生物(がん等)<br>4 内分泌腺 〃 糖尿病など<br>5 脳血管 〃 脳出血など<br>6 循環器 〃 高血圧性心疾患・慢性虚血性心疾患<br>7 腎臓 〃 慢性腎炎・ネフローゼなど<br>8 視機能 〃 白内障(先天性を除く)<br>9 呼吸機 〃 肺気腫など<br>10 運動器 〃 変形性関節症など<br>11 消化器 〃 潰瘍の伴うもの | 4月から<br>月額 29,930円                               |
| 保健手当          |                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 4月から<br>月額 14,970円                               |
| 保健手当<br>(加算分) | 1. 3級以上の身障者であること。<br>2. 子、孫のない70才以上のもので、ひとりで住んでいるもの。<br>3. ケロイドの人                                                                                                                                                                                                                            | 4月から<br>月額 29,930円                               |
| 介護手当          | 原爆被爆者で厚生大臣の定める特定の障害があるため、医者が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給されます。                                                                                                                                                                                                                                        | 介護人等を雇って介護料を支払ったとき。<br>介護日数20日以上<br>月額 94,500円まで |
| 家 族<br>介護手当   | 介護が必要にある人が家族から受けた場合。                                                                                                                                                                                                                                                                         | 4月から<br>月額 19,130円                               |
| 葬 祭 料         | 原爆被爆者が死亡した場合、その葬儀を行った人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                                               | 昭和59年9月1日以降に死亡した被爆者。<br>130,000円                 |

## 湾岸戦争とマスコミ

平成三年一月十七日、満を持して待機していた、アメリカを中心とする多国籍軍が空爆を開始した。

私も湾岸戦争についてマスコミの要請で幾度となくスクリーンに登場する機会があった。

私は常に次のような事を云っていた。

「イラク軍と多国籍軍の力の相違が百対一くらいであろう。数でこそあまり違いはないのだがセコハンかポンコツの兵器を外国から買って武装したイラク軍とハイテク技術を駆使する多国籍軍では戦争にならないか。

又、この度の戦争が東西冷戦のあとでの戦争であるのでアメリカを中心とする多国籍軍に対して、ソ連邦を中心とする社会主義国は静観の立場をとっている関係上イラク軍は孤立無援の戦いとなるであろうからベトナム戦争とアフガン戦争のような長期戦となることはない。」と云っておりました。

「その為にイラク軍は兵站基地を後方に持たないから極めて短期間に終了するであろう。」と云っておったのである。

「次に地上戦に移っても四十八時間から四日ぐらいで地上戦は終るであろう。」ことも云っておったのである。

「それは何故か。

イラクの砂漠地帯で行われる戦争で制空権を完全に握っていた。

多国籍軍が塹壕から出てきたイラク軍に対して武装したヘリコプターからのミサイル攻撃をするために隠れる事ができないのであるから全滅となるであろう。」事も予測していたのである。私の予測は完全に当たったのである。

コメンテーターの中にも戦争の実態を知らない為に予測を大きく間違っていた人もかなりいたようであるが、これは、戦争が永い間、なかつた為に止むを得なかつた事であろう。

イラクのフセイン大統領に申し上げてみたい。

神の名をみだりに使うことなかれと云うモーゼの十戒を厳しく受けとめなさい。

アラアの神も決してあのような戦争を望んではいなかつたであらう。

自分自身が神の名を勝手に使つて数十万の人々の死傷する結果となつたこの度の戦争を大いなる教訓として頂きたいものである。

## 忘却のあなたに追いやることはできない！ 朝鮮人被爆者

世の中に、こんなひどいことが許されていいもんだらうか。さきの太平洋戦争中に朝鮮から強制連行された人々。

祖国において、静かに暮らしていた朝鮮人を太平洋戦争の労働力不足を理由にむりやりに駆り立て、炭坑や工場など、一番きつい職場に振り向けられ、まずい食事に粗末な住居、生活環境が最悪の状態でした。

その人達の一部が広島市、長崎市において原爆被爆を受けたのでした。

ご承知のとおり、原爆被爆の実態は十数年の間、占領軍の命令によってベールに包まれて、どのような悲惨な生活を強いられたかは、詳しく知ることができないのです。

日本においては、昭和三十二年に原爆医療法が施行されて、医療費の国庫負担への道が開かれたが朝鮮に帰国した被爆者達には一銭の補償もされていない現状です。

経済大国と言って、海外のホテル、大きな会社を買いあさつて、世界の良識ある人々から、ひんしゆくを買っている日本人、ぜに、ぜにと金さえ儲ければよいという生きざまの日本人……。

何故、日本政府は適切なる朝鮮人被爆者の補償をしないのか……。あなた達日本人は、借金を踏み倒して豪邸に住んでいる現在の状況を恥ずかしいと思わないか？

恥を知れ、日本人、日本政府よ。

## チクリ、チクリ

数年前だったと思います。

健康管理手当をたつた百円あげて被爆者を馬鹿にするなど自民党長崎県連に噛みついた事があったが、それから特別措置法の中に物価スライドの条項が挿入された結果、今年は健康管理手当が九百十円アップする事となりました。

自民党県連と言えば誰一人文句を言う事のできない所であろう。盲、蛇に怖じずと申しまして、友の会がやかましく言ったからこそ、このように問題解決がはかられたと思うのです。

世間では権力者に対しておべんちゃらばかり言って正しい事を言わないものだからちようど、チャウシエスク政権の末路のようなことになるのではなからうか……。

正しい事を直言することがいかに大切なことであるか。

当事の自民党県連幹事長も怒りもしないで中央政府に伝えて頂いた事をここに感謝したい。

それに較べて今の高田県政はどうだろう。佐藤県政の末期とよく似ていると言われている。

ある人に言わしめたら、もつとひどいと言う人もいるくらいだ。ごますり役人は国を滅ぼすものだと言いたい。

高田さんは過去三回、共産党との一騎討ちだったので（あれは選挙ではない信任投票）世の中の裏がわからないだろう。

ごまする人達がどのようなものであるかを。

## 亡くなられた人

故 竹馬 五大洲 さん

竹馬さんが平成二年七月亡くなられた。

皆さんもよくご承知のことかと思いますが、「ひょうひょう」として県下各地を磯田泰子さんと二人三脚で会員のお世話をして歩いて二十数年、本当に元気な人でしたが、病気には勝てず、不帰の客となられたのでした。

耳は遠かったのですが、勘の鋭い人で又、足がとても強くあの足で疲れを知らず、こつこつ日常生活を實踐された本会の宝でしたのに、ここに慎みて、御冥福をお祈りします。

故 川尻 平吉 さん

川尻さんが平成二年九月、亡くなられました。

あと数日で、九十歳と云うところで昨年の夏の猛烈な暑さのためと思われます。

とても元気な人で病氣らしい病氣はした事がない人でした。

川尻さんは、佐世保地区の動員学徒のお世話をされていましたが、友の会佐世保支部結成にも多大な功績を残された人で、川尻さんの家が友の会佐世保出張所と云うところでした。

質素な人でしたが、必要な金なら幾らでも出す昔気質の商人でした。

しかも、誠実な人で寺総代も適役だったろうと思います。

ここに慎みて御冥福をお祈りします。

## 長崎の鐘をハワイに

### 贈る旅に参加して

長崎県被爆者手帳友の会、原水禁、県労評が主体となって、「長崎の鐘」を米、中、ソに贈る運動が行なわれ、まず最初に昭和六十三年八月九日、ソビエト・レニングラード市、平成二年九月十八日、中国・瀋陽市、そして今回、アメリカのハワイ・ホノルル市へ贈呈された。私は平成二年十二月五日より十二月十日迄の日程により、ホノルル市に「長崎の鐘」を贈る旅に参加させていただきました。

参加者は川野団長以下六十一名で、その内、被爆者手帳友の会関係者は二十二名の参加でした。

十二月五日早朝長崎発、ホノルルには現地時間五日の早朝着、皆さん元気に早朝よりの市内観光を行なう。

二日目(十二月六日)は日米開戦の場となった真珠湾へ。波一つない湾の中に、今でもあの時の軍艦の残骸がそのままの状態に残されていた。

夜は草の根運動、先住民との交流会が行なわれ反戦についての意見交換等を行なう。

三日目(十二月七日、日本時間は十二月八日)、青空の下でホノルル・シビックセンターに於て、ホノルル市長代理、ホノルル市議会議長、ハワイ州政府代理等多数の人々が参加の中で贈呈式が行なわれ、その後先住民の子供達によるテープカット、日本の代表による打鐘が行なわれた。

戦後四十五年たっても私達が原爆のことを忘れられないのと同様に、リメンバー・パールハーバーは米国民にとっても忘れられないことではなからうか。

そういう住民感情の中で場所的には庭の隅の方であったが、よくも「長崎の鐘」を鳴らすことが出来たものだと思う。

除幕式にも多数の人々が参加し市レベルでの友好と連帯を深めたのではないのでしょうか。

そしてこの鐘が私達の願いである核廃絶と世界恒久平和の為にいつまでも鳴り響くことを念ずるものです。

原爆ホーム「かめだけ」 内海 修

# 被爆者と援護法について

被爆者の中に援護法を適用される人達は軍人、軍属（昭和二十七年）、動員学徒、女子挺身隊、徴用工（昭和三十四年）、警防団（昭和五十一年）、長崎医専（昭和五十一年）の人々です。

上記の人々が公務従事中に死亡、傷害を受けた場合には死亡者には遺族年金（軍人、軍属）遺族給与金（動員学徒、女子挺身隊、徴用工、警防団、長崎医専）を下付する。

又、傷害者に対しては障害年金を下付する。

原爆による死亡した者は従来までは、原爆による即死者、ならびに急性放射能症により一年～二年後に死亡した者に厚生省はこれまで認定していました。

ところが、皆様方もご承知の事と思いますが、原爆症は未知の分野で年々その実態が解明され、四十五年後の今日に至っては、相当なところまでその実態が解明されてきました。

なかでも近距離被爆者は特にその影響があり、癌、白血病に至っては非被爆者の数倍にも達する状況であります。

今や放射線学会の定説ともなりつつある状況をふまえ、私達県被爆者手帳友の会、ならびに県動員学徒犠牲者の会では次の条件の人はこの際、遺族年金、遺族給与金を申請して厚生省がどのような結論を出すかと云うことで、四名の者が申請した次第です。

一、被爆した時が軍人、軍属、動員学徒、女子挺身隊、徴

用工、警防団であつて公務に従事中の者。

二、爆心地から二キロメートル以内で原爆を受けた者。

三、被爆後四十五年の間に白血病、癌で死亡した者。

青山町（動員学徒）肺癌死亡 永田美智子 決 定

大鳥町（ ） 肝臓癌死亡 森 ユキ 申請中

梁川町（徴用工）肺癌死亡 川原きくえ 決 定

花園町（ ） 犬山 ヒサ

ところが平成2年7月7日厚生大臣の裁定による以上三名の者に遺族給与金（年額一六四万五千円）が下付されたのでした。

## 「これからの対策」

厚生省が晩発障害と認めたことは画期的な現象であつて、大いに歓迎されるところであります。

ところが、このことは当然のことであつて驚くことでもないわけです。

長崎県内には二〇〇名程度の人がいるものと推定しております。又、全国には五〇〇名程度の人がいるものと思われま

す。友の会本部としては各支部の総会で、この問題を取り上げ、一人一人遺族年金の申請をお手伝いしたいと思っております。

尚、既に医療法による認定患者、援護法による障害年金を受給している者は更に有利な条件となります。

## 晩発性疾患による遺族年金、

### 遺族給与金の申請書の作成方法

#### 一、死亡診断書

#### 二、医師の意見書

#### 三、症状経過書

死亡者の配偶者、両親、兄弟姉妹によるもの。

原爆被爆当日から死亡に至るまで、生活状態、病気の経過をまとめてかくこと。

#### 四、診断書

原爆被爆後、死亡するまでの主な病気で入院した所の病院の診断書。

#### 五、勤務先の在籍証明書

工場などの事業所からの証明書。

動員学徒の場合は学校長の証明書。

#### 六、被爆者手帳、又その時に申請した申請書の写し。

#### 七、認定患者の認定証書、障害年金の証書



長崎の鐘

#### 被爆者の癌検診は

#### 百合野病院へどうぞ

長崎市の北部地区ならびに時津・長与・琴海の友の会の皆さま、ご利用をお待ちしております。

住所 西彼杵郡時津町

元村郷一五五の二

TEL 五七—三三六六(代)

平成四年度

# 長崎県被爆者手帳友の会

会報

事務所 長崎市坂本町八の二九

TEL (〇九五八) 44九二六三・44六二四四

FAX 47二九七〇

わがこしかたを

かえりみて

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀勝一

友の会を創立したのが、昭和四十二年六月十八日で、今年で二十五年となります。考えてみれば遠い日のようでもあり、昨日のようでもあるわけです。しかしながら考えてみれば、創立総会に出席したものが八十名、現在生きている人が僅かに三名のこの現実を直視すると、過ぎ去った歳月を成程と思はしむるところです。

さて、友の会が創立した昭和四十二年、被爆者対策の国家予算が二十八億円で、平成四年が一、三六六億円となっております。

ます。

それを見れば、子どもの運動がいかに成果をあげたことを立証するわけです。まず医療費の全額国庫負担、諸手当の交付、被爆地域の拡大、原爆病院の移転新築、原爆ホーム、かめだけ”の建設等々。

私はそれまでの運動の欠かんと十分に認識していたのでした。末端組織のない名前だけの組織。政府自民党に背をむけた運動、このような運動を何十年続けても、成果をあげることができないと思っていました。

また、これを克服することがどんなにむずかしいことも知っていたので、敢えてわが道を行く信念をもっていたのでした。

今思えばよくやって来たな一感慨無量なものがありますが、満足感にしたっている今日この頃です。

しかしながら、私と行動をとりにした多数の同志達が、今日の日を迎えることなく他界したことです。

私はこころよりめい福を祈るところです。

また、私も友の会を支援して頂いた各界各その協力者に感謝のこトばを述べさせて頂きます。

ローマは一日にしてならずと云ったことばもありますように、私も執行部は残された被爆地区の拡大・被爆二世の援護対策をかちとるまで最後まで戦い抜く決意ですので、会員の皆さまご協力ご支援の程をお願いするところです。

## 平成三年度経過報告

# 本会の主なる事業日程

|          |                     |
|----------|---------------------|
| H・3・4・14 | 高来西支部総会             |
| 4・16     | 式見吉原個人演説会           |
| 4・19     | ソ連大統領、稲佐国際墓地・平和公園献花 |
| 4・29     | 佐世保南支部総会            |
| 5・10     | 諫早南支部総会             |
| 5・14     | 第一回拡大理事会            |
| 5・20     | 小長井支部総会 国見支部総会      |
| 5・29     | 平成三年度支部代表者大会        |
| 6・1      | 平和記念事業懇談会           |
| 6・4      | 伊王島地区集会             |
| 6・7      | 立山支部総会              |
| 6・13     | 政府代表に陳情について懇談会      |
| 6・15     | 油木支部総会              |
| 6・19     | 原水禁実行委員会            |
| 6・20     | 川棚支部総会              |
| 6・25     | 時津支部総会              |
| 7・2      | ホーム創立記念行事           |
| 7・5      | 議員連盟第一回会合           |
| 7・9      | 高田知事地域是正について懇談      |
| 7・12     | 加津佐支部総会             |

## 本会の歩み

(平成4年2月15日)

### 創立25周年記念にあたって

昭和42年6月18日、長崎県青少年センターの一室において、被爆者援護法制定をめざして発会したのでした。

それは沖繩返還をなしたとげた日において、佐藤栄作首相が国会において「戦後は終わった」という言葉に反発した長崎県動員学徒犠牲者の会の有志80名が、これじゃ一般の被爆者対策は終りになるといふ危ぐの念が爆発して結成大会となったのでした。

思うに当時の状況をかえりみると、被爆者対策は年2回定期健康診断がお義理であるばかりで、あとは名ばかりの医療法でして、年間予算は28億でした。それに対して長崎県動員学徒犠牲者の会は、懸案であった援護法をかちとり、軍人・軍属なみの一〇〇パーセントをめざして破竹の勢いを持った団体でした。他に被爆者団体もあることはあったのですが、末端組織が僅かでしたのでパワーがなく息切れしているような状況でした。

私もほとんど立派な主義主張であっても強力な圧力団体とならねば問題解決にならないということで、3万人の会員獲得に先づ託して組織、組織、組織の毎日でした。

それからは、中央政府に対して陳情活動を強化して、被爆者対策の充実強化に奮闘したのでした。

先づ、健康管理手当等の諸手当が交付されるようになり、医療費が被爆者全員、無料と云った制度も実施され、昭和49年度になって時津・長与の被爆地区拡大、昭和50年度になって近距離被爆者に対する保健手当が、友の会の要求のとおり新設されることとなりました。この事は病氣しなくとも手当を支給するということで、援護法そのものでした。昭和55年度になって原爆特養「かめだけ」、昭和57年度に原爆病院の移転新築がなつて被爆者対策も大きく前進し、年間予算も昭和42年度の28億から平成3年度は一、三二二億円となったのでした。

|       |               |
|-------|---------------|
| 7・15  | 第二回原水禁実行委員会   |
| 7・15  | 地域是正協議会       |
| 7・17  | 島原支部見舞        |
| 7・22  | 平戸北支部総会       |
| 7・23  | 平戸南支部総会       |
| 7・28  | 古賀支部総会        |
| 7・28  | 東長崎地区地域是正決起大会 |
| 8・3   | 西彼三和支部総会      |
| 8・9   | 原爆祈念式典 島原慰霊祭  |
| 8・11  | 平和祈念市民大行進     |
| 8・15  | 全国戦没者慰霊祭      |
| 8・18  | 千々石慰霊祭        |
| 8・23  | 北有馬支部総会       |
| 9・6   | ブロック会議        |
| 9・13  | かめだけホーム敬老会    |
| 9・19  | ブロック会議        |
| 9・27  | 第三回拡大理事會      |
| 9・28  | 小野支部総会        |
| 10・5  | 大瀬戸支部総会       |
| 10・13 | 佐世保中央支部総会     |
| 10・16 | 上五島地区巡回       |
| 10・31 | 深江支部総会        |

又、一方の平和運動もゴルバチョフ大統領が登場し、ペレストロイカの進展によって戦後世界のシンボルでもあった東西冷戦が終結したのでした。

私どもは東西冷戦の終結の為に、長い歳月に亘って行きづまっていた平和運動を打開するために、市民による外交をすることが必要だと思い、長崎の鐘を米・ソ両国に贈り、日・ソ親善、日・米親善のあかしを打ち立てることができました。これがゴルバチョフ大統領の来崎のひとつの動機となったことも、私どもの大いなる誇りとしているところ です。

続いて中国の瀋陽にも長崎の鐘を贈り、日・中友好の絆をさらに大きくしたものでした。なかでも中国政府人民の歓迎ぶりは、今もなお訪中国の語り草となつているところです。

最後には、あの真珠湾のホノルル市にも贈る事ができ、「恩讐の彼方に」文字どおり実践することができ、非常に喜んでいるところです。

今日の世界の情勢を見ると、社会主義が敗れた民主主義が勝つたとの一部の人が宣伝をしているが、アメリカの経済危機を思うとき、米・ソ両超大国とも軍備の重みのために国内経済が破たんしたと思われるところでした。それは私どもが長年に亘って軍縮の断行を忠告していたことが、いかに正しいものであったことを如実に示しているところではないでしょうか。

終りにあたって、友の会が勝ち取った幾多の成果もとより友の会のみのパワーでできたものでなく、そのかげに各界各層の多数の方々のご協力、ご支援があったればこそと思う次第です。

#### 記

とき 平成4年4月11日(土)12時

ところ 長崎市平野町宝来軒別館

創立25周年記念祝賀会において感謝状を贈った人々

氏名 理由

前駐日ソ連代表部

長崎の鐘をレニングラードに贈ったときの御協力。

ブーラーフ一等書記官

長崎旅博においての御協力。

(現CIS)  
代表部

ゴルバチョフ、来崎についての御尽力。

顔 萬栄

長崎の鐘を中国瀋陽市に贈ったときの御協力。  
なかでも瀋陽市における日市両国民の平和行進。

中国総領事

人民大会堂における呉学謙副首相との歓迎パーティー。

久保 勘一 前知事

原爆病院、原爆ホームの建設、近距離被爆者対策。

小川雄一郎

原爆病院の建設、献血運動の成果。

前日赤事務局長

松村 寿治

川棚海軍病院救護活動二〇〇名被爆者手帳申請に際しての活動。

矢嶋 良一

平和運動についての活動。

県評センター事務局長

松尾 武彦

長崎の鐘、米、中、ソに贈呈に係る活動。  
被爆者対策について県政界における活動。

前県会議員

宇宿 マサ子

被爆者対策においての県議会、ならびに地域  
においての活動。

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 11・8    | 原爆被爆地域シンポジウム      |
| 11・10   | 三原支部総会            |
| 11・12   | 諫早中央・北二支部総会       |
| 11・18   | 政府国会陳情            |
| 11・26   | 西彼連合協議会           |
| 11・26   | 県市政府国会陳情に同行       |
| 12・7    | 真珠湾50周年を記念する市民集会  |
| 12・7    | 第四回友の会平和賞授賞式      |
| 12・7    | 平成三年度忘年会          |
| 12・16   | 原対協援助部会           |
| 12・20   | 原爆病院運営委員会         |
| 12・24   | かめだけホームクリスマスパーティー |
| H・4・1・7 | 平和賞選考委員会          |
| 1・27    | 諫早北一支部総会          |
| 1・28    | 骨髓バンク世話人会         |
| 1・30    | 諫早北高連合支部協議会       |
| 2・3     | 茂里町ハートセンター落成式     |
| 2・13    | 平和公園検討委員会         |
| 2・18    | 二世健康診断に関する県市陳情    |
| 3・5     | 議員連盟との懇談会         |
| 3・15    | 黒崎支部総会            |
| 3・27    | かめだけホーム理事会        |

平成四年度

特別措置法が次のように変わります

| 種目       | 政正額      | 前年度金額    | 備考       |
|----------|----------|----------|----------|
| 医療特別手当   | 一二五、八九〇円 | 一二一、八四〇円 | 平成四年四月より |
| 特別手当     | 四六、三九〇   | 四四、九〇〇   | "        |
| 健康管理手当   | 三〇、九三〇   | 二九、九三〇   | "        |
| 保健手当(A)  | 一五、四六〇   | 一四、九七〇   | "        |
| 保健加算分(B) | 三〇、九三〇   | 二九、九三〇   | "        |
| 家族介護手当   | 一九、七七〇   | 一九、一三〇   | "        |
| 介護手当     | 九八、一〇〇   | 九四、五〇〇   | "        |
| 葬祭料      | 一四〇、〇〇〇  | 一三〇、〇〇〇  | "        |

所得制限は二、九五〇、〇〇〇円より三、二二七、六〇〇円に変わります

## 平成3年度決算書

自 平成3年4月1日  
至 平成4年3月31日

長崎県被爆者手帳友の会

| 収入の部     |            |                                               | 支出の部     |            |    |
|----------|------------|-----------------------------------------------|----------|------------|----|
| 科目       | 金額         | 備考                                            | 科目       | 金額         | 備考 |
| 前年度繰越金   | 5,282,873  |                                               | 人件費      | 7,784,196  |    |
| 会費       | 24,367,700 | 支部 <sup>16.245世帯</sup><br>一般 <sup>793世帯</sup> | 陳情旅費     | 424,590    |    |
| 2・3世会費   | 4,417,200  | 7,362世帯                                       | 普通旅費     | 2,733,940  |    |
| 助成金      | 1,325,000  |                                               | 交通費      | 901,188    |    |
| 寄附金      | 220,000    |                                               | 食糧費      | 416,961    |    |
| 雑収入      | 1,900,260  |                                               | 印刷製本費    | 2,389,158  |    |
| 福祉施設建設基金 | 11,000,000 |                                               | 通信費      | 1,735,802  |    |
|          |            |                                               | 会議費      | 2,478,491  |    |
|          |            |                                               | 事務用品費    | 300,183    |    |
|          |            |                                               | 備品消耗品費   | 338,993    |    |
|          |            |                                               | 事務所借料    | 360,000    |    |
|          |            |                                               | 慶弔交際費    | 1,431,463  |    |
|          |            |                                               | 雑費       | 693,065    |    |
|          |            |                                               | 水道光熱費    | 117,296    |    |
|          |            |                                               | クルマ関係費   | 1,269,172  |    |
|          |            |                                               | 振替手数料    | 69,970     |    |
|          |            |                                               | 2・3世還元金  | 1,069,200  |    |
|          |            |                                               | 連合支部預託金  | 600,000    |    |
|          |            |                                               | 被爆者連帯集会費 | 1,300,000  |    |
|          |            |                                               | 助成費      | 30,000     |    |
|          |            |                                               | 功労者記念品代  | 2,005,231  |    |
|          |            |                                               | 福祉施設建設基金 | 15,000,000 |    |
|          |            |                                               | 次年度繰越金   | 5,064,134  |    |
| 合計       | 48,513,033 |                                               | 合計       | 48,513,033 |    |

## 平成四年度運動方針(案)

- 一、黒い雨も含む半径十二キロまで被爆地域を拡大すること。
- 一、被爆二、三世に対して医療費の国庫負担とすること。
- 一、高令被爆者対策として県央地区等に特養ホームを建設すること。
- 一、近距離被爆者、若年時被爆者に対して援護対策を充実、強化すること。
- 一、晩発性疾患に苦しむ被爆者の援護対策、即ち遺族給与金の申請、認定患者の申請を促進すること。
- 一、白血病患者のための骨髓バンク推進事業に協力すること。

### 解説

平成三年度の私どもの運動も、なんの進展もなく終わったようである。終戦から四十七年ともなれば、政府、自民党にとっては戦争犠牲者の問題はうとましい話であらう。

ところが、どうでしょう。突如としてクローズアップした朝鮮人慰安婦の出現に日本政府の驚いた姿は目にあまるものがある。

もともとこの種の被害の状況は殆どが表面に出ることなく消え去って行くものである。その点、恥を承知で東京地裁まで出頭して来た元朝鮮人慰安婦の行為には称賛して止まないところである。

これを契機として強制連行朝鮮人百万人とも云われる人々の処遇の問題も再燃して来たのである。続いて中国人戦争犠牲者、フィリピン、香港、シンガポール、オーストラリアなどなどあらゆる国々の捨てて顧みられなかった人々の所在が問題となったことである。

日本政府は、経済大国として成長した今日、世界各国に経済援助などと云って良い顔をしているが皮むけばこのざまである。

この姿をある人は云っている。借金を踏倒して逃げ歩いている高利貸。これが哀な日本の姿である。

私も被爆者は叫びたい。日本政府にやるべきことはちゃんとしなさい、補償すべきものはたとえ金がかかろうとも支払をしなさい、それが国際社会においても一番肝要なことです。

一、黒い雨を含む半径十二キロを被爆地域と指定すること。  
放射性降下物の中でも黒い雨はその代表的なものである。地域住民の証言、文献によれば歴然たる事実である。

しかしながら、厚生省は科学的、経済的合理性を理由に拒み続けているところ、長崎県、長崎市に於て残留放射能調査の検討委員会を開いている

が、調査地点が四十五年間の歳月の経過で当時の状況でないのが当然の事であり、土木事業、農業構造改善事業による客土等も必然的に起こり得る現象である。その為に汚染された土壌の拡散によるプルトニウムの濃度の低下も考えられるところである。

私も友の会は、これは被爆地指定の運動を消滅させるための時間稼ぎであると断定しているのである。

一、被爆二、三世に対しての医療費の国庫負担を実施すること。  
被爆してからはや、四十五年の歳月が経過しており、被爆二世に於ても被爆の中で一番恐れられている癌年令の到達である。

政府ならびに公的な医療機関に於ては、被爆二世は健康状態には異常がないと公言しているが、私達の被爆二世の調査によれば近距離被爆者、若年時被爆者、黒い雨の地域に於ては、癌、白血病が多発しているのが確認されている。

又、被爆後三年以内において妊娠、出産した女性において流産、死産が異常に多く報告されている。

これは被爆した人体に放射能が異常に多く潜伏しているものと思われる。

一、高令被爆者対策として特養ホームを県央地区等建設すること。  
長崎県には、「恵の丘」「かめだけ」と二ヶ所に原爆ホームが設置されている。

被爆者の高齢化のためにその需要がさらに急増しているのも止むを得ないところである。又、原爆ホームは年令に制限がないために二十年、三十年、或いは四十年ホームに入居する人達もいる事を考えねばならぬことである。

昨年、広島県に於ては第三のホームが建設されていると聞いている。当然、長崎県に於ても第三のホーム建設を急がねばならぬ事であるが、長崎県に於てはその気配すらないのである。

このような事が長崎県のやる気の無さを如実に示しているところである。広島県の第三ホームの建設するならば、長崎県の地形を考えれば第三、第四のホームが必要である事を考えねばならぬことである。

一、近距離被爆者、若年時被爆者に対して援護対策を充実、強化すること。  
被爆線量を多量に浴びた者、即ち、爆心地から二キロ以内の被爆者に対して

もつと手厚い援護対策を実施すべきである事は言うまでもない事であるが、現実には保健手当は健康管理手当の半額である。これを現行保健手当の四倍とすべきである。近距離被爆者の死亡率は高く、早急に実施に踏み切るべきである。

又、若年時被爆者、原爆投下のとき十才以下の被爆者は、まだ身体が成長期のとき放射能を受けたため、成長過程の段階で種々の障害を受けており、この人達のために認定患者の枠をひろげる等、援護対策を充実すべきである。

一、晩発性疾患に苦しむ被爆者の援護即ち遺族給与金の申請、認定患者の申請を促進すること。

平成元年友の会としては晩発性疾患で死亡した(病名、白血病、癌)近距離被

爆者で動員学徒、女子挺身隊、徴用工の四名の遺族給与金の申請をしたところ三名が交付されたのでした。

そこで原爆被災直後、爆心地に救援隊として出動した警防団、消防団として出動後多量の放射線を浴びて癌、白血病で死亡した者に対して遺族給与金の申請を促進することとするこの件について国会において初村滝一郎参議院議員が質問したところ厚生省援護局長が認めることとするので申請をして下さいとのことでした。

この件については救援隊として出動した被爆地点、それに救援隊の業務内容、時をできる限り詳細に記入すること。また、帰郷してから身体の健康状態、また病気の経過を具体的に記入すること。

一、白血病患者のための骨髓バンク推進事業に協力すること。

テレビ、新聞等で最近しばしば報道されているが、このことについては本国会報に詳しく掲載しておりますので御参照して頂きますようお願いいたします。平和運動について

平成四年を迎えてあらためて東西冷戦の終結を思わしめる今日この頃です。それは、米ソ協調の時代を至るところに発見することができるのです。それは、

とりもなおさず米、ソ両国民があの馬鹿げた冷戦時代の軍拡競争の空しさを今日しみじみと味わっているところではないでしょうか。ソ連邦、東欧諸国民は物資の欠乏は私ども大正、昭和一桁時代の人々が、あの心悲しい時代の思い出と共通するところであると思います。

食糧難、住宅難、衣服などすべての物資が無くて代用品で間に合せていた時代はもう御免です。

ところがどうでしょうか。今日の日本の情勢は、世界の各国に対して経済援助などをして良い気になっているのではなからうか……。

この資源の乏しい日本に私共戦前、戦中派は警告をすべきだと思っております。日本は世界各国に対しての経済援助を、アジアのみに限定すべきだと思っております。

それは背伸びをし過ぎる程しているからです。若し今のような姿で推移すると、日本が失速する日が必ずやって来ると思うのです。

それに較べて、今日不景気の米、ソはやがて強力なライバルとして登場して来ることでしょうか。それは何故か、無尽蔵とも思われる程の資源を持っているからです。

しからば、どうすればよいかと申しますと、例えば、日本はアジア諸国、ドイツは東欧、旧ソ連邦、アフリカはイギリス、中近東はフランス、中南米はアメリカと云ったゾーンを主体として経済援助を実施すべきだと思います。

経済を安定させることが平和の維持には一番必要なことは今さら此処で諄諄云う必要はないと思いますが、これまで、人類が軍備に使った金を人類が真に

幸せになるために使うべきだと思います。

友の会に入会しておられる方は、私どもが軍備拡大に対して、終止一貫反対して友の会会報等を通じて叫んでいたことが、会員の皆様が御存じの事と思えます。

原発について

平成四年三月三日、長崎原爆病院にチェルノブイリ原発事故による、甲状腺疾患子供六名が入院しました。

そこで、私は旧ソ連邦の地区には電卓がないと聞いていたので、「カシオ」の計算器をプレゼントしたのですが、子供達は声をあげて喜んでおりました。

現在の日本の子供達がテレビゲームをするような有様でした。大國ソ連邦でありながら、このような発達が遅れているのだなあと我が方が驚いた次第でした。

これらの入院した子供達は病気まで行つてなかつたそうですが蓄積した甲状腺の有害物質は通常人の十倍近くまであったと聞いております。原発が次の世代にまで影響するようなことはあつてはいけないと思います。

また、いかに、コストが安価であろうとも人類の将来に悪影響を来すものについては断固として反対すべきだと思います。

◎地球環境の保全について  
平成三年は台風十七号、十九号の襲来で我が長崎市は二度までも、台風の上陸地点となり、何百年に一度とも云われるような大災害を受けました。

それにしても二百年振りとも云われる雲仙岳の爆発近くはフィリピン、ピナツボの今世紀最大級の噴火など、地球環境の破壊が続いているが、大自然に対して人間の空しさを改めて認識するところです。

また、CO<sub>2</sub>の濃度の向上による地球温暖化の現象、オゾン層破壊による皮膚癌の発生率のレベルアップ、このところ地球環境の悪化の黄信号が点滅しているところですか

ところが地球破壊の張本人が我が日本人と云うのですから悲しい限りです。熱帯雨林の伐採、魚業資源の略奪、野生動植物の無法な蒐集など日本人はあくなき欲望のため世界をひんしゆくを買っているのは当然のことです。

長崎のべつ甲亀においても、しかり、伝統産業を守ることも、必要ですが資源が枯渇するまでも乱獲するとは自縄自縛のことと思えますが、長崎県などはバイオ技術を駆使して養殖する方法はとれないものでしょうか。あくまでも広い視野に立つて世界の人々と共存共栄を計ることが、これからの時代に生きて行くために必要だと思います。

また、大分県においては台風十九号による日田杉林が壊滅的な衝撃を受けて再建に支障を来していると聞か、何故自衛隊の出動を要請しないか、長崎

大水害における自衛隊の活動は今も脳裡に焼きついております。

# チクリ、チクリ

友の会の会報を、長々保存している人達は、お気づきのことかと思いますが、友の会が、軍備縮少を絶えず訴つたえていた、たとえばあまり軍備拡大をしていたら、ミイラが鉄砲かついだようになりますよとか……

ところがどうでしょうか、ソ連邦が軍備の重みで経済が破たんして今日のような状態になっていますと。

つぎにソ連邦と張り合っていたアメリカは東西冷戦には勝つたものの、日々の国内の経済情勢が左まえとなり、失業者、ホームレスが街にあふれるところとなりまるで、敗戦国のような今日のありさまを……

日本も平和憲法をケイガイ化してどんどんと軍拡の道をひたすらに歩んでいるが、やがて、ソ連、アメリカと同じようなことになりはしないか。

ただひとつ違うところがあるますよ。

ソ連、アメリカには無限とも云われるような豊かな資源がありますよ。日本はどうでしょうか。資源の乏しいことはあまりにも有名なことを日本の為政者はお承知でしょうか。

軍拡で貧乏となった、ソ連、アメリカならば日本は乞食となることを、肝にめいじて下さい。

いまひとつ私が予言していたことがあります。これは、会報にはのせていなかったのですが、会う人達に絶えず云っていたことです。

株は、実勢力以上にあげているのであとで大火傷しますよと……

私などは昭和四十年代の前半に株を売りとばして、わが家を作ったのでした。

それからは、証券会社の何十回に亘る呼びかけにもかかわらず、手を出さなかつたのです。

それは何故か、株式市場がマネーゲームのような状態となつて、健全な市場原理で行動していなかつたことです。

それに、証券会社の社員達が一回のボーナスを何百万の単位でもらつていると聞いていたからです。

これは異常だと思つていましたからです。必ず暴落するときがやつて来ると……

## 平成4年度予算書

自 平成4年4月1日  
至 平成5年3月31日

| 収入の部     |            |                  | 支出の部      |            |              |
|----------|------------|------------------|-----------|------------|--------------|
| 科目       | 金額         | 備考               | 科目        | 金額         | 備考           |
| 次年度繰越金   | 5,064,134  |                  | 人件費       | 7,500,000  |              |
| 会費       | 19,500,000 | 1,500円×13,000世帯分 | 陳情旅費      | 1,200,000  | 100,000円×12人 |
| 2・3世会費   | 4,000,000  | 800円×5,000世帯分    | 普通旅費      | 2,400,000  |              |
| 助成金      | 1,300,000  |                  | 交通費       | 900,000    |              |
| 寄附金      | 300,000    |                  | 食糧費       | 500,000    |              |
| 雑収入      | 1,500,000  |                  | 印刷製本費     | 2,800,000  |              |
| 福祉施設建設基金 | 15,000,000 |                  | 通信費       | 2,200,000  |              |
|          |            |                  | 会議費       | 2,500,000  |              |
|          |            |                  | 備品消耗品費    | 360,000    |              |
|          |            |                  | 事務所借料     | 360,000    |              |
|          |            |                  | 慶弔交際費     | 1,600,000  |              |
|          |            |                  | 水道光熱費     | 150,000    |              |
|          |            |                  | 雑費        | 800,000    |              |
|          |            |                  | クルマ関係費    | 1,500,000  |              |
|          |            |                  | 振替手数料     | 20,000     |              |
|          |            |                  | 2・3世還元金   | 1,000,000  |              |
|          |            |                  | 25周年記念事業費 | 1,400,000  |              |
|          |            |                  | 福祉施設基金    | 4,000,000  |              |
|          |            |                  | 予備費       | 474,134    |              |
|          |            |                  | 福祉施設繰越金   | 15,000,000 |              |
| 合計       | 46,664,134 |                  | 合計        | 46,664,134 |              |

平成5年度分より本部納入金二世帯当たり一八〇〇円とします

長崎県被爆者手帳友の会

# 第4回友の会平和賞

杉原千畝氏

戦争とは、人をして狂人とならしめることであると思います。よくもあの人があのようなことができたものだ、戦争が過ぎ去ってから、ふり返ってみると、とんでもないことをやっていることです。

杉原千畝さんの話を聞いたのは、たしか数ヶ月前の衛生放送だったと思います。いや立派な人もいたもんだなあゝとの感想でした。その時は敗戦後の日本で外交官の職業を辞めさせられていたことも知らなかったのです。

このたび鈴木宗夫政務次官のはからいで名誉回復が行なわれたと聞いて、外務省と云う役所はなんたることだと……あらためて認識したところです。

外務省と、日本外交と云えばピントの外れた外交をするところだと国民の大多数が思っているところです。当時をふり返ってみると、日、独、伊、の三国協定で日本外交はナチスドイツに迎合していたころの話です。ドイツを追はれた難民六、〇〇〇人はリトアニアからソ連邦を通過して逃げなければ他に方法がなかったのです。

そのとき、日本の外務省は例によって、ビザ発行中止指令

を出していたのは、当時の状況を知るものにとっては当然のことであつたらう。

しかしながら、杉本千畝代理領事は敢然として、ビザを発給したのでした。その数六、〇〇〇人も云われています。そのためにユダヤ人が救われたのでした。今日の平和なときにおいて杉原代理領事の行為はと考えると非戦斗員である人達を戦禍を避けさせるための行動について協力することは当然なことであると思うのだが……私どもは杉原代理領事の行動は、権力者にこびらず庶民の味方となって平和運動に率先垂範した人と云う。友の会平和賞の理念に適切な人であると思ひ決定した次第です。

杉原さんは一、九八六年今から5年前86才で亡なられたそうです。奥様の杉原幸子さんは、存命中でしたら主人もさぞよろこんだでしょうに、と残念がっておられました。

自宅

鎌倉市

杉原 幸子

(78才)

TEL

# のお知らせ

て、原爆被爆者に下記のような手当が支給されます。

| 所得税額による制限                               | 申請に必要な書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 所得制限撤廃                                  | (共通のもの)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税変更<br>3,227,600円までの人 | ① 世帯全員の住民票の写し<br>(住民票とう本)<br>住民登録をしている市役所又は支所で請求して下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ① 特別手当認定申請書<br>② 診断書(特別手当用)<br>●指定医療機関で診断してもらうこと。              |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>3,227,600円までの人 | ② 申請者、配偶者又は生計を維持する扶養義務者の前年分の所得税額を証明する書類<br><div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     1月から3月までに申請する人は前々年分、4月申請する人は前々年分と前年分を提出のこと                 </div><br>(1) 会社等に勤めている人は、勤務先の交付する給与源泉徴収票<br>(2) 自営業など事業主は、確定申告の写し又は税務署の納税証明書<br>(3) その他市民税申告受付票、年金証書など所得を証明できるもの(長崎市のみ)<br>(4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明書が必要です。<br>(但し合算はしない) | ① 健康管理手当認定申請書<br>② 診断書(健康管理手当用)<br>●かかりつけの病院などで診断してもらうこと。      |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>3,227,600円までの人 | ③ 被爆者健康手帳                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ① 医療手当支給申請書                                                    |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>3,227,600円までの人 | ④ 印かん                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ① 医療手当支給申請書<br>② 認定医療証明書<br>●指定医療機関で証明してもらうこと。                 |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>3,227,600円までの人 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ① 介護手当支給申請書<br>② 診断書(介護手当用)<br>③ 介護料の支払いを証する書類(領収書)            |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>3,227,600円までの人 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ① 介護手当支給申請書<br>② 診断書<br>③ 介護申立書                                |
| 所得制限はありません。                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ① 葬祭料支給申請書<br>② 死亡診断書又は死体検案書<br>③ 死亡した被爆者の住民票の抄本または消除された住民票の写し |

(平成4年度改正)  
**原爆特別措置法による被爆者援護**  
「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」によつ

| 種 別           | 支 給 対 象 と な る 人                                                                                                                                                                                                                                                                              | 支 給 金 額                                          |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 医 療<br>特別手当   | 負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生大臣の認定を受けたもの(認定患者)のうち、現在も認定を受けた負傷又は疾病の状態にある人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                  | 4月から<br>月額 125,890円                              |
| 特別手当          | 上記の認定を受けたことのある人で現に治ゆ等により当該認定に係る負傷又は、疾病の状態でない人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                        | 4月から<br>月額 46,390円                               |
| 健康管理<br>手 当   | 原爆被爆者で次の疾病にかかっている人に支給されます。<br>(手当の支給される病気)<br>1 造血機能障害 貧血症・白血病など<br>2 肝臓機能 〃 悪性肝炎・ビールス性肝炎を除く<br>3 細胞増殖機能障害 悪性新生物(がん等)<br>4 内分泌腺 〃 糖尿病など<br>5 脳血管 〃 脳出血など<br>6 循環器 〃 高血圧性心疾患・慢性虚血性心疾患<br>7 腎臓 〃 慢性腎炎・ネフローゼなど<br>8 視機能 〃 白内障(先天性を除く)<br>9 呼吸機 〃 肺気腫など<br>10 運動器 〃 変形性関節症など<br>11 消化器 〃 潰瘍の伴うもの | 4月から<br>月額 30,930円                               |
| 保健手当          |                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 4月から<br>月額 15,460円                               |
| 保健手当<br>(加算分) | 1. 3級以上の身障者であること。<br>2. 子、孫のない70才以上のもので、ひとりで住んでいるもの。<br>3. ケロイドの人                                                                                                                                                                                                                            | 4月から<br>月額 30,930円                               |
| 介護手当          | 原爆被爆者で厚生大臣の定める特定の障害があるため、医者が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給されます。                                                                                                                                                                                                                                        | 介護人等を雇って介護料を支払ったとき。<br>介護日数20日以上<br>月額 98,100円まで |
| 家 族<br>介護手当   | 介護が必要にある人が家族から受けた場合。                                                                                                                                                                                                                                                                         | 4月から<br>月額 19,770円                               |
| 葬 祭 料         | 原爆被爆者が死亡した場合、その葬儀を行った人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                                               | 昭和59年9月1日以降に死亡した被爆者。<br>140,000円                 |

# 骨髓バンク推進長崎県民会議趣意書

急性骨髄性白血病と申しますと、原爆症の代表的な疾病で私も被爆者が今日までおそれ、おののいていた疾病であったと思います。

最近において、小児白血病が治って学校にも通学するようになったとかまた俳優渡辺 謙が白血病が治って芸能界に復帰したという風聞に接するに及んであれ、あれと違っていた次第でした。ところが12月16日テレビ朝日のニュースステーションで久米 宏より骨髓バンクのことが紹介され問題点が提起されたわけでした。

私は白血病が治るといふことは考えてもみないことであり、この病気だけは不治の病だと思ひ、いくら人間の智慧をもつてしても克服することのできない病の一つだと思つておりました。このたび、その道の専門家に尋ねてみますと適応症があり、100パーセントよいというものではないということです。しかしながら、その何10パーセントの確率でもよいというのであれば今までの不治の病から格段の進歩であると判断するわけです。

顧りみますれば、原爆被爆者と白血病とは密接不可分の関係があり、この46年間私どもの脳裡から瞬時たりとも消え去ることのできない死の影であったと思ひます。このような心情を非

被爆者にとつては、理解できないことでしょうか……。

この朗報は私どもが宿願とする被爆者援護法成立のニュースよりも更に価値あるものと信ずるところです。

このような事情ですので骨髓バンクの提供する人達を募り、また、この方面における施設の整備、スタッフの養成に私どもがいくらかのお手伝いをする事を念願におき世の人々のご理解とご協力をお願いする次第です。

平成3年12月18日

呼掛人

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀勝一

賛同人

| 氏名     | 役職名               |
|--------|-------------------|
| 小川 雄一郎 | 長崎新聞社長            |
| 松田 晴一  | 長崎商工会議所会頭         |
| 萩 雄二   | 連合長崎会長            |
| 川野 浩一  | 長崎県評センター議長        |
| 三丸 正紀  | 長崎県中立労連議長         |
| 緒方 安雄  | 三菱重工労働組合長崎支部執行委員長 |
| 今村 臣正  | 長崎県医師会長           |
| 藤田 長利  | 長崎原爆病院長           |
| 深堀 勝一  | 長崎県被爆者手帳友の会会長     |

# 骨髓バンク推進長崎県民会議規約(案)

**第一条** 本会を骨髓バンク推進長崎県民会議と呼び、事務所を長崎市坂本町8の29、長崎県被爆者手帳友の会に置きま

す。

**第二条** 本会は次の事業を行います。

二、骨髓移植の正しい知識を普及することによって、骨髓移植提供者の数が一定水準に達するよう、広報活動を実践致します。

三、骨髓移植提供者がスムーズに職場、又家庭において、提件できるよう、社会環境の整備に努力すること。

また、万一事故のあった場合においても現行制度より更に最大限の補償するよう、関係機関に働きかけを致します。

四、骨髓移植事業の普及発展のために、シンポジウム、講演会等を地域社会や職場において実施致します。

五、白血病など血液疾患は、広島市、長崎市に投下された原子爆弾による被災者に多発している現実にかんがみ、その国際的な医療施設の誘致を致します。

**第三条** 本会に次の会員を募ります。

二、職場において加入する団体加入者。

三、個人において加入する個人加入者。

**第四条** 本会に次の役員をおきます。

二、会長一名、副会長二名、幹事若干名。

三、幹事は団体加入者から一名、また個人会員においてもこの事業に対して献身的な奉仕を惜しまない人においても幹事とすることが出来ます。

四、会長、副会長は幹事の互選によります。

五、幹事のなかから監査役二名をおきます。

六、役員の任期は二年とし再選を妨げない。

**第五条** 財政は次のように定めます。

二、団体加入者 万円、個人加入者 千円としていずれも年会費とします。

三、県、市、から助成金を受けることが出来ます。

四、その他有志の人から寄附を受けることが出来ます。

五、会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日とします。

**第六条** 本会則は平成4年4月1日から施行します。

## 骨髓バンク県民会議幹事

| 氏名     | 役職                | 顧問  |
|--------|-------------------|-----|
| 松田 晴一  | 長崎商工会議所会頭         | 顧問  |
| 小川 雄一郎 | 長崎新聞社長            | 会長  |
| 宮内 雪男  | 長崎県議会議長           | 副会長 |
| 萩 雄二   | 連合長崎会長            | 副会長 |
| 深堀 勝一  | 長崎県被爆者手帳友の会会長     |     |
| 川野 浩一  | 長崎県評センター議長        |     |
| 緒方 安雄  | 三菱重工労働組合長崎支部執行委員長 |     |
| 今村 臣正  | 長崎県医師会会長          |     |
| 藤田 長利  | 長崎原爆病院長           |     |
| 小池 スイ  | 長崎県婦人団体連絡協議会会長    |     |
| 田 浦 直  | 長崎県議会議員           |     |
| 山本 庄太郎 | 株式会社山庄社長          |     |
| 川原 隆   | 前労働金庫理事長          |     |
| 宇宿 マサ子 | 前長崎県議会議員          |     |
| 澤山 精次郎 | 株式会社澤山商會社長        |     |
| 山近 寛   | 前長崎県商工部長          |     |
| 森 治良   | 長崎県議会議員           |     |
| 松尾 武彦  | 前自民党県連幹事長         |     |

◎印は、監査役。

県民会議の事務所は当分の間被爆者手帳友の会事務所とする。

# 最近の被爆者手帳の現状について

会長 深堀勝一

被爆者手帳が自分にも資格があるのだから取ってくれ、と云う連絡が友の会事務所には毎日数件あつている今日この頃の事務所である。

なかには原爆によって両親、兄弟を失つて、養子になつて遠い国で生活を余儀なくされた人、また、保証人を探しても探すことが出来ず、今日まで泣寝入りしていた人、朝鮮人であつた為保証人を探すことも出来ず、あの難しい被爆者手帳申請を日本人でも書けないような申請書を書けと云われても出来なかつた人など、まことにやむを得ない事情の人もある事はあるのですが、実は社会保険の手帳があつた為、医療費が無料であつたが、この年度で職場を辞める事になつたのでこの際、被爆者手帳をと云う人や、被爆者手帳を持つ事によって医療費の無料、諸手当の交付などの恩恵がある為、被爆者手帳が急に欲しくなつた人など、このようなケースの人が非常に多くなつたのも最近の実情である。

このような話を聞くにつけても、全く虫のよい話だと思つたのですが、私どもが現在の被爆者対策を政府に求めて、35年間、雨の日も風の日もただ陳情につぐ陳情を続けていた時、この人達はむしろ私どもの運動を冷やかかな目で見ていた人がかなりいたのではなからうか……。

自分にも被爆者手帳を貰う資格があるからと云つてこられても釈然としない話である。

また、次のような話の案外多いわけである。

女の子であるので結婚に差し支えがあつてはと思ひ、被爆者手帳の申請をしなかつた。

娘も結婚して子供が何人か出来たので、この際と思つて手帳を何とかしてくれと云う話を聞くことがある。

子を持つ親の気持ちをわからないわけでもないが……。

じゃ、そのようなハンディを乗り越えて被爆者運動に参加して来た人達はどうなつてゐるのか、いづれにしても割り切ることでできない複雑な気持ちである。

昭和32年に医療法ができた時、国の予算がわずかに1億7千万円であつた。それが平成3年には一、三三二億になつてゐる。35年間の運動の結果、このようになつたのである。

我が長崎県には、そのうち五百億円が交付されているのである。何の予算が毎年長崎県に五百億交付されているものがありましようか。その意味に於ては、高田知事に対して、私が五百億円予算を取つてきているのだから、もう少し県も被爆者対策を良くしてくれんばね」と注文をつける事が、皆様よくお判りの事だと思つたのである。

今少し、県も被爆者対策に積極的に対処すべきところである。

ところが、個人に対してはどのような恩恵があつたかを試算してみると、平成3年の健康管理手当、月額二九、九三〇円で年額三三九、一六〇円となる。その他医療費の無料が平均としたら10万円はなると思つたのである。両方を合計すると45万円となるのである。これが、10年間すると四五〇万円、20年間となると九〇〇万円となる。この九〇〇万円を複利で計算すると、一、〇〇〇万円をはるかに超える金額となるのである。

被爆者手帳と云うのも、これほど価値のあるものである。

それ故に被爆地の拡大について、政府が硬いガードを取るのもこの辺にも理由のあるところであらう。

また、一方で被爆者手帳交付の事務がやかましく、しかも遅いと云われている。これは全くその通りである。

ただ考えて貰わねばならぬ事がある。医療法が施行されたのが昭和32年だから、それから実に35年となる事である。

何故、遠く申請をしなかつたかと私ども被爆者運動をしているものでも問いたしたいのである。

行政当局に於ては年月を経過すればする程、難しくなるのでやかましく云うのも無理からぬ事だと理解するのであるが、これにもいろいろ事情があるので一概に行政当局を非難するわけには行かないところである。私ども被爆者手帳友の会に於ては、ある階層の2世の人達が遺伝関係と関連のある疾病にかかつており、それ故に2世の被爆者手帳を政府に要求して、ここ数年運動を展開しているのである。

被爆者は高齢化しており、年々死亡者の数が増加しており、その分だけでも被爆2世の援護対策にまわすべきだと思つたのである。

先日、友の会事務所に次のような電話がかかつてきたのである。

私は、被爆2世の会に入会して、年八〇〇〇円で今年で二、四〇〇〇円会費を支払ってきたが、いつになったら被爆2世に手帳が貰えるようになるだろうか。もし、近々交付される事のなければ会を脱会する。”

そこで次のような事を回答したのである。

被爆2世対策も友の会としては一生懸命にやっているのではあるが、なかなか難しいところがあつて苦戦しているところだ。

ただ、今まで厚生省当局としては、被爆2世に於ては遺伝的なものはないと公言してきたが、最近に於ては私も友の会など、公の場で被爆2世のある階層に於てこのような遺伝的疾患があると追求した事もあつて、厚生省当局は現時点に於ては被爆2世の遺伝はわからないと公言するようになった事である。

その他、被爆2世については、健康診断が年一回行われている事、横浜市など、数カ所の自治体では被爆2世の医療費を無料としているところがある。

現状に於てはここまでですが、被爆者対策の中で重点的に被爆2世の医療費無料を陳情しており、この度、設立しました被爆者手帳友の会議員連盟を通じて強力に交渉を続けているところである。

最後に申し上げたいと思います。

被爆者手帳を今日のように実りあるものにするために、実に35年の歳月をかけたわけです。

被爆2世の運動を始めて3年余です。

会費二、四〇〇〇円を払って何千万円、何千万円の価値のある被爆者2世手帳が取れるような甘い世の中ではないと云っておきます。

ただ運動をしないなら、政府が喜ぶばかりです。被爆2世対策は何もしないで良いのですから。

被爆2世運動を一生懸命やって出来る可能性が何パーセント、或は何パーセントですから。

しなければ出来る可能性はゼロですから、どちらを皆様は選びますか。それは皆様にお任せ致したいと思うのである。

## チクリ、チクリ

長崎県の県民所得が全国の尻から数えて三番目だそうです。昭和三十五年頃は全国二十位だったそうです。

それは基幹産業の造船業、石炭、水産業が不振となったからである。

しかしながら当時からみると観光産業は飛躍的に発展しております。それと同時に考えてみなければならぬことは、県勢衰退はいかにも高田知事の責任のように云われますが、もっと大きなところに原因があるわけです。

それは長崎県人のもつ消極的な生きざまです。これが県民性となつて各方面に影響しているのです。

県市の役人に仕事を尋ねるとあれはいかん、これはいかんと云うばかりでどのように県民のニーズに答えられるかと云つたことはない。

これじゃあ、長崎がゴーストタウンになるのも止むを得ないことです。

私が農林省に二十二年に奉職したとき給料八百円でカッターシャツが一枚杓千円でした。

しかしながら人生意気に感んずと云つた時代でしたので残業徹夜はへっちゃらでした。

今日はどうですか。公務員さんの給料は世間からうらやまれる程沢山もらい、そして日曜、祝日など休みばかり、そして、あれはいかん、これはいかんと云つて仕事は一つもしない、した振りをして上司におべんちゃらばかり。

これからの日本は倒産したソ連のように倒産する日がやがてくることでしょう。

# 上五島の町々を訪ねて

会長 深堀 勝 一

三年程前のことですが、奈良尾支部の木村支部長が右手が不自由のことに気づいて「貴方はその手はどけんしたとね」と尋ねると「三菱造船所において戦時中怪我したとです」ええそれでは障害年金を貰っておりますか……。

このようなことで障害年金を申請することになるが、戦争が終つて既に四十数年経過してからのことですから、やつと一昨年障害年金の第三款症で交付されたのです。

私が何よりも驚いたことには、支部長でありながら、徴用工であつた人が障害年金を貰えると云うことを知らないのですから、一般の被爆者はおして知るべし、これではいかん、五島の全支部を廻つてすべての会員と私が会つてこなければと思ひ平成二年度は下五島各支部を平成三年度は上五島各支部を尋ねたわけでした。

平成三年十月十八日被爆二世の会の福島さんとともに奈留港に到着しました。

フェリーののぞき窓から波止場をみると病氣だと聞いていた前奈留支部長、木高さんと橋口支部長さんが待つておられました。島を一周して頂き、支部総会会場に行つてみると三ヶ月前障害年金の申請をした坂口悟さんの顔が見え、四十人ばかり人々が集つておられました。

私が原爆医療法、特別措置法、援護法の説明が終つたとたん又一人葛島さんと云う人が障害年金に該当するのではないかと飛び出して来ました、後日友の会本部に出向いてくるよう指示して帰りました。

十月十九日若松港につき、すぐ近くの漁協会館に行つてみる

と七〇名ばかり集つておられました。

荒木支部長が「会長さんが来ると云つたらこんな人にが集まるのやろうか」と驚いておられました。

原爆手帳で証人がいないので困つておることでしたので証明人がなくてよい場合もあるので後日友の会本部に出向くように指示して帰りました。

十月二十日午前十時上五島支部、新魚目支部の合同総会に臨みました。会場には百名以上の人があふれておりました。皆さんは私の説明に会長の話はよく判る。速く上五島町に来てもらえばよかつたと云つておられました。

ここでも、道下さんと云う障害年金の該当者を探し出すことが出来、この人も後日友の会本部に出向くように指示しました。午後二時からは有川支部に総会に出席しました。ここでは七〇名ばかり出席しておられ、高比良支部長が高齢の理由で支部長辞任を申し出られたが、今しばらくと云うことでやんわりと断りました。

ここでも被爆者手帳のことで証人がいないからと云う申出を受けました。後日友の会本部に出向くよう指示して帰りました。十月二十一日午前十時から奈良尾漁協において、奈良尾支部の総会に出席、三〇名程の全員が出席しておられました。総会が終つてから被爆者手帳を申請したいのですが証明人がいなくて困つていと云う人が二名ばかり来られました。

午後二時三泊四日の上五島めぐりを終つてフェリーに乗船したが、離島なるが故に援護の手が届かず、生活がますます苦しくなつて、過疎になつて行く現実には悲しい思いをして帰途につきました。

県政が今少し県民のことを思つて、行政を推進して行くなら県民所得が全国でしりから三番目ならんでよかつたらうにと思ひ齒がゆい思いをしました。

平成五年度

友の会会報

## 長崎県被爆者手帳友の会

会長 深 堀 勝 一

事務所 長崎市坂本一丁目八の二九

TEL ○九五八(44)九二六三・(44)六二四四

### 被爆五十周年を再来年に迎えて

会長 深 堀 勝 一

はやいものである、被爆五十周年が再来年ということです。

昭和二十年八月九日、長崎市に投下された原子爆弾によって、

私達の運動がはじまったのです。

当初は占領軍の意向を気にしながらの運動が講話條約が昭和二十六年に発効するに及んでだんだんと被爆者運動が表面に出るようになったのです。

それにはずみをつけたのか、昭和二十九年三月一日、ピキニ島における水爆実験による第五福竜丸の被災が、全世界を恐怖と驚きにふるえさせたのでした。私はその時闘病生活の五年目を迎えて病臥中であつた。

遂に人類もここまで来たかと言うことでした。

それは私が昭和二十年八月原爆被災を受けてから大村海軍病院に入院中次のことを考えていたのでした。

広島市、長崎市に投下された原子爆弾は原子爆弾としては、第一発であつて、原爆としてはひな型であろう。この後人類がこの核兵器を研究して、進歩発展するならば人類を滅亡させる兵器となるであろうと思つたからでした。

昭和三十年代に突入してから、国民世論の動向が核兵器禁止、被爆者援護という二大タイトルのもとで急速に発展して行つたのでした。

ところで当時の私は、長年の病臥の結果復職をしたとはいへ、いまだ半病人でしたがこの種の運動には多大の関心を抱いておりました。

日本政府は軍人、軍属に対して恩給法を復活しまた援護法を制定して軍人、軍属のみを重点とした施策を法制化したのでした。

それでいつの日か、私も動員学徒、女子挺身隊、徴用工に援護の手がさしのべられるものと期待していたのでした。しかしながらいつまでたつても、その気配がなかったのです。

これではいかん、いつまでたつてもこれではできないぞと思ひながら、私自身の健康を考えると、明日死んでも一つもおかしくない状態でした。

自ら会を作ろうと思つて、外海町支部長の辻原光男君に打ちあけたのでした。そして私の生涯を記念する昭和三十一年十一月十日、長崎市の農民会館において長崎県動員学徒犠牲者の会を発会させたのでした。参集したものは四十名でした。

# 本会のあゆみ

この創立総会に出席したもののうち現在生きているものは辻原光男、村崎圭子、磯田泰子と私の四名です。その後動員学徒の会は援護法をかちとり、当初私ども執行部が目標としたところの二〇〇パーセントをかちとり今日に及んでいるわけです。その後私どもは一般被爆者の要望にこたえて、昭和四十二年六月十八日、長崎県被爆者手帳友の会を発足させたのでした。ご承知のとおり友の会はまるでバイバイゲームをみるようなス皮ードで今日みるような成果をあげたのでした。

かえりみますと、まづ医療費の無料、諸手当の交付、被爆地区の拡大、原爆病院の建設。原爆特養「かめだけ」の開設など成果を得ることができました。ところが中曾根政権の発足以来、福祉政策は削られ軍拡に走り出したのでした。

その為に私どもの運動も胸つき八丁で停滞して今日のような状況となっております。

私は去る三月二十五日に厚生省に対して政府は戦争被害は国民ひとしく受けたのであって、受忍するべしと言う態度であるが、私どもは受忍すべきものは受忍するが、それは一過性のものであって原爆被爆のように後遺症が次の世代まで及ぶものは、政府として援護をすべきだと申し入れ、黒い雨を含む被爆地域の拡大、被爆二世対策を施策するよう申し入れに行ったのでした。

私ども執行部としては、最後の戦いと思っておりますので会員の皆様方の格別なるご協力をお願いする次第です。

## 昭和三十一年十一月十日

昭和三十一年十一月十日

(本会の母体長崎県動員学徒犠牲者の会発足)

- 予算額 老億七千万円
- 原子爆弾被爆者の医療に関する法律
- 一、原爆疾病の医療に関する法律
- 一、健康診断の実施
- 一、被爆者健康手帳の交付

## 昭和三十三年

予算額 二億円

- 持別被爆者制度の創設

- 医療制度の創設

医療手当の創設 月二、〇〇〇円

## 昭和三十七年度

予算額 一〇億円

- 特別被爆者の被爆範囲の拡大

## ●被爆者手帳友の会発足

## 昭和四十三年

予算額 四五億円

- 特別措置の制度
- 特別手当 一〇、〇〇〇円
- 健康管理手当 三、〇〇〇円
- 医療手当 五、〇〇〇円

2K~3K

## 昭和四十年

予算額 一八億円

- 医療手当の増額
- 特別被爆者の範囲拡大
- 入市者の一部
- 放射能濃厚地区

## 昭和四十一年

予算額 二三億円

- 特別被爆者の範囲拡大
- 新中川町を加入

## 昭和四十二年

予算額 二八億円

- 医療手当の増額 月三、四〇〇円
- (昭和四十二年六月十八日)

会 護 手 当 日 額 三〇〇円

## 昭和四十四年度

予算額 六〇億円

- 葬祭料の創設
- 特別被爆者の死亡した場合 一〇、〇〇〇円支給

# 本会の主なる事業日程

H・4・4・1 茂里町ハートセンター開所式

4・11 友の会創立三周年記念祝賀会

4・16 県市被爆者団体連合協議会

4・18 全国被爆二世交流大会

4・28 被爆地区是正協議会

5・2 平成四年度支部代表者大会

5・12 被爆者援護法の制定を求める国会行動へ参加

5・23 長崎西彼連合支部発会式

5・30 骨髓バンク推進長崎県民会議結成大会

6・19 原対協理事會

6・25 援護法学習會

7・6 原水禁拡大理事會

7・8 かめだけホーム創立十二周年記念祝賀會

7・18 P K O 法についての討論集會

7・29 西彼連合支部総會

7・29 原水禁実行委員会

8・7 北朝鮮朴さん原爆病院入院

8・9 平和祈念式典

8・9 友の会追弔慰霊祭

8・14 西海町松尾千代子さん弔問

8・19 第二回核被害者世界大会結団式

9・9 かめだけホーム敬老祝賀會

9・14 東彼連合結成について打ち合わせ

9・30 初村、第五会平和賞

藤田、特別功労者賞先生退任祝い

## 昭和四十五年度

予算額 七一億円

・各種手当の所得制限の緩和

二九、〇〇〇円  
介護手当の増額 一〇、〇〇〇円

## 昭和四十六年度

予算額 八六億円

・健康管理手当の支給対象者の拡大  
60才以上

特別被爆地域の範囲拡大

## 昭和四十七年度

予算額 一一五億円

・健康管理手当の支給対象者の拡大  
55才以上

・諸手当の増額及び所得制限の緩和

・特別被爆者の範囲の拡大

## 昭和四十八年度

予算額 一三三億円

・健康管理手当支給対象者の拡大  
50才以上

・手当の増額及び所得制限の緩和

・特別被爆者の範囲の拡大

## 昭和四十九年

予算額 一五五億円

●被爆者手帳の一本化

・各種手当の増額

・健康管理手当 七、五〇〇円

・特別手当 一五、〇〇〇円

・医療手当 七、五〇〇円

・(新)・治療した者 七、五〇〇円

・葬祭料 二二、〇〇〇円

・時津、長与の直接被爆地指定

## 昭和五十年

予算額 一二五億円

●保健手当の新設 六、〇〇〇円

●家族介護手当の新設 四、〇〇〇円

・各種手当の増額

・特別手当 二四、〇〇〇円

・治療した者 一二、〇〇〇円

・医療手当 一四、〇〇〇円

・健康管理手当 一一、〇〇〇円

・介護手当 一三、〇〇〇円

●年令制限の撤廃

・所得制限の緩和 一一七、五〇〇円  
(六月より)

・葬祭料 二二、〇〇〇円

## 昭和五十一年度

予算額 一三九億円

・所得制限の緩和 一八三、八〇〇円

・各種手当の増額

## 昭和五十二年

予算額 一四三六億円

|    |    |                       |
|----|----|-----------------------|
| 10 | 5  | 島原・深江へ災害見舞い           |
| 10 | 16 | 第二次核被害者世界大会報告会        |
| 10 | 26 | 政府国会陳情                |
| 11 | 6  | かめだけホーム慰霊碑竣工式         |
| 11 | 10 | 被爆地区是正協議会             |
| 11 | 25 | プルトニウムの海上輸送に関するシンポジウム |
| 11 | 28 | 連合支部第一回連絡協議会          |
| 12 | 4  | 諫早北高連合支部総会            |
| 12 | 8  | 平和祈願集会                |
| 12 | 8  | 友の会長崎地区忘年会            |
| 12 | 12 | 骨髓バンク事業一周年記念全国大会      |
| 12 | 24 | かめだけホームクリスマスパーティー     |
| H  | 5  | あかつき丸入港抗議集会           |
| 1  | 5  | 新年宴会                  |
| 1  | 13 | 原爆病院運営委員会             |
| 1  | 15 | 「モービルベイ」入港抗議集会        |
| 1  | 20 | 鐘ヶ江管一さんを励ます会          |
| 1  | 26 | 平和公園聖域化検討委員会          |
| 2  | 13 | 故吉田源平様七七忌法要           |
| 2  | 26 | 県政を語る有志懇談会            |
| 3  | 10 | 被爆二世問題懇談会             |
| 3  | 18 | 川棚岩永清三支部長葬儀           |
| 3  | 20 | 黒崎支部総会                |
| 3  | 23 | 政府国会陳情                |
| 3  | 25 | 原対協職業補導所修了式           |

- 各種手当の増額
- 所得制限の緩和

### 昭和五十三年度

- 予算額 五三九億三千万円
- 各種手当の増額
- 所得制限の緩和

### 昭和五十四年度

- 予算額 六六三億七千万円
- 各種手当の増額
- 特別手当
- 健康管理手当 六〇、〇〇〇円
- 特別養護ホーム 二〇、〇〇〇円

- 「かめだけ」建設費計上
- 二世健康診断実施

### 昭和五十五年度

- 予算額 八三九億円
- 各種手当の増額
- 所得制限の緩和
- 原爆病院移転改築費決定
- 特別養護ホーム
- 「かめだけ」落成

### 昭和五十六年度

- 予算額 九五五億円
- 医療特別手当の新設
- 認定患者の所得制限撤廃
- 近距離被爆者のうち、ケロイド、身体傷害者、孤老に対する保健手当加算新設
- 各種手当の増額
- 移転改築の新原爆病院の着工
- 特養「かめだけ」満床

### 昭和五十七年度

- 予算額 九九一億円
- 医療特別手当 一〇二、四〇〇円
- 健康管理手当 二五、一〇〇円
- 保健手当 一二、六〇〇円
- 原爆病院医療器具 九、〇〇〇万円

### 昭和五十八年度

- 諸手当の前年度なみ
- 所得制限 六九八、一〇〇円
- 老人保健法による七〇才以上の被爆者の一部有料制限を阻止

### 昭和五十九年度

- 予算額 九九一億円
- 医療特別手当 一〇四、四〇〇円
- 健康管理手当 二五、六〇〇円
- 所得制限 七九二、三〇〇円

### 昭和六十年度

- 予算額 一、〇九二億円
- 医療特別手当 一〇八、〇〇〇円
- 健康管理手当 二六、五〇〇円
- 所得制限 八一、七〇〇円

### 昭和六十一年度

- 予算額 一、〇九二億円
- 医療特別手当 一一〇、八〇〇円
- 健康管理手当 二七、二〇〇円

### 昭和六十二年度

- 予算額 一、一六九億円
- 癌の集団検診 一一億四千万円
- その他、諸手当少額アップ

## 改正された特別措置法

| 種 目     | 改 正 額           | 現 行 額           | 備 考    |
|---------|-----------------|-----------------|--------|
| 医療特別手当  | 127,970         | 125,890         | 平成5年4月 |
| 特別手当    | 47,160          | 46,390          | 〃      |
| 健康管理手当  | 31,440          | 30,930          | 〃      |
| 保健手当    | 15,720          | 15,460          | 〃      |
| 〃 (加算分) | 31,440          | 30,930          | 〃      |
| 家族介護手当  | 20,120          | 19,770          | 〃      |
| 介護手当    | 101,030         | 98,100          | 〃      |
| 葬 祭 料   | 142,000         | 140,000         | 〃      |
| 総 予 算 額 | 平成5年度<br>1,396億 | 平成4年度<br>1,364億 |        |

## 平成4年度決算書

自 平成4年4月1日  
至 平成5年3月31日

長崎県被爆者手帳友の会

| 取 入 の 部  |            |     | 支 出 の 部  |            |                |
|----------|------------|-----|----------|------------|----------------|
| 科 目      | 金 額        | 備 考 | 科 目      | 金 額        | 備 考            |
| 前年度繰越金   | 5,064,134  |     | 人件費      | 4,452,306  |                |
| 会費       | 23,597,900 |     | 陳情旅費     | 516,010    |                |
| 二、三世会費   | 4,016,800  |     | 普通旅費     | 3,445,446  |                |
| 助成金      | 1,355,000  |     | 交通費      | 1,408,870  |                |
| 寄付金      | 290,000    |     | 食料費      | 411,712    |                |
| 雑収入      | 1,568,464  |     | 印刷費      | 2,098,020  |                |
| 福祉施設建設基金 | 15,000,000 |     | 通信費      | 1,118,962  |                |
|          |            |     | 会議費      | 3,958,670  |                |
|          |            |     | 事務用品費    | 326,216    |                |
|          |            |     | 備品、消耗品費  | 223,478    |                |
|          |            |     | 事務所借料    | 360,000    |                |
|          |            |     | 慶弔交際費    | 2,771,535  |                |
|          |            |     | 雑費       | 645,806    |                |
|          |            |     | 水道、光熱費   | 192,656    |                |
|          |            |     | クルマ関係費   | 1,544,511  |                |
|          |            |     | 振替手数料    | 65,760     |                |
|          |            |     | 二世還元費    | 999,800    |                |
|          |            |     | 功労者記念品   | 391,465    |                |
|          |            |     | 連合支部預託金  | 600,000    |                |
|          |            |     | 被爆者連帯集會費 | 100,000    |                |
|          |            |     | 福祉施設建設基金 | 20,000,000 | 平成4年度分500万追加して |
|          |            |     | 次年度繰越金   | 5,261,075  |                |
| 合 計      | 50,892,298 |     | 合 計      | 50,892,298 |                |

平成三年度  
予算額 一、三三二億円  
健康管理手当 二九、九六〇円  
介護手当最高限度 九四、五〇〇円

平成五年度  
予算額 一、三九六億円

## 平成五年度運動方針（案）

- 一、黒い雨を含む爆心地から半径十二キロまで被爆地域を拡大すること。
- 一、被爆二、三世に対して医療費を国庫負担にすること。
- 一、高齢被爆者対策として、県央地区に特養ホームを建設すること。
- 一、近距離被爆者、若年時被爆者に対して援護対策の充実・強化すること。
- 一、白血病患者のための骨髓バンク推進事業に協力すること。
- 一、ガンを追放するため、シイタケ、緑黄野菜をできるだけ摂取すること。

### 解説

平成五年となり、ふり返ってみると原爆被災後四十八年の歳月を過ぎたこととなります。

私ども被爆者運動を推進しているものとして何か大昔のごとの後始末のために運動しているようで、変な気持ちになることがたまたまあります。

正直云って、日露戦争の後始末をやっているのではないかと錯覚を起こすことがあるが、それ程までに私達の運動がむずか

しいと云えるのではないかと思います。

あの中曽根政権以来、私どもの運動もさっぱりと云っても過言ではないと思います。

あの悪名高き慰安婦、強制連行の問題など未だに解決してないのです。

日本政府は直ちにやらねばならぬ戦後処理の問題を解決して、政治に信頼を回復してもらいたいものです。



# 平成5年度予算書

自 平成5年4月1日  
至 平成6年3月31日

| 収入の部     |            |                 | 支出の部      |            |              |
|----------|------------|-----------------|-----------|------------|--------------|
| 科目       | 金額         | 備考              | 科目        | 金額         | 備考           |
| 前年度繰越金   | 5,261,075  |                 | 人件費       | 4,890,000  | 人件費2名ならびにパート |
| 福祉施設建設基金 | 20,000,000 |                 | 陳情旅費      | 2,080,000  | @13万×16人     |
| 会費       | 15,600,000 | @1,300×12,000世帯 | 普通旅費      | 3,000,000  | 25万×12ヶ月     |
| 二世会費     | 5,400,000  | @900×6,000世帯    | 交通費       | 2,160,000  | ハイヤー代、職員交通費  |
| 助成金      | 1,300,000  | 県、市などから         | 印刷費       | 1,920,000  | 会報など         |
| 寄付金      | 500,000    |                 | 食糧費       | 600,000    |              |
| 雑収入      | 750,000    | 受取利息他           | 会議費       | 1,500,000  | 忘年会、連絡協会議    |
|          |            |                 | 還元金       | 1,200,000  | 2世@200×600   |
|          |            |                 | 慶弔交際費     | 1,800,000  | 15×12ヶ月      |
|          |            |                 | 雑費        | 600,000    | 5万×12ヶ月      |
|          |            |                 | 光熱、水道費    | 240,000    |              |
|          |            |                 | 福祉施設建設基金  | 20,000,000 |              |
|          |            |                 | 福祉施設基金繰出金 | 4,000,000  | 平成5年度分       |
|          |            |                 | 振替手数料     | 100,000    |              |
|          |            |                 | 予備費       | 4,721,075  |              |
| 合計       | 48,811,075 |                 | 合計        | 48,811,075 |              |

## チクリ、チクリ

それはたしか、昭和五十七年七月二十八日のことだと思います。皆様方ご承知のとおり、長崎大水害は七月二十五日のことだったからです。

私が住む矢上町では、日見トンネル周辺の国道がズタズタとなって、長崎市に出る方法と言ったら、鉄道しかなかったのです。ところが多数の人が、鉄道に押し寄せた関係で列車が満員となって積み残しが出る程でした。我が家の水道、電気、電話も駄目となってどこにも連絡する術がなく困り果てていました。四日目にして、やっと電話が復旧したのですぐに初村滝一郎参議（当時は労働大臣）に電話したのでした。初村先生いわく、「おお生きとったか、私も水害の翌日、矢上空をヘリコプターで飛んで深堀君生きとるとやろうかと思った、臨時列車の件わかった。今から運輸大臣と相談するから」と電話を切ったのでした。

それから三時間後の午後四時頃でした。初村先生から「臨時列車を上り、四本、下り、五本を出すことになった。時間割はあとで長崎駅長と話をつめることとなっているから」このような電話でした。

私はこのことを自慢話として、世の人に知らしめようと思っ

てはいない、どうして長崎駅長が上司に連絡してこのような処置をとらなかつたかと言うことです。

当時のこととて長崎駅長も忙殺されていたことでしょうか……。役所組織のタテワリ行政、上司には進言することもできず、ただ言うことは、イエス、マンのみ又はベンチャラのみこのようなきことが、役所が活力を失い住民の意思を吸い上げることができない最大の原因ではなからうか……。高田県政も三期となり、佐藤県政の末期のような状態だと言う人もあるが私は、佐藤県政をよく知っているが高田県政にはもつと弊害がでていると思う、それは何故か、高田さんは共産党と一対一で三回戦争をされたわけで激しい選挙をしてないわけです。

激しい苦しい選挙をしてこそはじめて政治家となるからです。それは人間のもつ裏を選挙で知るからです。ですから、高田県政に仕えるもの、ベンチャラばかり、言う人が多く、切腹を覚悟して苦言を言うサムライがいらないからです。だから県民所得が尻から二番目となっているのでは……。

あの金丸さんを見てごらんなさい拘置所から出てくるときは、迎える人は、誰もおらず、病院とて後難を恐れて受け入れるところがなかったと聞いております。それまでは金丸さんを訪ねて、甘い汁を吸った人はごまんといえるはず。もし私が金丸さんの側近としていたならば「金丸ヂイさん、そんなに金をためて何にするんですか、死んでから金の一円もメイドに持って

行かれんとい」と言ったことでしょうか。

私も動員学徒の会、原爆ホームかめだけ、友の会を何十年の間とりしきってきた関係で、正論、苦言、直言を言ってくれる人はありがたいものと思っております。トップとして気がつかないところも多くあるわけです。それに較べておベンチャラを言う人は危険な人で後日悪い事した人は、この種類の人間でした。又言わなければならないことを言わない人も信頼できないと思っております。

かつて田中角栄さんが巢鴨拘置所を出られたとき、私が尊敬する、田口長治郎参議院議員と、もうひとりの国会議員一名が、拘置所の門前で角さんを迎えたときは、さすがに田口長治郎と私は手を叩いて喜んだことを今もよくおぼえています。

昔は傾城と言って、あそび女が城を倒すと言われていたが、今はおベンチャラが城を倒す時代となっているので権力者の方々、ご注意なさって下さい。



# かくして晩発性原爆死の

## 遺族給与金はかちとった!!

戦傷病者、戦没者遺族等援護法によれば原爆による急性放射能症は、これは原爆被爆による影響だとして、弔慰金、遺族給与金を動員学徒、女子挺身隊、徴用工、警防団、消防団に支給してしました。

ところが原爆被爆後、四十数年たって近距離被爆者（爆心地から二キロ以内の直接被爆者）の癌、白血病にかかって死亡するものが数多く見られたのでした。私は、この人達の遺族に接するたびに「原爆により早期に死亡したものは遺族給与を支給しているがおそく死亡したものには遺族給与金を交付しないのは不公平ではないか、現在の国際放射線医学会ならびに原爆後障害シンポなどによる研究発表によれば、近距離被爆者の晩発性疾患のうち、白血病、癌の罹患は原爆によるものだと多数意見となっている、また援護法の施行の推移を見れば、若し私が担当事務官であれば、上司に対して原爆による疾病と認めるべきであると進言することでしょう」ですから私にだまされたいと思って提出して下さいと……。

これに対して県、市当局はこれは原爆死と認めないでしょうと、申請書を厚生省に提出するのをしぶった。私はこの件につ

いて、県、市当局は勝手に見解を述べずに厚生省に進達してみて下さいと迫った。

それから一年半ばかりたったある日のこと事務所を訪ねて来たご婦人があった「あれがとおりましたね、昨日厚生省より遺族給与金を交付すると通知が来ました」私は思わず「とおったか、あれがやっぱり厚生省は良心的だったね」

私も友の会では、かねがね、厚生省の役人は親切でしかもよく勉強していると上京陳情組とともに評価していたのでした。それに較べて県・市の役人は勉強をひとつもしないで、おいて、しかも横平だ……。

以上のような持論で晩発性の原爆死に対して遺族給与金をかちとったのでした。

現在までに遺族給与金の交付された人は、

| 現住所  | 遺族氏名  | 身分   |
|------|-------|------|
| 長崎市  | 永田美智子 | 動員学徒 |
| 長崎市  | 川原きくえ | 徴用工  |
| 長崎市  | 犬山ヒサ  | 徴用工  |
| 長崎市  | 藤原タケ  | 徴用工  |
| 北有馬町 | 野村はる子 | 徴用工  |
| 平戸市  | ふみえ   | 徴用工  |
| 長崎市  | ユキ    | 動員学徒 |

# 被爆者健康教室テキスト

とき 平成五年一月十四日(木) 13時30分

ところ 長崎市勤労福祉会館

長崎県被爆者手帳友の会

一、シイタケの効用について

昭和五十年原爆病院副院長兼内科部長、安日晋先生が食道癌で亡くなりました。そのとき病床において「丸山ワクチンは効果なかったが、サルノコシカケを粉末にして鼻腔食をとったが、一週間に1kg、五週間に5kg体重が増えた。サルノコシカケが癌に効くようです。」と話されておりました。

そこで友の会としては、サルノコシカケは希少作物ですので大量に購入することが出来ないのです。サルノコシカケがキノコならシイタケもキノコだからシイタケも癌に効くのではないかと思ひ、シイタケを食べることとしました。当時は被爆者に癌が大量に発生したときのこと、何とかして癌の発生を防止せねばならんと思つていたのでした。

友の会として「シイタケを食べ癌を追放する会」を昭和五十八年十一月発会して、運動を初めて五年経過した昭和六十二年十月その総括をしました。癌死亡者一名と云う好成绩でした。しかしながら、癌死亡者一名はその当時から他の要因ではなかったかと思われていたが、その後詳しく調査したところ、やはり他の要因だと断定することにしました。したがって、一三二名の会員中、癌死亡者ゼロと云うこととなりまりました。

最近の日本テレビでも、みのもんだ司会の健康教室においても、シイタケは癌・高血圧を下げる効用があると報道されてきました。私どもが十年前発表したことが、現在各方面において確認されております。

また最近において、癌の防止によいのではないかと云われております緑黄野菜においても、本会においてできるだけ摂取するように進めております。「人参、トマト、ピーマン、カツオナ、ホーレン草、大根葉、タカナ、カボチャ、ネギ等です。」

煙草を吸う人のそばにいるばかりに、年間三千人の人が死ぬと報じた新聞がありました。これなどは立派な殺人罪になると思います。(アメリカの場合)

とにかく他人様に迷惑をかけることをモラルとして大切にすべきことだと思ひます。

二、骨格を強くするために魚介類(煮干し、チリメンジャコ)を食べよう。

最近よく聞くことのある骨粗鬆症です。骨がもろくなって、骨折など病気にかかりやすい体質になっているそうです。整形外科医の話によりますと、この原因は魚介類(煮干し、チリメンジャコ)の摂取がすくなくて、そのうえにジュースなど甘いものを食べることが大きな要因となっているそうです。これを防ぐために魚介類をつとめて食べ、また日光に当たり適切な運動をすることだそうです。最近の子供が非常に骨がもろいといわれていますが、これはジュースなど甘いものゝとすぎで大人の場合と同じ原因だそうです。ジュースなどは砂糖の成分が多く、まるで砂糖水だそうです。

そこで日本の家庭においては、朝の味噌汁は常識となつて

いるので、味噌汁のダシとして煮干しを常用しているところに着目して、ダシをだした後はそのまま食べることと致しましょう。

また、いわしの蒲鉾などは骨ごと蒲鉾となっているので、この種の蒲鉾を食べることにするとカルシウムの摂取が促進するので、これをおすすめ致します。

なお、薬などでカルシウム剤を飲むことは出来るだけさけて、食物から取るようにして頂きたい。それと同時に日光に当たり適度な運動をすることも必要だそうです。

癌の発生のメカニズムと云われているものは、いろいろ指摘されているが、私どもはその元兇といわれているものを出来るだけ遠ざけることが必要だと思います。

アメリカ人と日本人との癌の発病率が日本人が半分とも云われているが、この原因の中に、日本人がお茶を飲むからではないかとも云われています。その中で緑茶がよいと思いません。最近では自動販売機で緑茶が売られているので、できるかぎりこれを飲むことがよいことだと思います。

次に、現在乾燥シイタケは電気乾燥機で乾燥している関係で、食用に使用する前に天日に二時間程乾燥して使用すると、ビタミンDを増やすことになるので、天日に乾燥する必要がありません。ビタミンDは骨格を守る為に必要な物質ですので、現代の人達にはともすれば欠如しており、特に子供はジュースなど甘いものを必要以上摂取しているので、骨格が非常に弱いと云われております。

いまひとつ癌の予防として、癌と疲労との関係に注目すべきと思います。私どもは日頃非常に疲れて癌で亡くなられた方を多数知っております。それは疲労すると免疫が低下して

病気が昂進するのは素人でも分かる理屈であると思えます。ですから疲れた場合は、休養を十分にとり、それからまた仕事をすると云ったパターンをとればよいので、とにかく疲労をたい積させることがすべての病気の要因となると思います。

### ◎ 煙草と癌の因果関係について

煙草と肺癌との関係は既に定説となっているが、他の癌についても決して無関係なものと思いません。数年前、上京陳情したおり、さくらの個室寝台に（四人一組）に乗って多良見東の森隆二さんと上京したことがあります。そのとき森さんが三十本ばかり煙草を吸うので、私も煙草を吸わない三人組は困り果てて「貴方はいまに癌にかかるとぞ」苦言とも冗談ともつかないことを言ったことがあったのでした。ところがそれから半年後、森さんが胃癌にかかり私もお見舞いに参上したのですが、肺に良くないのに他の臓器によい筈はないと思えます。

健康を守る為に煙草を止めることにしましょう。

### 三、海藻類（コンブ、ワカメ、ヒジキ）を食べましょう

日本人が世界一の長寿国となった原因のひとつが、海藻類を食べるからと云う学者もいるわけで、日本は周囲を海に囲まれていて比較的簡単に海の幸を得る機会があることは云うまでもないことで、この恵まれた環境を最大限利用したいと思えます。

海藻類を多量に摂取することによって血管を強くすることができ、高血圧・心筋梗塞など成人病のトップランクに位置する疾病を予防することは喜ばしかりで、日本では海藻類が安価で入手出来ることが何よりです。

# 吉田源平さん逝去さる

## 弔 辞

私と吉田さんが知り合ったのが昭和三十三年でした。私はその前年に動員学徒の国家補償を要求して、長崎県動員学徒犠牲者の会を設立してしばらくのことでした。会の役員から脇岬に吉田源平という真面目な人がいると報告を聞いていたからでした。

幸いにも動員学徒の会は、援護法制定を成し遂げて、この種の運動のパイオニアとして長崎県政界に大きな波紋を投げかけることとなりました。動員学徒の運動の成功を成し遂げた会には、未だに何の補償も勝ち取れない一般の原爆被災者の問題が持ち込まれたわけでした。やむを得ず私が引き受けるところとなり、昭和四十二年六月十八日、長崎市青少年センターの一隅に、動員学徒の有志八十有余名が参集して、ここに長崎県被爆者手帳友の会を発足させたのでした。

昭和四十三年一月十八日、野母崎公民館において、野母崎支部の発足を見て、初代支部長として吉田さんが就任されたのでした。それから友の会は、医療費の国庫負担をはじめ諸手当を被爆者全員に勝ち取り、原爆病院、原爆ホームかめだけの建設など、画期的な事業を成功させることが出来たのでした。

今日、長崎県に交付されている被爆者対策費は年間五百億という巨額に達しております。何がこのような巨額な予算を長崎県にもたらしている事業がありますでしょうか。この間、吉田さんは友の会の副会長をつとめ、その鋭いセンスと高邁なる理想をもって、友の会の幾多の事業に参画されました。

皆様方は、吉田さんが被爆者手帳を持っていないことをご存知でしょうか。被爆者でもない人が被爆者のお世話を、実に三十六年の長きに亘り奉仕された人生を、私どもは被爆者運動の鏡として尊敬してきたのでした。ああ又、明治大正のサムライがひとりこの世を去って行く、何たる悲しみでしょうか。ともすれば私利私欲にあけくれている日本人、世の末という今日、吉田さんを亡くした私どもの悲しみはいくら追慕してもかえることのできない悲しい現実です。

どうか 安らかにお眠り下さい 吉田源平さん

平成五年一月三日

長崎県動員学徒犠牲者の会会長  
長崎県被爆者手帳友の会会長  
財団法人 被爆者福祉会理事長

深堀 勝一

# チクリ、チクリ

長崎新幹線に思う

私は去る三月下旬、上京して、国会議員ならびに秘書と雑談を交わすことができました。その際長崎新幹線に話題が及んだのですが、長崎新幹線の実現は二十年後のことであり私どもの生きている間にはきそうにもないとのことで笑い話になりました。

考えてみれば長崎新幹線は構想が打ち出されて二十年近くの歳月が既に流れていることを考えてみれば日暮れて道遠しの感を抱くところです。

ところで東京・博多をのぞみに乗車して、復路についたのですが、博多・長崎間のかもめに乗車したところ、かもめの車体も悪く特急とは名ばかりで、至るところに停車してまるでリヤカーに乗ったような気持ちでした。

思うに長崎新幹線が二十年後ともなれば、その間の博多、長崎間をどのようにしたらよいか、それには現在のかもめが最短時間一時間五十分と云われており、これを複線化すれば更に三十分短縮することが出来るとも云われております。

博多、長崎間が一時間二十分、博多、佐世保間一時間十分と云うことになれば何も長崎に新幹線を誘致するメリットはない

のではなからうか……。

しかも、長崎県民の世論を二分してまでも、その上に新幹線が来れば在来線の廃止も予定されるので、長崎県民の利益を考えるとれば慎重に対処する必要があると思います。

長崎市坂本町一丁目八一―二九

団体役員 六五才 深堀勝一



# のお知らせ

て、原爆被爆者に下記のような手当が支給されます。

| 所得税額による制限                               | 申請に必要な書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 所得制限撤廃                                  | (共通のもの)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税変更<br>3,473,200円までの人 | ① 世帯全員の住民票の写し<br>(住民票とう本)<br>住民登録をしている市役所又は支所で請求して下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ① 特別手当認定申請書<br>② 診断書(特別手当用)<br>● 指定医療機関で診断してもらうこと。             |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>3,473,200円までの人 | ② 申請者、配偶者又は生計を維持する扶養義務者の前年分の所得税額を証明する書類<br><div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     1月から3月までに申請する人は前々年分、4月申請する人は前々年分と前年分を提出のこと                 </div><br>(1) 会社等に勤めている人は、勤務先の交付する給与源泉徴収票<br>(2) 自営業など事業主は、確定申告の写し又は税務署の納税証明書<br>(3) その他市民税申告受付票、年金証書など所得を証明できるもの(長崎市のみ)<br>(4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明書が必要です。<br>(但し合算はしない) | ① 健康管理手当認定申請書<br>② 診断書(健康管理手当用)<br>● かかりつけの病院などで診断してもらうこと。     |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>3,473,200円までの人 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ① 医療手当支給申請書                                                    |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>3,473,200円までの人 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ① 医療手当支給申請書<br>② 認定医療証明書<br>● 指定医療機関で証明してもらうこと。                |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>3,473,200円までの人 | ③ 被爆者健康手帳                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ① 介護手当支給申請書<br>② 診断書(介護手当用)<br>③ 介護料の支払いを証する書類(領収書)            |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>3,473,200円までの人 | ④ 印かん                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ① 介護手当支給申請書<br>② 診断書<br>③ 介護申立書                                |
| 所得制限はありません。                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ① 葬祭料支給申請書<br>② 死亡診断書又は死体検案書<br>③ 死亡した被爆者の住民票の抄本または消除された住民票の写し |

(平成5年度改正)  
**原爆特別措置法による被爆者援護**  
「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」によつ

| 種 別           | 支 給 対 象 と な る 人                                                                                                                                                                                                                                                                              |                      | 支 給 金 額                       |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------|
| 医 療<br>特別手当   | 負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生大臣の認定を受けたもの(認定患者)のうち、現在も認定を受けた負傷又は疾病の状態にある人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                  |                      | 4月から<br>月額 127,970円           |
| 特別手当          | 上記の認定を受けたことのある人で現に治ゆ等により当該認定に係る負傷又は、疾病の状態でない人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                        |                      | 4月から<br>月額 47,160円            |
| 健康管理<br>手 当   | 原爆被爆者で次の疾病にかかっている人に支給されます。<br>(手当の支給される病気)<br>1 造血機能障害 貧血症・白血病など<br>2 肝臓機能 〃 悪性肝炎・ビールス性肝炎を除く<br>3 細胞増殖機能障害 悪性新生物(がん等)<br>4 内分泌腺 〃 糖尿病など<br>5 脳血管 〃 脳出血など<br>6 循環器 〃 高血圧性心疾患・慢性虚血性心疾患<br>7 腎臓 〃 慢性腎炎・ネフローゼなど<br>8 視機能 〃 白内障(先天性を除く)<br>9 呼吸器 〃 肺気腫など<br>10 運動器 〃 変形性関節症など<br>11 消化器 〃 潰瘍の伴うもの |                      | 4月から<br>月額 31,440円            |
| 保健手当          |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                      | 4月から<br>月額 15,720円            |
| 保健手当<br>(加算分) | 1. 3級以上の身障者であること。<br>2. 子、孫のない70才以上のもので、ひとりで住んでいるもの。<br>3. ケロイドの人                                                                                                                                                                                                                            |                      | 4月から<br>月額 31,440円            |
| 介護手当          | 原爆被爆者で厚生大臣の定める特定の障害があるため、医者が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給されます。                                                                                                                                                                                                                                        | 介護人等を雇って介護料を支払ったとき。  | 介護日数20日以上<br>月額<br>101,030円まで |
| 家 族<br>介護手当   | 介護が必要にある人が家族から受けた場合。                                                                                                                                                                                                                                                                         |                      | 4月から<br>月額 20,090円            |
| 葬 祭 料         | 原爆被爆者が死亡した場合、その葬儀を行った人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                                               | 昭和59年9月1日以降に死亡した被爆者。 | 142,000円                      |

# 友の会平和賞の歴史

設立の趣旨

権力者にこびず、常に庶民の見方となって平和運動に実践したものの。

第一回友の会平和賞 昭和六十三年十二月二日

具 島 兼三郎氏

元長大学長

第二回友の会平和賞 平成元年十二月二日

宇都宮 徳 馬氏

前参議院議員

国際軍縮議員連盟会長

第三回友の会平和賞 平成二年十二月一日

森 滝 市 郎氏

原水禁代表委員

第四回友の会平和賞 平成三年十二月七日

杉 原 千 畝氏

元リトアニア総領事

初村滝一郎さん

初村先生は国会議員四期をされ昭和四十五年三月、参議院議員に当選され、それから平成四年七月まで二十数年の間、原爆被爆者の処遇改善、原爆病院の建設、原爆特養ホームかめだけの建設など、こと原爆に関することはすべて初村先生の手で解

決されたのでした。  
初村先生が国会議員に就任された頃には、国家の被爆者対策

費が僅かに二十八億円でした。それが平成四年度の国家予算が千三百六十六億円と、この数字が初村先生の奮闘を如実に示しているものと思います。

被爆者対策を今日ふり返って見ますと、他の戦争犠牲者に比べて私ども被爆者は一定の水準以上の援護対策が施行されているものと思います。勿論、初村先生をサポートされた白浜先生、田口長次郎先生の名前も私ども被爆者は忘れることのできない存在でした。

最後に、今後の初村先生のご健康ご健勝を祈り、第五回友の会平和賞と決定した次第です。

平成四年九月一日

長崎県被爆者手帳友の会 会長 深 堀 勝 一

前原爆病院院長 藤田長利先生

昭和三十三年、原爆病院が長崎市片瀨町の一角にベット数わずかに八十床をもってオープンすると同時に婦人科部長として勤務され、爾来三十数年ひたすらに被爆者医療に専念されました。その間、昭和五十二年十一月一日 第三代原爆病院長として懸案であった新原爆病院の建設のために東奔西走されたことは、私ども関係者の記憶に新しいところです。

新装になった新原爆病院は、九州一とも云われるような設備を誇ったものでした。このことは藤田先生の高邁なる人格が、多くの関係者を動かした源泉であったと思います。去る四月一日、藤田先生は定年を迎え、後任を迎副院長に託されました。

今後は原爆病院の名誉院長としてこれまでの経験を生かして、大所高所より原爆病院の行方を見守って頂くことになりました。私どもは藤田先生のご健康を祈り、感謝の意を表す次第です。

# 島原市前市長

## 鐘ヶ江管一さんを励ます会

鐘ヶ江さんといえば、トレードマークのひげ、私どもが幼い頃見ていた乃木大将とそっくりの姿です。

それも雲仙普賢岳の二百年ぶりの噴火がもたらした副産物だ。そうで、雲仙普賢岳の鎮火するまではひげをそらないと云った、悲壮ともいふべき決意のもとでのことでした。

しかしながら、鐘ヶ江市長ならびに住民の願いも空しく、山はまだおさまらない実態です。

折も折、鐘ヶ江市長にとっては四選目の選挙がめぐってきたのでした。ところが、強力な対立候補が、出馬声明を出すに及んで、鐘ヶ江市長としては、全国から寄せられた数々のご支援の声、また数百億円に達するカンパのことを思うと、島原市を二分した選挙は、ともすれば、泥試合と発展する可能性がある、何としてもさげねばならぬと大所高所から判断をされて、出馬を辞退するところとなりましたことは、長崎県の皆様によく知るところです。

今日、政治家のモラルが問われ、政治不信の声は頂点に達しております。政治家の出所進退が一番難しいと云われ、なかでも退くときのむずかしさはその人間のもつ品性によるところだとされております。

アメリカにおいて大統領三選禁止の憲法が定着して、アメリカの民主主義を守っているものだと思います。それに比べて日本ではどうでしょうか。八選、九選の首長がいるではありません

んか。欲の皮のつっぱている政治家を思うとき、ああ、日本には民主主義は育たないのではないかと嘆くこともしばしばです。どうですか、鐘ヶ江さんの出馬事態はまことにすがすがしいことではありませんか……。

私どもは、雲仙普賢岳災害のご苦勞と同時に、政治家鐘ヶ江さんをたたえ、ここに称賛する次第です。

平成五年一月十三日

とき 平成五年一月二十日(水) 午前十一時三十分

ところ 長崎市厚生年金会館

会費 八千円

代表者 宇宿マサ子

松尾 武彦

川原 隆

山近 寛

田中 一郎

初村 誠一

福島 満徳

山本庄太郎

辻原 光男

田浦 直

諸谷 義武

深堀 勝一

藤田 長利

矢嶋 良一

佐々木達也

澤山精次郎

米田 正利

## 「第二回核被害者世界大会に参加して」

福島 満 徳

さる九月二十日から二十五日までドイツのベルリンで開催された第二回核被害者世界大会へ日本代表団の一員として派遣させていただきますので、大会報告をさせていただきます。

私達日本代表団は、松岡信夫団長をはじめとする総勢五十八名にのほる大代表団で参加いたしました。うち、長崎からの代表団は、被爆者手帳の友の会から私と長与支部長の中島敏明さん、県労評センターの林弘子さん、県職自治労の近江則久さん、国労被爆協の大浦勝さん、長崎市現労の松田義人さん、全通中央支部の松尾一茂さん、放影県労組の林田正信さんの八名。

九月十九日、十二時三十分、成田空港発、シベリア経由でデンマークのコペンハーゲン空港、ドイツのフランクフルト空港と乗り継ぎ、目的地ベルリンに到着したのはその日の二十三日頃、日本とは七時間の時差があるので、約十八時間の空の旅という事で、到着したときは一同ほっとすると共に、疲労の色は隠せないようであった。

さて、大会は九月二十日から二十五日まで世界六十ヶ国から四百五十名の参加者を一同に会し、ベルリン市内の世界文化会館、及び旧ドイツ帝国議会議事堂で、下記のプログラムで開催

されました。

◎九月二十日 開会総会

◎九月二十一日 分科会

第一会場 テーマ

- 一、持続している軍拡競争における武器研究所の役割
- 二、全面核実験禁止にむけて
- 三、放射能は環境の要因か

第二会場 テーマ

- 一、ウラン鉱山 被害と補償
- 二、放射性廃棄物での環境破壊
- 三、核実験による放射能汚染
- 四、核拡散、パンドラの箱は開けられたのか。

第三会場 テーマ

- 一、核実験による核被爆者の報告
- 二、軍隊での核被爆者の報告
- 三、核兵器製造による核被爆者
- 四、放射能の影響について

◎九月二十二日 分科会

第一会場 テーマ

- 一、被爆しないで生きる権利

- 二、ウラン鉱山による被害者
- 三、事故による核被害者
- 四、世界反核同盟

第二会場 テーマ

- 一、旧東ドイツのウランニウム採掘
- 二、被爆許容線量に対する医学的、政治的決め方
- 三、原発は環境悪化を防げるか
- 四、東ヨーロッパにおけるエネルギー開発

◎九月二十三日 分科会

第一会場 テーマ

- 一、情報管理と人権
- 二、極東と東南アジアに於ける核の問題
- 三、核被害者の法的側面（被爆二世運動）
- 四、情報の交換と管理

第二会場 テーマ

- 一、低レベル放射能の生物的、医学的影響と相乗作用
- 二、旧ソ連の核問題について

◎九月二十四日 分科会

第一会場 テーマ

- 一、世界に拡がる核被害者

- 二、チェルノブイリ事故について
- 第二会場 テーマ

- 一、放射線被爆の治療
- 二、放射線許容線量

- 三、核選択の基礎にある哲学的問題

- 四、チェルノブイリと終わりなき被害

第三会場 テーマ

- 一、日本のプルトニウム輸送

◎九月二十五日 大会決議討論

以上の通り、大会二日目の二十一日から二十四日まで、各会場毎にさまざまなテーマの分科会が活発に開催されました。

私は大会初日、開会総会で、長崎市長のメッセージを託され、長崎市民の声として「ノーモア長崎！」を又、大会二日目には一緒に参加された、中島敏昭さんが、被爆者の声として、当時の貴重な体験を報告、平和の尊さを世界へ向って訴えました。

日本代表団は、参加者を七つの班に分け、班によって参加触分科会を決定し、全ての行動も班単位で行うこととなりましたので、全分科会参加は出来ませんでした。幸いに中嶋さんと同一班となり、主に第一会場の分科会に参加いたしました。

ウラン鉱山の採掘に従事しているカナダ先住民の苦悩、フラ

ンスの核実験によって被害を受けているタヒチ、チェルノブイリのセシウム汚染で二百三十頭ものトナカイを殺さざるをえなかったスウェーデンの放牧民の話し、日本軍から強制連行されて長崎で被爆した韓国の老婦人の話し等々、さまざまな各国からの報告がなされ、慄然とするとともに、核の脅威、各被害の深刻さを再認識させられる大会となりました。

又、日本のプルトニウム輸送に関する分科会においては、各国からさまざまな輸送反対の声が上り、国連、関係諸国に反対運動を強力に推進すべきだとのとの意見が相次いだ。

かくして、第二回核被害者世界大会は、六日間にわたって活発な意見、討論が繰り広げられ優意義裡に幕を閉じました。

おわりになりましたが、この大会に、私を日本代表団の一員として送り出していた友の会の深堀勝一会長はじめ、会員の皆様に衷心より御礼を申し上げ大会報告とさせていただきます。



長崎の鐘

## 被爆者の癌検診は 百合野病院へどうぞ

診療科目

内科、外科、婦人科、放射線科、  
リハビリ外

長崎市の北部地区ならびに時津・  
長与・琴海の友の会の皆様、ご利用  
をお待ちしております。

住所 西彼杵郡時津町

元村郷一五五の二

TEL 五七―三三六六(代)

平成六年度

友の会会報

## 長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀 勝一

事務所 長崎市坂本一丁目八の二九

TEL ○九五八(44)九二六三・(44)六二四四

### 被爆五十周年を迎えるに当たって

会長 深堀 勝一

来年で原爆が投下されて、五十周年を迎えることになりました。はやいようで又長かったような気が致します。

あの原爆を受けて、三ヶ月後、浦上原頭にたちて、廃墟と化した浦上一帯をながめたとき、戦争のもつむなしさをしみじみと感じたわけでした。どんなことがあっても、人類は戦争はしてはいけないと思った。あの原爆は初歩的なものでこれが進歩した場合は、人類を滅亡させることができるだろうと思ったのでした。

昭和三十二年、私は動員学徒の処遇を訴えるため、長崎県動員学徒犠牲者の会を設立致しました。私はそのとき五年間の闘病生活を終えて奉職していた。農林省長崎統計調査事務所に復

職して一年目のことでした。私は明日倒れても、決しておかしくない健康状態でした。まったく無謀とも言える計画であったと思います。周囲からは笑われたり、嘲られたものでした。

ところが昭和三十三年四月、動員学徒など準軍属を援護法の一部改正のかたちで処遇されることとなり、遺族・障害者に年金がささやかながらも交付されました。それから十年近くになっても、一般の被爆者はなんの恩典もなかったのです。その反面、動員学徒などは処遇が年々改善され着実な前進をとげるところとなりました。昭和四十年になって、一般被爆者の要求がさらに高まり、私はできるならば、一般被爆者で手を廻したら、その当時勤めていた、農林省を辞めることとなるので、したくはない気持ちでした。

昭和四十三年沖繩返還の実績をあげた当時の佐藤栄作首相が国会で、戦後は終つたと明言されたのでした。

そこで私どもは冗談は言うなと言って、一般の原爆被災者の運動を始める羽目となったのでした。

昭和四十二年六月十八日、長崎市青少年センターに動員学徒の有志八十名が参集して、ここに長崎県被爆者手帳友の会の発会式をあげたわけでした。

これからのことは皆さま方よくご承知のことだと思います。私が皆さま方に望むことは、残り少なき人生を有意義にしてかつ楽しい人生を送って頂くようお願いするところです。

平成五年度経過報告

本会の主なる事業日程

- H・5・4・2 友の会かめだけホームにて観桜会
- 4・12 原対協職業補導所入所式
- 4・20 県主催、原爆対策会議（ハーバーイン長崎）
- 5・12 平成五年度長崎連合支部総会（勤労福祉会館）
- 5・28 援護法国会要請行動え参加（連合本部主催）
- 6・8 原水禁実行委員会（勤労福祉会館）
- 6・11 諫早・北高連合支部、支部長会（北御門）
- 6・21 原対協理事會（セントヒル長崎）
- 6・23 政府代表に対する陳情打合せ（パークサイドホテル）
- 6・25 骨髓バンク諫早シンポジウム（諫早高城会館）
- 6・28 北松・平戸連合支部総会（平戸北部公民館）
- 7・6 かめだけホーム創立十四周年記念祝賀会
- 7・21 友の会物故者慰霊祭（平和会館）
- 7・29 故後藤藤敏郎様告別式（法倫会館）
- 8・2 第二回長崎連合支部拡大理事會（勤労福祉会館）
- 8・9 平和祈念式典・長崎の鐘慰霊碑祭
- 8・15 全国戦没者追悼式（東京、武道館）
- 8・19 西彼連合支部総会（時津万月）
- 8・25 第三回長崎連合支部拡大理事會（魚の町・日赤支社）
- 8・31 政府国会陳情（松尾和昭、福島、有木）
- 9・4 野母崎支部総会（脇岬公民館）
- 9・14 かめだけホーム敬老会

本会のあゆみ

昭和三十一年度

昭和三十一年十一月十日

（本会の母体長崎県動員  
学徒犠牲者の会発足）

- ・ 予算額 七億七千万円
- ・ 原子爆弾被爆者の医療に関する法律
- 一、原爆疾病の医療に関する法律
- 一、健康診断の実施
- 一、被爆者健康手帳の交付

昭和三十五年

予算額 二億円

- ・ 特別被爆者制度の創設
- ・ 医療制度の創設
- ・ 医療手当の創設 月二、〇〇〇円

昭和三十七年度

予算額 一〇億円

- ・ 特別被爆者の被爆範囲の拡大

昭和四十三年度

予算額 四五億円

- ・ 特別措置の制度
- ・ 特別手当 一〇、〇〇〇円
- ・ 健康管理手当 三、〇〇〇円
- ・ 医療手当 五、〇〇〇円

2K3K

昭和四十年

予算額 一八億円

- ・ 医療手当の増額
- ・ 特別被爆者の範囲拡大
- ・ 入市者の一部
- ・ 放射能濃厚地区

昭和四十一年度

予算額 二三億円

- ・ 特別被爆者の範囲拡大
- ・ 新中川町を加入

昭和四十二年

予算額 二八億円

- ・ 医療手当の増額 月三、四〇〇円  
（昭和四十二年六月十八日）

◎被爆者手帳友の会発足

介護手当 日額 三〇〇円

昭和四十四年度

予算額 六〇億円

- ・ 葬祭料の創設
- ・ 特別被爆者の死亡した場合 一〇、〇〇〇円支給

|    |    |                                |
|----|----|--------------------------------|
| 9  | 18 | 平和賞献出筈式(ペラウ共和国へ、鋤、砧石を贈る)(平和公園) |
| 9  | 22 | かめだけホーム理事会                     |
| 9  | 29 | 中国成立四十四周年祝賀パーティー(東急ホテル)        |
| 10 | 5  | 友の会連合支部会長会議(勤労福祉会館)            |
| 10 | 19 | 政府国会陳情(初村前参議、福島、神木、川原)         |
| 10 | 28 | 長崎連合支部総会(勤労福祉会館)               |
| 11 | 10 | 勤員学徒創立三十七周年記念の集い(宝来軒別館)        |
| 11 | 24 | 長崎市原爆被災資料協議会(センチュリオンホテル)       |
| 11 | 25 | 第二回連合支部会長会議(宝来軒別館)             |
| 11 | 27 | 日本新党長崎設立総会(東映ホテル)              |
| 12 | 3  | 原対協年末年始抽選会(ハートセンター)            |
| 12 | 8  | 友の会第六回平和賞授賞式並びに平成五年度忘年会        |
| 12 | 24 | かめだけホームクリスマスパーティー              |
| H  | 6  | 長崎連合支部新年宴会(宝来軒別館)              |
| 1  | 8  | 故山下直吉様告別式(法倫会館)                |
| 1  | 18 | 原爆病院運営委員会(厚生年金会館)              |
| 1  | 29 | 初村後援会幹事会(べつ甲会館)                |
| 1  | 30 | 西岡後援会政治を語る集い(市民会館文化ホール)        |
| 2  | 15 | 長崎連合支部拡大理事会(勤労福祉会館)            |
| 2  | 18 | 故小佐々八郎様告別式(法倫会館)               |
| 3  | 3  | 政府連立与党ヒヤリング(東京、国会内)            |
| 3  | 18 | 平成六年度勤員学徒定期総会(宝来軒別館)           |
| 3  | 25 | 原対協職業補導所修了式(岡町被爆者会館)           |
| 3  | 25 | 原対協理事会(センチュリオンホテル)             |

### 昭和四十五年

- 予算額 七一億円
- 各種手当の所得制限の緩和 二九、〇〇〇円
- 介護手当の増額 一〇、〇〇〇円

### 昭和四十六年度

- 予算額 八六億円
- 健康管理手当の支給対象者の拡大 60才以上
- 特別被爆地域の範囲拡大

### 昭和四十七年度

- 予算額 一一五億円
- 健康管理手当の支給対象者の拡大 55才以上
- 諸手当の増額及び所得制限の緩和
- 特別被爆者の範囲拡大

### 昭和四十八年度

- 予算額 一三三億円
- 健康管理手当支給対象者の拡大 50才以上
- 手当の増額及び所得制限の緩和
- 特別被爆者の範囲拡大

### 昭和四十九年度

- 予算額 一五五億円
- 被爆者手帳の一本化
- 各種手当の増額
- 健康管理手当 七、五〇〇円

- 特別手当 一五、〇〇〇円
- 医療手当 七、五〇〇円
- (新) 治療した者 七、五〇〇円
- 葬祭料 二二、〇〇〇円
- 時津、長与の直接被爆地指定
- 所得制限緩和

### 昭和五十年

- 予算額 二五五億円
- 保健手当の新設 六、〇〇〇円
- 家族介護手当の新設 四、〇〇〇円
- 各種手当の増額
- 特別手当 二四、〇〇〇円
- 治療した者 二二、〇〇〇円
- 医療手当 一四、〇〇〇円
- 健康管理手当 一二、〇〇〇円
- 介護手当 一一、〇〇〇円
- 年令制限の撤廃
- 所得制限の緩和 一一七、五〇〇円
- 葬祭料 二二、〇〇〇円 (六月より)

### 昭和五十一年度

- 予算額 三六九億円
- 所得制限の緩和 一八三、八〇〇円
- 各種手当の増額

### 昭和五十二年度

- 予算額 四三六億円
- 各種手当の増額
- 所得制限の緩和

# 平成6年度特別措置法のあらまし

| 区 分     | 現 行 額                   | 平成6年4月                  | 平成6年10月   | 摘 要 |
|---------|-------------------------|-------------------------|-----------|-----|
| 医療特別手当  | 127,970 円               | 129,700 円               | 135,400 円 |     |
| 特 別 手 当 | 47,160                  | 47,800                  | 50,000    |     |
| 健康管理手当  | 31,440                  | 31,860                  | 33,300    |     |
| 保 健 手 当 | 15,720                  | 15,930                  | 16,700    |     |
| 〃 (加算分) | 31,440                  | 31,860                  | 33,300    |     |
| 家族介護手当  | 20,090                  | 20,370                  | 21,300    |     |
| 介 護 手 当 | 101,030                 | 103,050                 |           |     |
| 葬 祭 料   | 142,000                 | 149,000                 |           |     |
| 総 予 算 額 | 1396.1900 <sup>万円</sup> | 1451.5500 <sup>万円</sup> |           |     |

## 昭和五十三年度

予算額 五三九億三千万円

- 各種手当の増額
- 所得制限の緩和

## 昭和五十四年度

予算額 六六三億七千万円

- 各種手当の増額
- 特別手当 六〇、〇〇〇円
- 健康管理手当 二〇、〇〇〇円
- 特別養護ホーム

かめだけ<sup>\*</sup>建設費計上

- 二世健康診断実施

## 昭和五十五年度

予算額 八三九億円

- 各種手当の増額
- 所得制限の緩和
- 原爆病院移転改築費決定
- 特別養護ホーム

かめだけ<sup>\*</sup>落成

## 昭和五十六年度

予算額 九五五億円

- 医療特別手当の新設
- 認定患者の所得制限撤廃
- 近距離被爆者のうち、ケロイド、身体障害者、孤老に対する保健手当加算分新設
- 各種手当の増額

- 移転改築の新原爆病院の着工
- 特養、かめだけ<sup>\*</sup>満床

## 昭和五十七年度

予算額 九九一億円

- 医療特別手当 一〇二、四〇〇円
- 健康管理手当 二五、一〇〇円
- 保健手当 一一、六〇〇円
- 原爆病院医療器具 九、〇〇〇万円

## 昭和五十八年度

●諸手当の前年度なみ

●所得制限 六九八、一〇〇円

●老人保健法による七〇才以上の被爆者の一部有料制限を阻止

## 昭和五十九年度

予算額 九九一億円

- 医療特別手当 一〇四、四〇〇円
- 健康管理手当 二五、六〇〇円
- 所得制限 七九二、三〇〇円

## 昭和六十年度

予算額 一、〇九二億円

- 医療特別手当 一〇八、〇〇〇円
- 健康管理手当 二六、五〇〇円
- 所得制限 八一、七〇〇円

## 昭和六十一年度

予算額 一、〇九二億円

- 医療特別手当 一一〇、八〇〇円
- 健康管理手当 二七、二〇〇円

# 平成六年度の会費について

平成六年度の会費については、郵便料金が一月に大幅に値上げされました。友の会のごとき大衆運動のなかで、三割近い値上げは重大なる影響を受ける結果となります。それで友の会としても値上げを左記のとおり実施致しますのでご協力下さい。

なお、平成六年度は健康管理手当が

月額 三一、四四〇円から

三三、三〇〇円となり結果的には

月額 一、八六〇円

(年間 二二、三二〇円) アップ致しますので念の為

お知らせ致します。

## ◎ 基準会費

|        |        |
|--------|--------|
| 本部会費   | 一、八〇〇円 |
| 連合支部会費 | 五〇〇円   |
| 支部会費   | 五〇〇円   |
| 合計     | 二、八〇〇円 |

連合支部会費ならびに支部会費は、それぞれの当該支部において決定するものとします。

友の会の支部に属さない人の会費は 二、八〇〇円。

吉岐・対馬・名古屋支部などの連合支部のないところは 二、三〇〇円を本部に上納すること。

被爆二世の会費は昨年どおり九〇〇円とし二〇〇円を支部に還元致します。

## 昭和六十三年度

予算額 一、一六九億円

・癌の集団検診 一億四千万円

・その他、諸手当少額アップ

## 平成五年度

予算額 一、三九六億円

## 平成六年度

予算額 一、四五一億円

## 平成三年度

予算額 一、三三二億円

・健康管理手当 二九、九六〇円

・介護手当最高限度

月額 九四、五〇〇円

・健康管理手当 三三、三〇〇円

・医療特別手当 一三五、四〇〇円

# チクリ、チクリ

かつて韓国の全斗煥大統領と言えばワルの代表選手のようにマスコミなどから批判されていた。私はそんなものかなと思っていたところが政権を五年以内に民主的にゆづると言ったことが新聞に載っていたのでこれは注目すべきことだと思っていた。なるほど、言ったとおり、五年が経過した後、大統領選に再出馬をせず潔く辞められたのでした。その後はご承知のとおり、在任中の身内の汚職がばれて、苦境にたたされ、その罪のために、山寺に二年間こもって贖罪をされたのでした。その後はノ・テ・ウ政権となり、さらに金泳三の文民大統領となり、韓国は政治的安定の時期を迎えて、立派な民主主義国家として世界に認められるようになった。この点に関して隣国日本としては誠に喜ばしい限りである。私は全斗煥大統領を高く評価し偉大な指導者と思っている。権力者となった場合は、長期政権を維持することなく、ある一定の期間を経過したら潔く後任にゆづるのが賢明な道である。耳の痛いご仁も沢山いるであろうがあえて一言をする。

## 最近の世相雑感

このたびの知事選を見て、何とあわれな人の多いことか……とあきれたのでした。

知事選も最後の一週間となれば、勝ち負けが大体わかるわけである。

ところがそうなれば、国会議員とあろうもの、又大会社とあろうものが勝ち馬乗りをするわけですから、互角か、ちよつと票が足りないものが、あのような半数にも足りない票数となるわけです。私は勝ち馬に乗ったからとて、国会議員とか大会社とあるものが、どれだけ得になるのだろうか。中立でおればよいものを……そんな小さな利益に右こ左べんする人を見て、長崎県人のいや日本人の悲しい性をさげすんでみていたのでした。

最近のマスコミによれば、日本政府がブルトニームの生産計画を引きのばしたとありましたが、それは何故か……日本は五十年前の重大犯罪人であり、アジャ諸国と言わずその他の国にも多大なる迷惑をかけた張本人である。その日本が世界に先じてブルトニームの生産計画をたてれば、又核兵器の生産かとおそれおののくのも当然なことである。

加害者日本は、戦争の被害を既に忘れているが、被害を受けた国々は、今もその傷の痛みに苦しんでいるのが実情である。

日本のように戦争犠牲者は放置してのうのうとしている国は世界にないのである。私も友の会がブルトニームの海上輸送に反対して、勤労福祉会館に二百五十名集まり高木仁三郎先生の講演を聞いたが、長崎県では、ただ一団体でした。いや九州全域でも他ではないようでした。それを思えば友の会が老齢化して減退してゆく今日あとの平和運動や、市民運動はどうなることか憂うるところである。

## 平成六年度運動方針（案）

### ◎ 主目標「メーン、タイトル」

一、爆心地から半径十二キロの住民に健康診断受診者証を交付すること。

一、被爆二世定期健康診断を法制化し、原爆症関連疾病については、医療費の国庫負担を実施すること。

一、高齢被爆者対策として、諫早・北高地区、南高・島原地区、長崎市に特養ホームを建設すること。

### ◎ 副目標「サブ・タイトル」

一、被爆者援護法を制定すること。

但し、遺族についての補償を重点とすること。

被爆者年金制度よりも、現行二法の健康管理手当のように健康診断により、受給制度が望ましいこと。

### 解説

連立与党による新政権によって被爆者援護法制定を期待していたが、八頭建の馬車によるものは、自民党単独政権より更にむずかしいものと判ったことです。それよりも被爆五十年を来年に迎えて、被爆者の高齢化が限界まで進んだと思われること。なかでも、広島森 滝市郎さん、長崎の小佐々八郎さんの死は、一時代終わったとの感を深めるところです。そのために今ここに生きている人の問題がより大切であること。

被爆五十五年あるいは六十周年になって、よしんば援護法ができて価値がないものと思ひ、現実路線をとることになりました。又圧力団体から親睦団体への転換をさらに前進させることに致します。

### ◎ 平和運動について

東西冷戦の終結によって、核戦争の危機が遠ざかったので、これまでの運動を大きく修正して今日人類の危機が迫っている地球環境の保全が急務であり又国内的には自然保護の運動を強化し、難病の対策もさらに積極的にとりくみ、弱者を守らなければならぬ。庶民の味方、正義の味方をスローガンに有終の美を飾りたいと思っております。

## 平成6年度予算書

自 平成6年4月1日  
至 平成7年3月31日  
長崎県被爆者手帳友の会

| 収 入 の 部 |            |               | 支 出 の 部   |            |              |
|---------|------------|---------------|-----------|------------|--------------|
| 科 目     | 金 額        | 備 考           | 科 目       | 金 額        | 備 考          |
| 前年度繰越金  | 5,120,414  |               | 人件費       | 7,500,000  | 3名分・パート1名分   |
| 会費      | 27,000,000 | 15,000×@1,800 | 陳情旅費      | 1,200,000  | 上京旅費10万×12名分 |
| 二、三世会費  | 5,400,000  | 6,000×@900    | 普通旅費      | 1,800,000  | 15万×12月      |
| 助成金     | 255,000    |               | 交通費       | 2,600,000  | タクシー代他       |
| 寄付金     | 800,000    |               | 印刷費       | 2,500,000  | 会報など         |
| 雑収入     | 2,500,000  |               | 食料費       | 800,000    |              |
|         |            |               | 通信費       | 1,600,000  |              |
|         |            |               | 会議費       | 1,900,000  |              |
|         |            |               | 事務用品費     | 300,000    |              |
|         |            |               | 備品消耗品費    | 250,000    |              |
|         |            |               | 事務所借料     | 420,000    |              |
|         |            |               | 慶弔交際費     | 2,100,000  |              |
|         |            |               | 雑費        | 2,400,000  |              |
|         |            |               | 水道光熱費     | 400,000    |              |
|         |            |               | 振替手数料     | 120,000    |              |
|         |            |               | 二世還元金     | 1,200,000  |              |
|         |            |               | 助成費       | 400,000    |              |
|         |            |               | 記念品費      | 800,000    |              |
|         |            |               | 福祉施設建設基金へ | 3,000,000  |              |
|         |            |               | 予備費       | 9,785,414  |              |
| 合 計     | 41,075,414 |               | 合 計       | 41,075,414 |              |

## 平成5年度決算書

自 平成5年4月1日  
至 平成6年3月31日  
長崎県被爆者手帳友の会

| 収 入 の 部 |            |            | 支 出 の 部   |            |     |
|---------|------------|------------|-----------|------------|-----|
| 科 目     | 金 額        | 備 考        | 科 目       | 金 額        | 備 考 |
| 前年度繰越金  | 5,261,075  |            | 人件費       | 3,788,800  |     |
| 会費      | 20,388,200 |            | 陳情旅費      | 981,650    |     |
| 二、三世会費  | 4,423,925  |            | 普通旅費      | 1,632,100  |     |
| 助成金     | 255,000    |            | 交通費       | 2,583,300  |     |
| 寄付金     | 1,300,000  | 松浦市安田泰華様より | 食料費       | 748,098    |     |
| 雑収入     | 1,525,648  |            | 印刷費       | 2,463,780  |     |
| 仮受金     | 400,000    |            | 通信費       | 1,356,058  |     |
|         |            |            | 会議費       | 1,758,455  |     |
|         |            |            | 事務用品費     | 227,138    |     |
|         |            |            | 備品消耗品費    | 295,035    |     |
|         |            |            | 事務所借料     | 420,000    |     |
|         |            |            | 慶弔交際費     | 1,906,749  |     |
|         |            |            | 雑費        | 2,035,959  |     |
|         |            |            | 水道光熱費     | 229,053    |     |
|         |            |            | 振替手数料     | 77,940     |     |
|         |            |            | 二世還元金     | 928,000    |     |
|         |            |            | 助成費       | 1,650,000  |     |
|         |            |            | 記念品費      | 2,351,319  |     |
|         |            |            | 福祉施設建設基金へ | 3,000,000  |     |
|         |            |            | 次年度繰越金    | 5,120,414  |     |
| 合 計     | 33,553,848 |            | 合 計       | 33,553,848 |     |

註……福祉施設建設基金は別途会計に繰出し

## 東西冷戦終結と長崎の鐘

たしか昭和五十九年の政府、国会陳情のときでした。若干の時間があつたので国際軍縮議員連盟の会長である大石武市さんと、参議院議員会館でお会いすることができました。そのとき大石さんがころよくお会いしてくれたのは、私が中村禎二先生にお願ひして議員連盟に入会したからだだと思ひます。ひとしきり話が進んだところで、「平和運動も手づまりの状態ですね」と私が言うとき先生も「全くですね」と相づちを打たれた。

当時の状態ではいかんともしがたい、世界情勢でした。帰路桜の車中で、私は次のようなことを考えたのでした。東西冷戦を終結させるためには、政府などの公式の機関では、公式論ばかり述べて、とても駄目だと思ひ、これを打開するためには市民外交でやってみたらと思つたのでした。そこで長崎に帰つてから、県評の事務局長で原水禁事務局次長でもある矢嶋良一さんにこのことを伝えたわけでした。

それから三ヶ月後のことでした。矢嶋さんから実はソ連から観光使節団が長崎港に入港するからと電話があり、よしその観光使節団の歓迎パーティを友の会と原水禁で引き受けよう」となつたのでした。

当時はソ連と言えば、あたかも敵国を言うような観念でした。誰ひとりとして歓迎するものもなく、県評がささやかに迎えていたことでした。そこで昭和五十九年十一月十

九日、かめだけホームで、使節団長レフコフ・アレクサンドル以下三十名のもと、友の会・原水禁四十名・計七十名のものが、集会して、歌や踊りの果てには、酒やビールとなり、日ソ親善平和友好の輪がひろがったのでした。宴果てて、ソファにもたれながら、私が団長に、平和友好のあかしとして、ソ連邦に長崎の鐘を贈りたいと申し出たところ「喜んでお引受け致します」となつたのでした。レフコフ団長は「あなた方はソ連のいかなるところに來られても、最高の歓迎を受けるでしょう」と申されたのでした。それから十数回にも及ぶ日ソ親善パーティが「かめだけホーム」において開かれたのでした。なかでも平成二年五月、かめだけに於いて、日ソ親善の歓迎パーティには、ソ連邦の観光客から二百五十名、友の会から三百五十名、計六百名を数える人達で盛大に行われました。

当時ソ連邦は禁酒令のおかげで皆さんは酒は呑んでいなかったらしく、みんなが酔っぱらって、草原に寝ころんだ人もいたくらいでした。皆さん若くて、女性はそれはそれは目を見張るばかりの美人で、人なつこくて、本当に日ソ親善、不戦の誓いの実をあげたものでした。ところがバス六台が西海橋見学に出発したあと、二人の青年がホームに戻つて來たので、亡命ではないかと緊張したところ、ビールを飲みすぎて近くの草原に寝ころんでいたの、バスの発車を知らなかつたと言ふことでしたので安堵した次第でした。

この青年二人が、私が最近購入したデボネアが良い車だと言つて、エンジンを見せてくれなど非常に欲しがっていたこ

となど今もよく覚えております。その他にもソ連大使館の人達、要人達が、長崎に来られる度に「かめだけホーム」で、友の会・原水禁の仲間とともに歓迎パーティを行っていました。ですからソ連大使館の人達は稲佐国際墓地の清掃とともに長崎に好い印象を持っておられたわけでした。

それは私が当初から予測したとおり、米・ソ両国が軍備の重みがぎりぎりの状態まで来ており、何とかして平和路線をとらねばならなかった事情でした。

昭和六十三年八月九日、ソ連邦レニングラードの中央公園に長崎の鐘が設置され日本の親善使節百二十二名が贈呈式に出席し、大いに日ソ親善平和友好の実績をあげたのでした。私の家内も参列したが、ソ連邦の各地において盛大なる歓迎を受けたそうです。続いて平成二年九月十八日、中国瀋陽市に、平成二年十二月八日、米国・ハワイ州・ホノルル市に長崎の鐘を贈り、日中親善・日米友好、平和友好の実をあげる事ができたわけでした。

平成三年四月十七日、ソ連邦ゴルバチョフ大統領が来日し、日本の各地を廻られたのでした。その際当初の計画では広島市までの日程が決定していたのですが、急にゴルバチョフ大統領は、それを変更して長崎行きを決意されたわけでした。それは何故か、私どもが行った十数回に亘る歓迎パーティ、長崎の鐘を送ったこと、又、日本最大と言える稲佐国際墓地の清掃などが高く評価された結果だと思っております。

ゴルバチョフ来崎が決定されたとき、県の秘書課長の横尾さんが高田知事が深堀会長に相談したいことがあるので県庁

に来てくれと連絡があったが、私は行かなかった。それは何故か……高田知事が原水禁とともに戦っていた私ども被爆者運動にこの十年間何もしてくれなかった。又、平和運動にも同じく無理解であった。何もしないものがよかときばかり、県庁に呼びつける。失礼なことに私は気分を害していたのでした。

それから当時は、長崎市長選の最中でしたので、自民党政府と本島市長の確執が続いていたので、政府はできるだけ、本島市長にゴルバチョフ大統領の平和公園への案内役を避けさせたい気持ちでゴタゴタしていたのでした。そこで業をにやしたマスコミが一体どうなっているのかと行って、NCCの徳永記者が私のところへやって来た。会長、ゴルバチョフ大統領の日程がわからんが、ソ連大使館に直接電話をかけるのは貴方しかいないのでかけてくれ”と言ったので、すぐにプーラフ一等書記官に電話して長崎の選挙の事情を説明したわけでした。私どもは、市長選挙と言うタイミングの悪さに大いに迷惑したのでした。

平成六年四月の今日、東西冷戦の終結の過程を静かにかえりみると、ゴルバチョフの来日、来崎が大きなポイントとして評価されるべきことであつたと思う。又、この大事業の裏方をきりもりした矢嶋事務局長の誠実な人柄と粘り強い闘争心、原水禁の仲間達のご協力があつたればこそと思つてゐる次第です。

# のお知らせ

て、原爆被爆者に下記のような手当が支給されます。

| 所得税額による制限                               | 申請に必要な書類                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                   |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 所得制限撤廃                                  | (共通のもの)                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                   |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税変更<br>3,473,200円までの人 | ① 世帯全員の住民票の写し<br>(住民票とう本)<br>住民登録をしている市役所又は支所で請求して下さい。                                                                                                                                                                                                                 | ① 特別手当認定申請書<br><br>② 診断書(特別手当用)<br>・指定医療機関で診断してもらうこと。             |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>3,473,200円までの人 | ② 申請者、配偶者又は生計を維持する扶養義務者の前年分の所得税額を証明する書類<br>{ 1月から3月までに申請する人は前々年分、4月申請する人は前々年分と前年分を提出のこと }<br><br>(1) 会社等に勤めている人は、勤務先の交付する給与源泉徴収票<br><br>(2) 自営業など事業主は、確定申告の写し又は税務署の納税証明書<br><br>(3) その他市民税申告受付票、年金証書など所得を証明できるもの(長崎市のみ)<br><br>(4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明が必要です。<br>(但し合算はしない) | ① 健康管理手当認定申請書<br><br>② 診断書(健康管理手当用)<br><br>・かかりつけの病院などで診断してもらうこと。 |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>3,473,200円までの人 |                                                                                                                                                                                                                                                                        | ① 医療手当支給申請書                                                       |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>3,473,200円までの人 |                                                                                                                                                                                                                                                                        | ① 医療手当支給申請書<br>② 認定医療証明書<br>・指定医療機関で証明してもらうこと。                    |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>3,473,200円までの人 | ③ 被爆者健康手帳                                                                                                                                                                                                                                                              | ① 介護手当支給申請書<br>② 診断書(介護手当用)<br>③ 介護料の支払いを証する書類(領収書)               |
| 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>3,473,200円までの人 | ④ 印かん                                                                                                                                                                                                                                                                  | ① 介護手当支給申請書<br>② 診断書<br>③ 介護申立書                                   |
| 所得制限はありません。                             |                                                                                                                                                                                                                                                                        | ① 葬祭料支給申請書<br>② 死亡診断書又は死体検案書<br>③ 死亡した被爆者の住民票の抄本または削除された住民票の写し    |

(平成6年度改正)  
**原爆特別措置法による被爆者援護**  
「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」によつ

| 種 別           | 支 給 対 象 と な る 人                                                                                                                                                                                                                                                                              |                      | 支 給 金 額                                     |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------------------------------------------|
| 医 療<br>特別手当   | 負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生大臣の認定を受けたもの(認定患者)のうち、現在も認定を受けた負傷又は疾病の状態にある人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                  |                      | 4月から<br>月額 129,700円<br>10月から<br>月額 135,400円 |
| 特別手当          | 上記の認定を受けたことのある人で現に治ゆ等により当該認定に係る負傷又は、疾病の状態でない人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                        |                      | 4月から<br>月額 47,800円<br>10月から<br>月額 50,000円   |
| 健康管理<br>手 当   | 原爆被爆者で次の疾病にかかっている人に支給されます。<br>(手当の支給される病気)<br>1 造血機能障害 貧血症・白血病など<br>2 肝臓機能 〃 悪性肝炎・ビールス性肝炎を除く<br>3 細胞増殖機能障害 悪性新生物(がん等)<br>4 内分泌腺 〃 糖尿病など<br>5 脳血管 〃 脳出血など<br>6 循環器 〃 高血圧性心疾患・慢性虚血性心疾患<br>7 腎臓 〃 慢性腎炎・ネフローゼなど<br>8 視機能 〃 白内障(先天性を除く)<br>9 呼吸機 〃 肺気腫など<br>10 運動器 〃 変形性関節症など<br>11 消火器 〃 潰瘍の伴うもの |                      | 4月から<br>月額 31,860円<br>10月から<br>月額 33,300円   |
| 健康手当          |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                      | 4月から<br>月額 15,930円<br>10月から<br>月額 16,700円   |
| 健康手当<br>(加算分) | 1. 3級以上の身障者であること。<br>2. 子、孫のない70才以上のもので、ひとりで住んでいるもの。<br>3. ケロイドの人                                                                                                                                                                                                                            |                      | 4月から<br>月額 31,860円<br>10月から<br>月額 33,300円   |
| 介護手当          | 原爆被爆者で厚生大臣の定める特定の障害のあるため、医者が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給されます。                                                                                                                                                                                                                                        | 介護人等を雇って介護料を支払ったとき。  | 介護日数20日以上<br>月額<br>103,050円まで               |
| 家 族<br>介護手当   | 介護が必要にある人が家族から受けた場合。                                                                                                                                                                                                                                                                         |                      | 4月から<br>月額 20,370円<br>10月から<br>月額 21,300円   |
| 葬 祭 料         | 原爆被爆者が死亡した場合、その葬儀を行った人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                                               | 昭和59年9月1日以降に死亡した被爆者。 | 149,000円                                    |

## 政治家今昔物語

私が被爆者運動をはじめた頃が昭和三十二年でした。当時、政府、国会陳情のために上京したときに、一番印象の深かったことは政権政党であった自民党の国会議員の立派なことに驚いたことでした。

私はその頃、農林統計に勤めていたため全農林労働組合に所属しておりました。その影響が自民党の国会議員はみんなが保守反動のたぐいと思っていたのでした。ところがどうしてどうして、先ず、田口長治郎代議士とお会いしましたところ、先生いわく「長崎から来たのでお疲れだったでしょう。ソファにゆっくりお休みなさい」と、それから動員学徒の件については、宮原事務局長からよく聞いておる、貴々方、戦争犠牲者があつて、今日の日本の繁栄があるのですから、私どもは貴々方にむくいる為に一生懸命やるからとのことでした。

次に二区の白浜先生を訪ねたところ、気さくでざっくりばらんで自分は女房、子供を原爆で死なしたので、貴々方の気持ちはよく判る、田口長治郎先生と連携をとりながら頑張るからと云って頂きました。その良心的な言葉、誠意にほとほと感激したのでした。それから松野頼三先生など数名の自民党の先生方を訪問したが会う人の殆どが高まいた理想を持ち、しかもロマンがあり且つ哲学をもっておられたのでただ驚くばかりでした。それ故に私も動員学徒の件は、スムーズに行き、昭和四十六年には宿願の軍人なみの処遇をかちとることができたのでした。

最近上京してつくづく感ずることは政治家の粒が小さくなったことです。それは与党も野党も。いつか金子原二郎代議士に対して「近頃の政治家は粒が小さくなったね」と云うと、金子代議士いわく、それは貴方が大きくなったからではないか、私は決して大きくなったわけではない、あの崇高な気持ちで働かれた田口長治郎代議士、頼まれれば、損得を全然考えないで他県の仕事も深く引き受けていた白浜仁吉先生、相次ぐ漁船拿捕に漁船に大砲を積んで韓国との戦争も辞さない云って朝鮮海峡に船を進めた金子岩三代議士、なんと意気さかんなることか、ところが、あれか

ら三十数年の歳月が経過したが、あの立派な自民党が政権を離れているが、私は当然な結果だと思っております。昭和五十年代の中曽根政権の時代に腐敗がだんだんと進み、これじゃ自民党は駄目だなあと感じておりました。福祉は切り捨て、軍拡をどんどん進めて行きました。中曽根政権発足当時が防衛費が二兆六千億で、五年目には四兆円にも増やしたのでした。それに対して私達の健康管理手当は五年間で数百円のアップにしかならなかったのです。そのときでした、健康管理手当を百円アップとは被爆者を馬鹿にするなど自民党県連にかみついたのでした。ところがその翌年から物価スライド制が導入されて今日のような状況となったわけでした。

それに較べて今の政治家の元気のなさ、まるでサラリーマンみたいではないか。こちよこちよとして、私利私欲を追い求めようとしか見えぬのはどうしてだろうか。太平の時代には立派な人物が出ずむしろ乱世にならんと大人物は出ないと云われているがその影響だろうか。今の国会議員で昔の市会議員ぐらいの器量ではあるまいか、県会議員で町会議員なみの器量ではあるまいか。そう云えば長崎県議会においても昔は傍聴者がつめかけて満員になって札止めとなっていたことがしばしばあったが、現在は閑古鳥の鳴く議場となっているようだ。理事者に対して何もかもかみつけとは云わないが県民の代表としての自覚が足りないのではないかと思うのです。

このような状況が今後も続くのであれば、今に議会は要らないと云った物騒な意見が出て来るのではなからうかと危惧するところだ。政治を志す者よ、国家、国民のことを念頭におき、人類の未来を展望しておのれを空しくして頑張ってください。金の欲しい人は商売人となって大いに儲けて下さい。又、昔のような井戸べい議員の出現を切に祈っております。

## 小佐々八郎さんの死を悼む

深堀 勝 一

それはたしか、昭和三十五年八月六日のことだったと思います。私をはじめ、広島原爆の慰霊祭に出席したときの思い出です。

前日八月五日のさくらに乗ったのが午後四時頃のことでした。広島駅に着いたのが午前二時三十分、駅には広島県動員学徒の会の大口ふさ子会長、中前妙子さんなど数名の人に迎えて頂きました。そして旅館に案内されたところ、二階から小佐々八郎被災協会長に「よく来たね」と声をかけて頂きました。

私は午前三時頃の深夜に待つてくれた小佐々さんは、何と親切な人であろうかと思つたのでした。帰路福岡の西公園の木陰で私はつい寝込んで、もう起きらんね汽車におくれるばい」と声をかけられたのがよい思い出となつたわけでした。それから小佐々さんとは仲良くなり、土地を数件買つて頂いたのでした。

小佐々さんとは海千山千の人で、よく世間を知つておりました。世間では海千山千と言えば悪知恵の人が多いのも事実でした。しかしながら、小佐々さんは海千山千でありながら、ひとつもずるさがなく、私との間の金銭取引も全然汚いことをしない人でした。このような人をほんとうに紳士と呼ぶのではないかと思つた次第でした。

私も六十六才となり俗に言う海千山千と呼ばれる人間に近い人間になつたと思います。私はこの人生においていろんな知識を持つていると思います。しかしながらこの知識を悪用して金儲けに走ることを絶対に止めることにしております。そしてこの知識を弱者のため、庶民のために使いたいと思つております。これが、人生の大先輩小佐々八郎さんから得た尊き教訓であると思つています。小佐々さんあの笑顔で後の世を明るくして下さい。

## ラムサール条約に思う

本日新聞の伝えるところによれば釧路で開催されている、ラムサール条約締結国会議に日本の環境庁長官と外務政務次官が出席して基金に壹仟万円寄付されたとのことですが……。

思うにラムサール条約とは、地球環境保全運動の一環として、今日俄に脚光浴びつつある運動として私どもも高く評価しているところですが。皆さま方既に御承知のことかと思つますが、庶民の間でもささやかれている気象条件の変化は環境破壊による原因だときめつけるむきもあるようだが、決して無縁なものではないと思つています。しかも悲しいことには地球環境破壊の第一人者が経済大国日本であるということも認めざるをえないところですが。しかも僅か壹仟万円の基金を日本国の代表として提出して恥ずかしいことではないでしょうか……。壹仟万円ではなく、壹億円の間違いではないかと私も目を疑つた次第です。今日人類がかかえている最大の難関は地球環境の保全であり、しかも緊急の課題であると思つています。

皇太子のご成婚に使われたと言われる数十億円の国民の血税と、地球環境保全のために身銭を切つて闘つている人達のことを思えば、空しいことばかり起きる日本だと思つています。国費はもっと適切な支出をして頂きたい。

長崎市坂本一丁目八の二九

団体役員 六十五歳

深堀 勝 一

## 感謝状

平成五年八月十七日

安田 泰華 様

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀 勝 一

あなたは、昭和十七年十二月戦雲急を告げる昭和十七年十二月朝鮮半島から強制連行のかたちで長崎県鹿町町の大加勢炭鉱に徴

用され、厳しい生活環境のなかで、石炭増産のために炎熱肌を焦がす日も、氷雨激しく降りしきる夜半も、懸命の働きを為されました。

しかるに、昭和二十年五月には貴方には召集令状が届き、大村部隊に入隊されるところとなりました。

敗戦の最後のあがきとして本土決戦を夢見る軍首脳部は、橘湾防衛のために、貴方を長崎県日見村の日見小学校に駐屯させ、来るべき日に備えて戦闘訓練を続けさせる日々となった訳でした。

ところが、昭和二十年八月九日、午前十一時頃、米軍が投じた原子爆弾によって、爆心地から七㎞離れた同小学校は甚大なる被害を受けるところとなりました。その際、校庭にいた貴方は強烈な爆風によって難聴になったのです。

その後、翌八月十日から長崎市浦上方面に救援活動を命ぜられ、被爆市民救助のため東奔西走されるところとなりました。

昭和二十年十月、召集解除の命令を受け、貴方は再度、大加勢炭鉱に復職されました。昭和二十一年八月頃から同僚朝鮮人の婦国が相次ぎ、貴方も婦国の準備のために、ヤミ舟の婦国情報を求めて松浦市を休日毎に訪ねておられた訳でした。

昭和二十一年九月十五日、日曜のこの日は炭鉱を休み、ヤミ舟の情報を求めて探し歩き、帰路のためにみくりや駅のホームにたづみ、列車待ちをしていたのです。

ところが、列車進入の音が原爆による難聴の貴方には聞こえず、列車に接触し、右上腕部の切断の重傷をおったわけでした。親切なる間宮先生の執刀により一命を救われ、今日に及んでおります。

貴方は右上腕部切断のハンディにめげず、みくりや漬を開発して地域産業のために貢献されました。しかもこのたびは、私ども友の会に対して高額な寄付を申し出られました。友の会としては、貴方のご厚志に感謝し、有難くお受けすること致しました。

何卒、安田夫婦のご多幸ご健勝を祈念して、ここにささやかながら記念品を贈り感謝の意を表する次第です。

## 第六回友の会平和賞

現住所 大阪市中央区心斎橋筋一丁目二七  
氏名 岩崎和佳子

あなたは、眼科医としてバヌアツ島におもむき、眼疾患に苦しむ多数の患者の治療を十年間に亘ってなされたことは、私ども被爆者手帳友の会の基本的な理念に全く合致するところでは、私どもはこの行為に対して「友の会平和賞」を贈り、エールの交換を致したいとおもいます。

どうか、岩崎和佳子先生のご多幸とご健勝を祈念し、ここに平和賞を贈ります。

平成五年十二月八日

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀勝一

### 解説

ある夜のことでした。テレビを見ていたところ、南の眼科医のいないところで十年間に亘って、無料奉仕をしている。日本人の医師が放映されておりました。私は、かねがね、どんなに医学が進歩しても、又、医師の数が増加しても、奉仕するという心がけの医師がいない限り、人間は幸福になることはないと思っておりました。

岩崎和佳子先生こそが、私の願望に叶った医師だと思い、第六回友の会平和賞を贈ることに致しました。

## 減反政策と今日の米事情

それはたしか、昭和四十年代半ばの頃でした。私が農林統計に勤めていた時のことでした。

米の供給過剰による、米の減反政策が政府により計画されたのは、それは戦中戦後の食糧不足のため、農林省が一貫して米の増

産政策を推進させていたものでした。ところが、パン食が国民の間に定着して来たため、米の過剰時代を迎えて政府としてこれまでの増産体制から減反政策へと政策転換を断行したわけでした。

私も農林省に勤めていた職員から、これは大変なことだと異議をとねえるものが続出して役所のなかはあつちにおつづつ、こちらにおつづつと言った状態でした。私も反対論者の言うとおりのことを思っておりました。水田と言うものは、日本民族が何百年何千年と長い年月をかけて、造ったものであり、水の流れを止めることになれば、その影響が、あちこちと出て来て、水田が水田としての機能を失くなるのではないかと。

又現在は豊作につぐ豊作であっても冷害などによる凶作が続いたら、必ず米の不作となるであろう。そのときに減反政策を解除して増産体制をとつても減反水田の四割ぐらいいいか、もとの水田には戻らないだろう。それに農家に米を作るなど言つても、農家の主力作物は米であつて、農家は崩壊し農村社会はなりたないのではと、言う理由でした。それよりも米が余剰であれば海外援助物資として経済援助に廻すことにしたらよいではないか……。

そこで数名のものと一緒に、声高に米の減反を吹聴して、役所のなかをぶつて廻つたのでした。勿論理事者からは例によつてにらまれ、又冷飯を食わされたのでした。私はたとえ冷飯を食わされても、日本民族の将来にかかわることは言うべきときは言わなければと思つていたのでした。

平成六年三月米騒動が起きたときに、農林省の友人に「ザマを見ろ」と電話して快感を覚えた次第でした。

## チクリ、チクリ

子供の頃、人類滅亡の日のことを親達から聞かされていたが、その予言者のいうとおりで、最近の情勢を見るとそのようになって来ているのである。人類があまりにも悪くて、神の怒りを買つて、太古、ノアの箱舟のときは水をもつて人類を滅亡されたが、次は火をもつてつぶされると言う。つぶされる火というのは、原爆、水爆ではなからうかと思うのである。

また、国が二つに分かれて、民族同志達が戦争をするというくだりがあるが、世界の各地でこのような現象が起きているのである。

この度の長崎県知事選においても、三選でよいものを、四選に出て金儲けをはかっているものがある。当初は二選しかしないということであつたが……それは何も高田さんだけのことではない。政治家はみなベテンスン師だと言つていた医師があつたが、その通りであると言いたい。私はかねてから欲たれは欲でつぶれると言つてきた。皆様よくご注意なさつて下さい。人間の欲望ほど恐ろしいものはないのである。

## プロ野球雑感

Jリーグの人気におされて、プロ野球の人气が異常に後退したところが最近話題となつている。もともとプロ野球と言うものは、占領軍のあと押しでできたようなもので、本来自ら切りひらいて人気をかちとつたスポーツではないのである。

プロ野球と言えば、スポーツの王様みたいで、おごりたかぶつた企業であつたので、ザマを見ろと言つてやりたい。あのアレデレした試合運び、プレイヤー達の思ひ上がった姿など反省せねばならぬ点が多々あつたのである。

桑田選手の十数億に達する借金。たかが高校を出たばかりで野球ができるばかりに天下を取つた気持ちではなからうか、……しかしこれは桑田選手ばかりが悪いのではない。この人間をこのようにしたマスコミなど周囲の人達はもつと悪いのである。

又西武の森監督、野球は勝ちさえすればよいと言つた。何年も続いて優勝する森さんがプロ野球を駄目にした男の代表ではなからうか。勝ちさえすればよい、ねちねちしてひとつも面白くない、時には奇想天外なことをやってみたら……。

丁度ゴルフ界のデビット石井のようだ。それに較べてジャンボ尾崎は豪快で見えていて気持ちがいい。政治家も一緒である。選挙でコソクナことをして勝つた政治家がおる。さつさと辞めろと言いたい。

# 原爆特養ホーム設置懇談会

とき 平成六年四月二日(土) 五時〇〇分

ところ 長崎市平野町 宝来軒別館

## 一、目的

被爆五十周年を迎えて、被爆者の高齢化がさらに進み、特養ホームの設置が緊急課題となったのである。既存のものは、かめだけは遠い位置にあるのに、又恵ヶ丘は遠くかつ標高三〇〇メートル以上もあるところのために老人には寒さがこたえるところである。その為に長崎市の中心部に原爆特養ホームを設置してくれとの要望が特に強いのである。

## 二、設置母体

長崎市などが運営している原対協が望ましい。

広島市においては、県・市などが運営している特養ホームがあるが、県・市などあらいが多、その面における障害がある。

## 三、ホームの規模

(イ) 被爆者専用 五〇床

(ロ) 被爆者ならびに非被爆者 五〇床

(ハ) 被爆者の夫婦であつて、ひとりが被爆者、ひとりが非被爆者であること。

被爆者世帯で父母が被爆者であり、こどもが非被爆者であること。又その逆の場合であること。

被爆者世帯であつて、兄弟・姉妹のひとりが被爆者であり、他の人が非被爆者であること。

四、入居者の部屋は平屋建とすること。

五、被爆五〇周年の記念事業とすること。

六、広島市においては、昨年第三の原爆特養ホームが七〇億でオープンしたこと。

# 植樹祭は果たして必要か

長崎市の郊外をときどき車で走るときがありますが、特に目立つのが採石をおえたはげ山がやけに目につくのは私だけでしょうか。

海外からのレポートによると、アジア諸国の森林を潰滅的なまでに破壊したのは日本の資本家達だと言われております。金、金、金と利益を追求して止まない日本人のあわれな性を見るにつけても、私は悲しい思いをしております。

植樹祭は戦後まもないとき、ある林業団体が実施したこの種の催しに昭和天皇がその必要性に着目されて出席されたのがはじまりで、その後この催しが、定着して、全国に受け継がれて行つたと聞いております。

ところが、だんだんと華美となり規模が拡大発展して、今日では一大イベントと成り果てております。最近鳩山文部大臣が「森林を切り倒して植樹祭をするのは筋違いだ」と批判されたことがありますが、誠に思つてもつともなことだと思つた次第です。

顧みずと植樹祭は全国各都道府県を一巡したそうですが、イベントのためのイベントと成り果てている植樹祭をやめるときが来ているのではないのでしょうか。

当初立案した、林業団体の諸先輩の方々、これに賛同されて純粋なところで参画された昭和天皇の意志と随分かけはなれた方向で進んでいる現状を見るにつけて、為にせんがための為政者に対して注意を促したいと思つております。

それよりも、アジア各国の森林資源を破壊している資本家の制限を強化し、又国内においては採石業者など採石した後は樹木をもつて復元させるなど適切で効果的な施策を緊急に実施すべきときが来ていると思ひます。

坂本一丁目八一二九

深堀勝一

団体役員 六十五才

## ●被爆者手帳友の会会則

- 第一条 本会被爆者手帳友の会と呼び事務所を長崎市坂本町八の二九におきます
- 第二条 本会は左の事業を行います
- 1 被爆者援護法の制定を推進します
  - 2 被爆者の相互扶助・親睦を図り明るい市民生活を送ることを促進します
  - 3 被爆者の社会的・経済的地位の確立に努力します
- 第三条 本会はつぎのもの（会長の承認によって会員となつたもの）で構成します
- 1 被爆者手帳を持つてゐる人
  - 2 原爆により肉親を死亡させた人
  - 3 本会の趣旨に賛同し本会に献身的な奉仕をする人
- 本会に入会するものは入会申込書を提出することができます
- 会長は不適當と思はれる人に入会を拒否することができます
- 本会会員で会の名譽を傷つけ、又は不適當と思はれる場合は理事会にはかり除名します
- 第四条 本会に左の役員をおきます
- 1 会長 一名、副会長 四名、監事 二名、事務局次長、事務局次長、会計各一名、理事 若干名、理事長、常務理事各一名
  - 2 本会に相談役 若干名をおくことができます
- 役員は左の方法により選出します
- 第五条
- 1 会長、副会長、監事は総会で選出します
  - 2 事務局次長、事務局次長、会計、理事、理事長、常務理事及び相談役は会長の任命によります
  - 3 役員は二年として再任を妨げません
- 第六条 本会に左の決議機関をおきます
- 1 総会は年一回招集し、最高の決議機関であつて予算決算、事業報告、役員改選、会則改廃の議決をします。ただし、代表者大会をもつて総会にかえることができます
  - 2 理事会は総会につぐ決議機関です
  - 3 総会、代表者大会、理事会は出席者の過半数をもつて議決します
- 第七条 本会が必要な地域に支部を作ることができます
- 支部規約は本部会則に準じます
- 第八条 本会の収入は左の方法によります
- 1 会費は年額一、八〇〇円（一世帯当り）とします
  - 2 本会の趣旨に賛同する人より寄付金を受くることができます
  - 3 県・市等公共団体より助成金を受くることができます
- 第九条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日で終わります
- 第十条 本会則は昭和四十二年六月十八日より発効し総会の議決をもつて改正します
- 四條二項、五條二項及八條一項は五十一年度で改正し五十一年度から実施します

昭和43年起  
被爆者手帳友の会会報綴

発行日 平成6年6月15日

発行所 長崎県被爆者手帳友の会

〒852 長崎市坂本1丁目8-29

電話 44-9263 44-6244

発行者 会長 深 堀 勝 一





